東京都主税局税制部税制調査課 御中

諸外国における寄附をめぐる税制の在り方及び「ふるさと納税」の利用実態に係る調査委託

最終報告書

MRI 三菱総合研究所

インフラ・都市政策本部

2026年3月31日

目次

1. 調査の目的・全体像 8

1.1 調査の目的 8

1.2 調査の全体像 8

2. 諸外国における寄附金税制に関する調査 10

2.1 寄附制度及び寄附行動に係る学術研究調査 10

2.2 諸外国における寄附金税制に関する調査実施概要及び調査対象国の選定 12

2.3 日本における寄附金税制概要 16

2.3.1 日本における寄附金税制の変遷 16

2.3.2 現行の寄附金税制概要 17

2.4 北米における寄附金税制に関する調査 22

2.4.1 米国寄附金税制の概要 22

2.4.2 カナダ寄附金税制の概要 29

2.4.3 北米寄附金税制に関する論点 36

2.4.4 北米現地調査に向けた事前意見交換 43

2.4.5 北米現地調査概要 44

2.4.6 北米現地調査におけるヒアリング項目 46

2.4.7 北米現地調査で得られた主な知見 48

2.4.8 北米現地調査で得られた示唆 52

2.5 韓国における寄附金税制に関する調査 57

2.5.1 韓国寄附金税制・「故郷愛寄附金」制度の概要 57

2.5.2 韓国現地調査概要 67

2.5.3 韓国現地調査におけるヒアリング項目 68

2.5.4 韓国現地調査で得られた主な知見 72

2.5.5 韓国現地調査で得られた示唆 84

2.6 その他諸外国の制度・論点 86

2.6.1 遺贈寄附について（英国等） 86

2.6.2 政府間財政調整について（ドイツ等） 87

3. 都民の「ふるさと納税」利用の実態調査 91

3.1 都民の「ふるさと納税」利用の実態調査全体像 91

3.1.1 調査目的 91

3.1.2 調査方法 91

3.2 調査設計・調査項目 91
3.3 調査結果・結果の考察 97
3.3.1 調査票回収結果 97
3.3.2 単純・クロス集計分析（抜粋） 97
3.3.3 ふるさと納税の課題に関する RCT（ランダム化比較試験）分析 104
3.3.4 「ふるさと納税」廃止に向けた分析結果 116
3.3.5 「ふるさと納税」廃止後の寄附意向に関する分析結果 121
3.4 調査結果まとめ 130
4. 調査結果を踏まえた日本の寄附金税制・制度の検討 131

図 目次

図 1-1 本調査の全体像 9
図 2-1 日本における寄附金制度の変遷の概略図 17
図 2-2 日本における個人寄附額・寄附者数の推移 19
図 2-3 寄附金控除制度利用の有無 20
図 2-4 日本における法人寄附額の推移 21
図 2-5 (参考)「企業版ふるさと納税」による法人関係税減収額推計(理論上限値)[13,14,15] 22
図 2-6 米国寄附金税制の全体像概略 24
図 2-7 カナダにおける寄附金額総額及び平均寄附額の時系列推移 31
図 2-8 カナダ・米国の所得階層と寄附割合※ 34
図 2-9 カナダ・米国の個人寄附の寄附先の分野別構成比(2023 年:金額ベース) 35
図 2-10 日本の寄附先の分野別構成比(内閣府意識調査による) 36
図 2-11 日本における NPO 認定制度の概要及び認定 NPO 数 43
図 2-12 韓国の故郷愛寄附額・件数の推移 61
図 2-13 故郷愛寄附制度の認知度及び寄附行動への影響 63
図 2-14 民間による故郷愛寄附制度ポータルサイト、WeGive の画面構成 75
図 2-15 韓国の地方財政のイメージ(2025 年) 76
図 2-16 指定寄附制度の導入による寄附者の意識の変化イメージ 80
図 2-17 韓国故郷愛寄附制度の指定寄附とは 80
図 2-18 Giving Korea 調査による個人寄附の動機の推移 82
図 2-19 英国における遺贈寄附総額の年次推移 87
図 2-20 ふるさと納税と地方交付税 90
図 3-1 本調査回答者の性別(n=10,286) 98
図 3-2 本調査対象者の年代(n=10,286) 98
図 3-3 本調査回答者の個人所得分布(n=10,236) 99
図 3-4 2024 年に行った「ふるさと納税」の寄附額(n=10,286) 100
図 3-5 2024 年に行った「ふるさと納税」の申告方法(n=10,286) 100
図 3-6 「ふるさと納税」の目的や制度に対する理解度(n=10,286) 101
図 3-7 「ふるさと納税」制度の本来の趣旨や税の公平性等の観点を踏まえた現行のふるさと納税制度に対する課題意識(n=10,286) 102
図 3-8 「ふるさと納税」の目的や制度に対する理解度×ふるさと納税制度に対する課題の有無(n=10,286) 103
図 3-9 「ふるさと納税制度」における課題認知(n=10,286) 104
図 3-10 ランダム化比較試験(RCT)の実施イメージ 105
図 3-11 RCT での介入内容 105
図 3-12 RCT 分析結果 106
図 3-13 カイ二乗検定の考え方 106

図 3-14 ランダム化比較試験(RCT) 属性別効果の分析方針 107
図 3-15 Causal Forest 分析ロジック 108
図 3-16 意識変容効果における各変数の重要度 109
図 3-17 行動変容効果における各変数の重要度 109
図 3-18 意識変容効果・行動変容効果における条件付き平均処置効果量が高い水準 110
図 3-19 意識変容効果 条件付き平均処置効果量(年代) 111
図 3-20 意識変容効果 条件付き平均処置効果量(年代) 111
図 3-21 意識変容効果 条件付き平均処置効果量(「ふるさと納税」の理解度) 112
図 3-22 意識変容効果 条件付き平均処置効果量(「ふるさと納税」の課題意識) 112
図 3-23 意識変容効果 条件付き平均処置効果量(個人所得) 113
図 3-24 行動変容効果 条件付き平均処置効果量(年代) 113
図 3-25 行動変容効果 条件付き平均処置効果量(性別) 114
図 3-26 行動変容効果 条件付き平均処置効果量(「ふるさと納税」の理解度) 114
図 3-27 行動変容効果 条件付き平均処置効果量(「ふるさと納税」の課題意識) 115
図 3-28 行動変容効果 条件付き平均処置効果量(個人所得) 115
図 3-29 年代別の個人所得の分布(N=10,286) 116
図 3-30 控除額の条件が変更になった場合の利用拒否率の変化(n=10,286) 117
図 3-31 返礼品額の条件が変更になった場合の利用拒否率の変化 117
図 3-32 ワンストップ特例制度を廃止した場合の利用拒否率の増加 118
図 3-33 ワンストップ特例制度の利用有無×ワンストップ特例制度がなくなった場合の利用意向(n=10,286) 118
図 3-34 年代別のワンストップ特例制度の利用状況 119
図 3-35 受容度分析結果比較 120
図 3-36 ふるさと納税以外の寄附経験(全体/ふるさと納税制度利用有無別) 122
図 3-37 「ふるさと納税」以外の寄附を行った理由(複数回答)(n=5,439) 122
図 3-38 「ふるさと納税」以外の寄附を行った理由(「税制上のメリット」以外を回答)× ふるさと納税制度の利用理由のうち最も重視した理由(n=4,296) 123
図 3-39 今後のふるさと納税制度以外での寄附意向(n=10,286) 124
図 3-40 税額控除手続きを緩和した場合の寄附意向 124
図 3-41 年代別の今後の寄附意向 125
図 3-42 個人所得×今後の寄附意向(n=10,286) 126
図 3-43 個人所得×税額控除手続きを緩和した場合の寄附意向(n=6,532) 127
図 3-44 税額控除手続きを緩和した場合の寄附意向(n=6,532) 128
図 3-45 「ふるさと納税」以外で寄附を行う場合に寄附したい分野 129
図 3-46 意識調査 寄附論点まとめ 130
図 4-1 (参考)海外調査から得られた諸制度のマッピング 133

表 目次

表 2-1 寄附制度及び寄附行動に係る学術研究調査概要 10
表 2-2 諸外国寄附金税制概要調査(1/2) 14
表 2-3 諸外国寄附金税制概要調査(2/2) 15
表 2-4 日本における主な現行の寄附金税制概要(個人・法人) 18
表 2-5 日本における主な現行の寄附金税制概要(個人) 18
表 2-6 日本における主な現行の寄附金税制概要(法人) 21
表 2-7 米国・連邦所得税の寄附控除(項目別控除)制度 25
表 2-8 米国・各州独自の寄附控除制度比較[1/4] 26
表 2-9 米国・各州独自の寄附控除制度比較[2/4] 27
表 2-10 米国・各州独自の寄附控除制度比較[3/4] 28
表 2-11 米国・各州独自の寄附控除制度比較[4/4] 28
表 2-12 カナダ・連邦所得税の寄附控除制度 30
表 2-13 制度変更前後の納税額数値例 (※年間所得は全額キャピタルゲインで 200 万ドル、うち 100 万ドルを寄附するケース) 32
表 2-14 カナダ・各州独自の寄附控除制度比較 32
表 2-15 「対価」の考え方 39
表 2-16 カナダ・米国の法人寄附税制の概要 42
表 2-17 米日財団日本事務所様との意見交換実施概要 44
表 2-18 北米現地調査実績 45
表 2-19 北米現地調査におけるヒアリング項目 46
表 2-20 北米現地調査で得られた示唆まとめ 53
表 2-21 控除の原資の考え方の類型 55
表 2-22 (参考)米国・マサチューセッツ州とメリーランド州の地域プログラムへの寄附控除比較 56
表 2-23 韓国の寄附金税制一覧 57
表 2-24 日韓のふるさと納税/故郷愛寄附の制度比較 58
表 2-25 日韓のふるさと納税制度・故郷愛寄附制度の比較 60
表 2-26 日韓の個人寄附総額及びふるさと納税/故郷愛寄附総額 61
表 2-27 首都圏・非首都圏の寄附状況比較(2025 年) 62
表 2-28 脆弱自治体への寄附状況(2025 年) 62
表 2-29 韓国の故郷愛寄附制度導入までの主な経緯 63
表 2-30 故郷愛寄附制度導入までの主要な論点と現在の状況 64
表 2-31 故郷愛寄附金に関する法律(故郷愛寄附金法)の主な条項 65
表 2-32 韓国現地調査実績 68
表 2-33 日本をベンチマークした制度設計上の工夫 72
表 2-34 寄附文化棄損の懸念に関する主な議論 74
表 2-35 企業版故郷愛寄附制度導入議論の主な経緯 77

表 2-36 企業版故郷愛制度導入に関する代表的な賛成・反対論 78
表 2-37 韓国の主な指定寄附（GCF）の良好事例81
表 2-38 首都圏に対して不利な、主な財政調整措置..... 83
表 2-39 健全な寄附制度への是正に向けた方向性・取組状況..... 84
表 2-40 寄附先の限定に関する議論・主張..... 85
表 2-41 地域間合意を見据えた諸外国の財政調整の事例..... 88
表 3-1 実態調査項目 92
表 3-2 アンケート回収結果..... 97
表 3-3 「ふるさと納税」の各要素の変更による影響と制度改革実現に向けた障壁.....121

1. 調査の目的・全体像

1.1 調査の目的

平成 20 年度に創設された「ふるさと納税」は、地方自治体に寄附をした場合、2,000 円を超える部分について、一定の上限まで、所得税及び住民税から全額が控除される制度となっている。

本来、寄附とは、行為者の自発的な意思に基づく経済的利益の無償の供与であり、一定の自己負担が伴うものである一方、「ふるさと納税」は、住民税の実質的な移転により受益と負担という地方税の原則を歪めるものであることに加え、より多くの寄附金を集めるために返礼品競争が続いている等、寄附本来の趣旨を促す制度となっていない。さらに昨今の大手EC事業者の仲介事業への参入等により、利用者の大幅な増加が見込まれており、「ふるさと納税」の問題点は一層深刻になる懸念がある。

また、平成 28 年度税制改正で創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」は、「受益と負担」という地方税の原則を歪めるものであることに加え、都や特別区など、特定の自治体を対象外としており、自治体間の財政調整の手段として用いられているものといわざるを得ない。

そこで、本調査においては、諸外国における寄附金税制の目的や課題、効果、変遷等の調査・分析に加えて、都民の「ふるさと納税」利用の実態を明らかにすることで、日本における寄附をめぐる望ましい税制・制度の在り方について示唆を得ることを目的とする。

1.2 調査の全体像

上述の調査目的を踏まえ本調査では、「諸外国における寄附金税制に関する調査」「都民の「ふるさと納税」利用の実態調査」を通じ、地方税の原則や寄附本来の趣旨にそぐわない「ふるさと納税」の利用が拡大する実態を把握するとともに、将来的な寄附の拡大と寄附文化の醸成に向け、日本における望ましい寄附金税制・制度の見直し、及び東京都・特別区長会・東京都市長会・東京都町村会の共同要請（2025 年 12 月）も踏まえた、「ふるさと納税」の廃止に向けた具体的な方向性について検討を行った。

まず、諸外国における寄附金税制に関する文献調査を通じ、アメリカ合衆国（以下「米国」）と大韓民国（以下、「韓国」）を中心に諸外国の寄附金税制の概要・特徴を把握し、特に日本の寄附金税制・制度検討においても参照すべきと考えられる論点の抽出を行った。

その結果を踏まえ、諸外国における寄附金税制に関する現地調査にて、北米（米国・カナダ）・韓国の政府（中央・地方）、研究者、関連サービス提供者、NPO らに対してヒアリングを行うことで、文献調査を踏まえたさらなる情報収集・深掘りを実施した。

上記検討と並行して、「ふるさと納税」の利用経験がある都民を対象とした「ふるさと納税」利用の実態調査（3章）をインターネットアンケート調査形式で実施した。実態調査を通じ、都民のふるさと納税利用の実態把握に加え、今後の「ふるさと納税」利用意向に関するランダム化比較試験（RCT）や「ふるさと納税」の各種インセンティブに対する感度分析を通じ、「ふるさと納税」の段階的廃止に向けた方向性をデータに基づき検討した。なお、方向性の取りまとめに際しては、制度利用者及び自治体との合意形成の観点も含めて検討を行った。

上記調査の結果に基づき、日本の寄附金税制・制度の検討（4章）において、望ましい寄附金税制・制度の在り方について、税制及び税制以外の寄附インセンティブ方策も含めた示唆の取りまとめ・想定さ

れるオプションについて取りまとめた。なお、取りまとめに際しては、寄附促進の目的として「政策目的の実現」を位置づけ、地域課題解決や地方自治促進の手段として寄附を活用することも見据えて検討を行った。

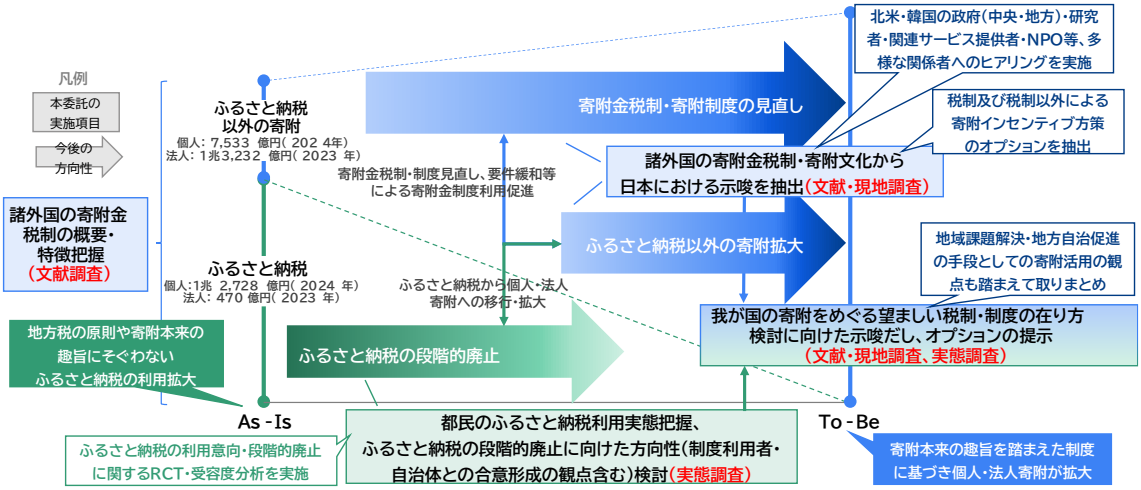


図 1-1 本調査の全体像

2. 諸外国における寄附金税制に関する調査

諸外国における寄附金税制の調査にあたり、寄附制度及び寄附行動に係る先行研究レビュー(2.1)を実施したうえで、一定程度の寄附文化及び寄附金税制を有している国を調査対象国として選定した(2.2)。

諸外国との比較にあたり、まずは日本における寄附金税制の変遷と現行の制度概要を整理したうえで、米国・カナダ(2.4)、韓国(2.5 2.4.8)、その他諸外国(2.6)について調査を行い、制度概要や寄附金税制に関する論点・知見・示唆を取りまとめた。なお、メイン調査国であるアメリカ・カナダと韓国については文献調査に加えて現地調査も実施した。

2.1 寄附制度及び寄附行動に係る学術研究調査

諸外国の寄附金税制調査に先行して、寄附制度及び寄附行動に係る学術研究の調査を実施した。諸外国の寄附金税制やふるさと納税制度に関わる経済学分野の研究としては、税額等の控除による寄附行動の変化、すなわち「寄附の価格弾力性」に着目した研究が多数存在した(No.1-5)。また、韓国の「故郷愛寄附制度」は日本のふるさと納税制度を参考に制度設計されており、日本の「ふるさと納税」制度による寄附額の拡大、財政再分配効果の大きさ等を韓国と比べ、日本の制度を参考として制度を一層改善すべきとする内容のものが多くみられた(No.6-8)。日本の「ふるさと納税」に関する経済学分野の研究では、返礼品競争による非効率性や租税原則からの乖離という問題点を指摘する論文が数多く見られた(No.9-13)。

表 2-1 寄附制度及び寄附行動に係る学術研究調査概要

No.	文献	概要
1	Bönke, T., Massarrat-Mashhadi, N., & Sielaff, C. (2013). Charitable giving in the German welfare state: fiscal incentives and crowding out. *Public Choice*, 154(1), 39-58.	政府活動が民間寄附に与える影響として、(1) 公共財の提供に対する政府支出が、民間寄附のクラウディングアウトを引き起こす可能性、(2) 税制優遇措置が民間寄附を促進する可能性の 2 つの側面がある。本研究では、ドイツの所得税申告書のサンプルを用いて、税制優遇措置、所得、政府支出に対する民間寄附の弾力性を推定した結果、寄附の税額控除は、税収の減少を相殺する十分な民間寄附を促進することが分かった。
2	Fack, G., & Landais, C. (2010). Are tax incentives for charitable giving efficient? Evidence from France. *American Economic Journal: Economic Policy,* 2(2), 117-141.	寄附金に対する非還付型税額控除率を 32%引き上げた、2003 年、2005 年 2 つの改革に焦点を当て、フランスにおける寄附金に対する税制優遇措置の効果を推定した。DID 分析の結果、寄附の価格弾力性は比較的小さいものの、寄附額の増加に伴って上昇する傾向があることが分かった。
3	Meer, J., & Priday, B. A. (2020). Tax prices and charitable giving: Projected changes in donations under the 2017 Tax Cuts and Jobs Act. *Tax Policy and the Economy,* 34(1), 113-138.	2001 年から 2017 年までの所得動態に関するパネルデータを用いて、寄附の税制弾力性を推定した。分析の結果、常に項目別申告を継続する世帯は、項目別申告の区分を変更する世帯に比べて、寄附の税制措置の変更に対する感度が低いことが明らかになった。この結果を 2017 年税制改革法(Tax Cuts and Jobs Act)の規定に適用し、大多数の世帯で予想される可処分所得の増加に伴う寄附の限界傾向を考慮すると、寄附の著しい減少が予測される。

No.	文献	概要
4	Ariely, Dan, Anat Bracha, and Stephan Meier. 2009. "Doing Good or Doing Well? Image Motivation and Monetary Incentives in Behaving Prosocially." *American Economic Review* 99 (1): 544–55.	本稿では、イメージ動機--他者から好かれたい、よく思われたいという欲求--を向社会的行動（善をなすこと）の原動力として実験的に検討し、外発的金銭的インセンティブ（善をなすこと）が向社会的行動に影響を及ぼすかどうかを分析した。寄附行動が他人に知られていない場合には金銭的インセンティブによって寄附の回数が増加し、知られている場合には金銭的インセンティブはほとんど効果が無かった。すなわち、したがって、金銭的インセンティブは、私的なものよりも公的な（他人に知られている）向社会的活動において逆効果になりやすいことがわかった。
5	善教将大，& 坂本治也．（2017）．何が寄付行動を促進するのか —Randomized Factorial Survey Experiment による検討—．*公共政策研究*，17，96-107．	本稿の目的は，何が寄附行動を促進する要因なのかを，全国の有権者を対象とするサーベイ実験を通じて明らかにすることである。具体的には，全国の有権者を対象とする無作為化要因実験（randomized factorial survey experiment; RFSE）によって，寄附の有無と寄附金額に何が影響を与えるのかを明らかにする。実験の結果明らかになった知見は次の 2 点である。第 1 に寄附を募る際，他者の一人あたりの寄附金額表示額が少なく，寄附金を管理運営費に充てる割合が小さく，物的・金銭的インセンティブを付加した返礼をしない方が，寄附確率が高くなる。第 2 に寄附を募る主体が NPO 法人以外であり，寄附金を管理運営費に充てる割合が小さく，控除対象にできる方が，寄附金額が高くなる。これら本稿の知見は，先行研究に疑義を呈しうるものであると同時に，実際の政策展開にもいかすことが可能なものである。
6	Kook Joong-ho, Akinobu Ogawa, Yeom Mynag-bae （2024). A Comparative Study on the Hometown Taxes based on their Structures and Interregional Data between Korea and Japan	本論文は日韓のふるさと納税制度を質的及び運用面から比較し、財政資料に基づいた寄附額に関する定量的評価を試みている。 質的比較では政策目標、関連法、税額・所得控除、返礼品などについて、日韓の制度を比較。日本では主に住民税からの控除が行われる一方、韓国では所得税控除が大きく、寄附額が増えるほど個人負担が増える構造となっている点に着目。定量的分析では両国とも寄附金は都市化が進んでいない地域（韓国では郡、日本では町村）に多く分配されており、日本の財政再分配効果は 2.57%、韓国は 0.07%で、日本において、より高い効果を示していると結論付け、日本の事例を参考とした韓国の制度の改善を提言。
7	ユ・チャンヒ、パク・ヘジン（2024），ふるさと愛寄附制施行から 1 年、その成果と課題，第 10 号、韓国農村経済研究院、イシュープラス	本調査は、2023 年に開始された韓国の「故郷愛寄附制度」の 1 年後の成果と課題について整理。 　韓国の故郷愛寄附制度は、地域経済活性化と地域格差是正を目的としたものであるが、初年度の寄附額は期待を下回った。本調査では、農村を中心とした地域住民が制度の必要性を認めた一方、個人や企業の参加拡大、寄附上限や税控除の見直し、透明性向上が求められていることが確認された。また、返礼品として地元特産品の利用が支持され、地域振興効果も期待されている。 日本の「ふるさと納税」との比較を踏まえ、利便性や参加率向上のための制度改善が必要とされ、人口減少への対策も視野に入れた長期的な取り組みが提案されている。
8	ナ・ジュモン、「寄稿：ふるさと愛官製ポータルサイトの民間プラットフォームとの協業がふるさと愛寄附制度の活性化の前提条件だ」、2024/4、Dailian 誌（ネットメディア）	全南大学経済学部教授による、故郷愛寄附ポータルサイトの運営改善に関する寄稿。「故郷愛寄附制度」の活性化のためには、現在の官製ポータルサイトだけでなく、民間プラットフォームとの協力が重要であると主張。 日本の成功例にならい、民間開放の必要性が強調され、これにより寄附額が増加し、関連産業の活性化も期待できると主張。韓国では、個人情報保護の観点などから、民間プラットフォームへの返礼品取扱い開放が進んでいないが、これらは技術や管理の改善で解決可能であると指摘。自治体と民間の協力を通じて制度を自主的・効率的に運用し、行政はモニタリングを通じて問題改善に取り組むべきと結論付け。

No.	文献	概要
9	橋本恭之, & 鈴木善充. (2016). ふるさと納税制度の現状と課題. *会計検査研究*, *54*, 13-38.	「ふるさと納税」制度について、所得階層別の利用者数の分析や税収減の推計等の現状分析を行っている。さらに、平成 19 年の『ふるさと納税研究会報告書』や佐藤(2007)等の研究論文での議論を整理し、土居(2014)の主張と同様にふるさと納税制度を明確に寄附金税制に位置づけるべきであると論じている。
10	池上岳彦. (2020). 「ふるさと納税」に代わる施策. *税*, *75(9)*, 89-94.	「ふるさと納税」制度の問題点として、①中高所得者ほど返礼品や税額控除による「利得」を得られる「逆再分配」効果があること、②受益と負担の関係を歪ませる可能性をはらんでいること、③地方自治体の自主財源を減じさせる可能性を持つ本制度の全国適用は、地域単位の財政民主主義という根本原則と相容れないことの三点を指摘。国主導の「ふるさと納税」制度の措置は、通常の寄附金税額控除へ戻し、他地域への寄附による住民税控除は、自治体単位で導入を検討されるべきとしている。
11	末松智之. (2020). ふるさと納税の返礼率競争の分析. *PRI (財務総合政策研究所) Discussion Paper Series*, (20A-04).	自治体が返礼率を高めている要因を理論的に分析。 その結果、ふるさと納税制度の下での返礼率設定は租税競争の性質を有しており、競争相手自治体の返礼率が高い自治体ほど返礼率も高くなり(ヤードスティック競争)、また、税控除を通じた住民税収の流出が大きい自治体ほど返礼率が高くなる(リソースフローモデル)傾向があることが示された。また、財政的・経済的に脆弱な自治体ほど返礼率を高めて寄附を集める傾向が強いこと、返礼率競争は自治体間格差を拡大させることが示された。
12	Fukasawa, E., Fukasawa, T., & Ogawa, H. (2020). Intergovernmental competition for donations: The case of the Furusato Nozei program in Japan. *Journal of Asian Economics*, *67*, 101178.	日本独自の「ふるさと納税」プログラム下で、地方自治体が寄附金獲得競争を過剰に行っていることを実証。自治体は「返礼率」(寄附額に対する返礼品の価値の割合)を設定することで、寄附獲得競争を繰り広げている。本研究の推計によると、この競争により、自治体が寄附獲得競争を行わない場合と比較して、少なくとも 7.5%純収入が減少することを示す。
13	Makino, Y., & Ogawa, H. (2025). Ending the race for return gifts: Do gift caps in the Furusato Nozei program work? *(No. CIRJE-F-1254)*. CIRJE, Faculty of Economics, University of Tokyo.	日本の「ふるさと納税」制度において、寄附獲得を巡る地方自治体間の競争緩和を目的とする規制の影響を分析した。その結果、寄附の返礼品率に上限を設定すると、規制対象自治体と非規制自治体の双方で返礼品率が低下し、競争が緩和される。一方、上限設定による返礼品率の低下は、これまで競争を控えていた自治体が新たに競争に参加するインセンティブとなり、競争を激化させる可能性もある。規制導入前後の実証データの比較から、自治体の対応は理論的予測と一致していることが示されている。

2.2 諸外国における寄附金税制に関する調査実施概要及び調査対象国の選定

本調査では、一定程度の寄附文化及び寄附金税制を有していると考えられる欧米諸国を対象として寄附金税制に関する概要調査を行い、さらなる調査を行う数か国を調査対象国として選定した。

下記 5 か国について文献調査対象国として選定し、優先順位を付した。まず、経済学的・政策学的な研究蓄積が豊富、かつ歴史的に強い寄附文化に根差した世界トップの寄附金規模を持つ米国、及び、特に「ふるさと納税」制度を参考にした返礼品を伴う「故郷愛寄附」制度を有し、他の制度・文化も日本と近い韓国を「メイン調査国」として、日本の制度設計に資する示唆を得ることとした。次に、カナダでは寄附金額に応じて所得税額が控除される税額控除(Tax Credit)方式を採っており、その目的や所得階

層ごとの恩恵の多寡について調査をする余地があると考えられ、また、メイン調査国の米国と同じく連邦制度を採るため比較分析が可能であると考えられることから、さらなる調査の余地がある「サブ調査国」とした。イギリス、ドイツはそれぞれ特殊な制度・特徴を有しており、部分的に日本に取り入れられる情報を得られる可能性があるため、「スポット調査国」として位置づけた。

表 2-2 諸外国寄附金税制概要調査(1/2)

比較項目	アメリカ	カナダ	イギリス
寄附控除の仕組み	所得控除。基礎的な部分は定額控除され、これを超えた場合に項目別控除(Itemized Deduction)を選択することが出来る。最大 5 年間の繰越が認められている。	税額控除。寄附金額$200 までの部分に対して 15%の控除、超える部分に 29%、最上位税率帯該当部分に 33%を適用(詳細は Schedule 9/P113)。未控除分は 5 年繰越可。	所得税控除(Payroll Giving)と事後的な還付制度(Gift Aid)併用。
控除対象寄附先	IRS 認定 501(c)(3)非営利団体、及び 170(c)の団体等。	登録慈善団体(registered charities)、政府・自治体、国際機関のうち規定の団体、大学・全国芸術サービス団体等、対象となる団体は幅広い。	登録慈善団体(Registered Charities)のみ。
控除上限	個人は課税所得の 60%まで。法人は 10%まで。	総所得金額の 75%が上限となる。自然環境保税地に対する寄附(Ecological Gift)に対しては、特例的に 100%の控除も可能。	上限率・額は明確には定められていないが、「所得税額＋キャピタルゲイン税額の 4 倍を超える Gift Aid 寄附はできない」という制限がある。
返礼品	「返礼品」はないが、「寄附により利益を得た場合(Contributions From Which You Benefit)」の控除対象の規則が明文化されている。	返礼品は存在しないが、米国同様に寄附により便益を受けた場合、その便益分(Fair Market Value: FMV)を控除から差し引く。	「Significant Benefit がないこと」が原則であるが、低額部分を中心に例外的に便益の享受が認められている。
文化的背景・寄附促進	寄附文化が強く、年間寄附総額世界トップ。	キリスト教徒の多さや上記の充実した優遇制度に起因して、寄附文化は成熟していると考えられる。とりわけ、高齢者層の寄附が盛ん。	Gift Aid の段階的強化などを背景に寄附文化成熟。
年間寄附額(参考)	約 5,900 億ドル(2024 年度)※1 (※うち個人約 4,000 億ドル、法人約400億ドル、その他は遺贈など)	個人寄附金約120億ドル(2023 年度) ※2	個人寄附金約 40.7 億ポンド(2024 年度)※3

出所)

※1)Giving USA “Giving USA 2025: U.S. charitable giving grew to $592.50 billion in 2024, lifted by stock market gains 70th annual report reveals giving to most nonprofit subsectors rose in 2024” https://givingusa.org/giving-usa-2025-u-s-charitable-giving-grew-to-592-50-billion-in-2024-lifted-by-stock-market-gains/ (2026 年 3 月 15 日最終閲覧)

※2)Government of Canada “Total charitable donations jump by more than $1 billion in 2023, driven by middle- and higher-income tax filers” https://www150.statcan.gc.ca/n1/daily-quotidien/250401/dq250401c-eng.htm (2026 年 3 月 15 日最終閲覧)

※3) Government of UK “June 2025 Charity Tax Reliefs Statistics tables” https://assets.publishing.service.gov.uk/media/685a6b70e9509f1a908eb0c4/June_2025_Charity_Tax_Reliefs_Statistics_tables.pdf (2026 年 3 月 15 日最終閲覧)

表 2-3 諸外国寄附金税制概要調査(2/2)

比較項目	韓国(故郷愛寄附制度について)	ドイツ	フランス
寄附控除の仕組み	2023 年より開始。日本のふるさと納税制度を参考とした。 個人が自分の選んだ自治体(居住地以外)に寄附を行った場合、所得税及び地方所得税から一定比率が税額控除される。	所得控除が中心。個人は課税所得控除。法人は損金算入。	税額控除(Réduction d'impôt)制度。所得税から直接控除。
控除対象寄附先	居住地以外の基礎及び広域自治体	公益認定団体(Gemeinnützige Organisationen)限定。	公益・慈善団体(organismes d' intérêt général)限定。
控除上限	10 万ウォン(約 1 万円)までは寄附金の全額を控除。2,000 万ウォン(約 200 万円)までの寄附に対し 10 万ウォンを超える額について 16.5%(国税 15%、地方税 1.5%)を税額控除。	総所得の 20%程度。さらに、特定の公益財団に対しては、特別枠として追加で 10 年間で最大 100 万ユーロまで控除可能。	控除率 66%、条件により 75%。所得の 20%まで控除可能。
返礼品	地方特産品、地域愛商品券などの返礼品がある。	返礼品はなく、対価があるものは原則寄附として認められない。	返礼品はなく、重要な対価(contrepartie significative)があるものは寄附として認められない。
文化的背景・寄附促進	故郷愛寄附制度は 2023 年より導入されたばかりであり、寄附促進の効果は未詳	連邦財務省が一般向けのパンフレットを作成するなどして、寄附文化の醸成を促している。	主に制度の歴史の浅さや宗教参加率の低さに起因して、寄附文化は限定的。
年間寄附額(参考)	個人寄附金総額　約 10 兆ウォン(2022 年) 故郷愛寄附金　総寄附金額 879 億ウォン(約 88 億円)(2024 年) *初年度である 2023 年に対し約 35%増	個人寄附金約 51 億ユーロ (2024 年度)※1	個人寄附金約 33 億ユーロ (2021 年度)※2

出所)

※1)Government of Germany "Bilanz des Helfens 2024, 20 Jahre Bilanz des Helfens – 20 Jahre Spendenkultur in Deutschland" https://www.spendenrat.de/bilanz-des-helfens-2024 (2026 年 3 月 15 日最終閲覧)

※2)Government of France "Dons et mécénat de 2011 à 2021" https://www.impots.gouv.fr/sites/default/files/media/9_statistiques/0_etudes_et_stats/0_publications/dgfip_analyses/2024/num06_01/dgfip_analyse_06_dons_mecenat.pdf (2026 年 3 月 15 日最終閲覧)

2.3 日本における寄附金税制概要

本節では、日本の寄附金税制を概観する。なお、「ふるさと納税」及び「企業版ふるさと納税」については（それ自体が「寄附」であるか否かの議論はあるが）、制度概要は公的機関の情報源[1][2]等で詳細に紹介されており、その問題点等は特に令和７年度東京都税制調査会報告[3]に詳述されているため、本節での扱いは一部に留めることとした。

2.3.1 日本における寄附金税制の変遷

日本における寄附金税制は、1942 年の法人寄附の損金算入の規定から本格化した。1962 年には個人寄附に対する所得税法上の寄附控除制度が規定されたが、当初は税額控除方式であった。この当初の方式が複雑であるなどの理由から改正の要望があり、1967 年には所得控除方式に移行した。この方式は長らく継続されたが、2011 年になり、度重なる大規模災害等を背景としたボランティア・寄附意識の高まりを受け、所得控除方式と税額控除方式との選択制が導入された。またこの際同時に、寄附控除上限も設定された[4]。

別の流れとして、2008 年に「ふるさと納税」制度が導入された。設立当初の議論等は加藤（2010）[5]に詳しく紹介されている。導入の発端は、地方間格差の是正を目的とした西川福井県知事（当時）らによる立案であるとされている。後述の通り、ここから「ふるさと納税」制度利用は急速に拡大し、2015 年のワンストップ特例制度の導入等の改革を経て、現在に至る。

こうして形作られた日本の寄附金税制・制度であるが、日本人と寄附について望月（2023）[6]は次のように述べている。すなわち、日本では現世利益・直接的互酬を前提とする宗教的・文化的特性があり（Ian, 1991[7]; 阿部, 2018[8]など）、日本人は「贈与」に対して「返礼」を求める傾向が強いことが示されている。そうしたなかで、自然災害等によって近年徐々に醸成されつつあった（見返りを求めない）寄附文化が、具体的な「返礼」を伴うふるさと納税の拡充によって棄損された可能性が示唆されている。

[1] 総務省.「ふるさと納税ポータルサイト」. https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/about/（2026 年 3 月 19 日最終閲覧）

[2] 内閣府.「企業版ふるさと納税ポータルサイト」. https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html（2026 年 3 月 19 日最終閲覧）

[3] 東京都主税局.「令和7年度東京都税制調査会報告（令和7年 11 月 10 日）」. https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/basic/report/toushin/toushin_r07（2026 年 3 月 19 日最終閲覧）

[4] 日本公認会計士協会（2005）. 非営利法人と寄附税制について一現行寄付税制と今後の動向一. *租税調査会研究報告*. 第 14 号.

[5] 加藤慶一.（2010）. 現地調査報告 ふるさと納税の現状と課題－九州における現地調査を踏まえて－. *レ ファレンス*平成 22 年 2 月号, 119-130 頁.

[6] 望月文夫.（2023）. 日本人の寄附観と寄附税制に関する一考察. *会計プロフェッション*.(18).

[7] Reader, I. (1991). Letters to the gods: The form and meaning of ema. *Japanese Journal of Religious Studies*, 24-50.

[8] 阿部友紀.（2018）. 民間信仰 現代に生きる民間信仰. *日本民俗学*, *293*, 65-77.

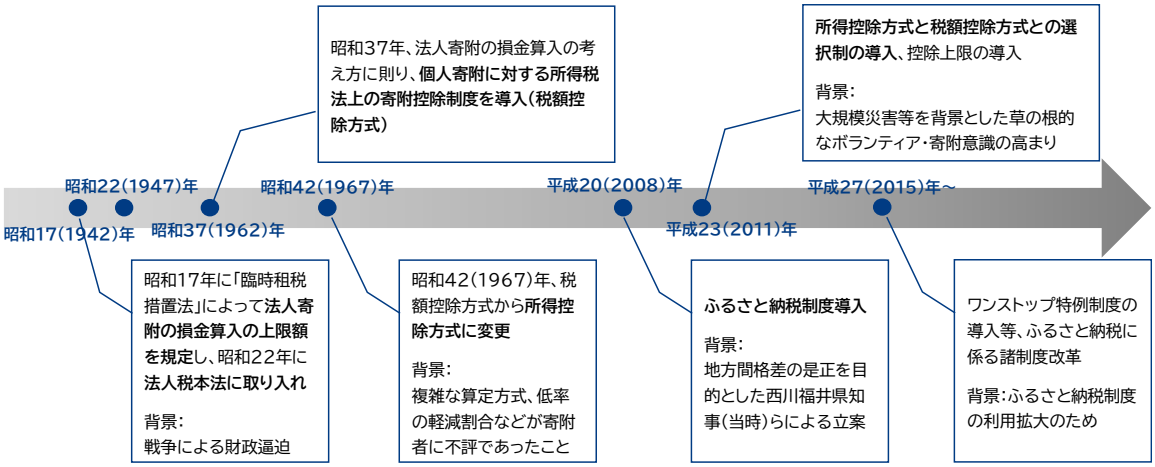


図 2-1 日本における寄附金制度の変遷の概略図

2.3.2 現行の寄附金税制概要

本項では、日本における現行の寄附金税制の概要を紹介する。個人寄附に関しては、国が指定する寄附先に対して「特定寄附金」を支出した場合、寄附先の区分に応じて、所得控除や税額控除を受けられるように設計されている。寄附金が「特定寄附金」にあたるかどうかは、①寄附者に特別の利益が及ばないか、②寄附先区分、③寄附金の使途によって定められている。また特に、認定 NPO 法人等に対する一部の寄附については、控除方式の選択性が採られている点に特徴がある。なお、いずれの方式であっても、寄附控除額は年間総所得金額の 40%の控除上限が定められているうえ、最初の 2,000 円は控除対象とならない(控除下限)。寄附先区分と控除額等の対応関係は表 2-4 に詳細に整理されている。

なお、個人による寄附について、表 2-4 及び表 2-5 に記載の所得税に係る控除の他に、地方税に係る「条例指定寄附金」がある。この制度では、都道府県や市町村が指定した特定の寄附先に対して寄附を行うと、個人住民税控除の対象となる制度であり、利活用状況は自治体によって様々である[9]が、国民に十分に認知されているとは言えないだろう。また、住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金についても、個人住民税に対する税額控除を受けることが出来る[10]。

日本における個人寄附額は年々増加傾向にあるものの、「ふるさと納税」と比較すると伸びは緩やかであることが、図 2-2 より明らかになる。また、令和 4 年度に内閣府が実施した調査[11]の中では、寄附経験者に占める寄附金控除制度利用者は 24%と、寄附控除制度を利用していない層が一定数存在する[12]ことが示されている。同調査に基づいた図 2-3 からは、制度を知らない層や寄附について申告を

[9] 例として、東京都の指定状況は右記の東京都主税局のウェブサイト上で公開されている。(https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/life/kojin_ju/shitei_list, (2026 年 3 月 19 日最終閲覧))

[10] 総務省.「個人住民税の寄附金税制の概要」. https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/79172_2_kojin.html (2026 年 3 月 30 日最終閲覧)

[11] 内閣府.「市民の社会貢献に関する実態調査」. https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001209240&cycle=0 (2026 年 3 月 19 日最終閲覧)

[12] なお、社会貢献に関する実態調査で指定する「寄附」は、控除制度対象外の寄附も含まれており、制度利用率の捉え方には留意が必要である。

行っていない層も一定数存在することが分かり、寄附の促進のためには、制度周知や制度改善による誘導が重要であることが示唆される。

表 2-4 日本における主な現行の寄附金税制概要(個人・法人)

寄附先区分	個人(所得税)	法人(法人税)
A.国・地方公共団体	【特定寄附金】 一定の金額を所得控除 《所得控除額の算出式》 ①特定寄附金の合計額 ②総所得金額等×40% ①または②の小さい方ー2000 円 ※公益社団法人等、認定 NPO 法人等または政党等に対する寄附金で一定のものについては、税額控除を選択可能	【指定寄附金】 支出額の全額を損金算入
B.財務大臣指定の公益法人等 (例:災害義援金等の指定寄附金)		
C.特定公益増進法人 (例:学校法人、社会福祉法人など)		【特定公益増進法人寄附金】 一般の寄附金とは別枠で、 ①寄附金の額の合計額 ②特別損金算入限度額 のいずれか少ない金額の範囲内で損金算入
D.特定公益信託		
E.認定 NPO 法人等		
F.政治団体等		【一般寄附金】 損金算入限度額の範囲内で損金算入
G.特定新規中小会社		
H.一般の寄附金(上記以外)	控除されない	

出所)国税庁.「寄附金を支出したとき」. https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm (2026 年 3 月 16日最終閲覧)
なお、個人による①都道府県・市区町村に対する寄附金(「ふるさと納税」)②住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金③都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金に対しては、個人住民税の税額控除を受けることが出来る。

表 2-5 日本における主な現行の寄附金税制概要(個人)

寄附先区分	使途に関する指定	控除方式	控除額算出方法
A.国・地方公共団体	寄附者に特別の利益が及ぶと認められる場合(学校の入学に対して寄附するものなど)を除く、国や地方公共団体への寄附金	所得控除	①特定寄附金の合計額 ②総所得金額等×40% ①または②の小さい方ー2000 円
B.財務大臣指定の公益法人等 (例:災害義援金等の指定寄附金)	公益法人または団体に対する寄附金で、広く一般に募集され、かつ公益性・緊急性が高いものとして財務大臣が指定したもの	所得控除	A と同じ
C.特定公益増進法人 (例:学校法人、社会福祉法人など)	教育、科学の振興、社会福祉への貢献など、公益の増進に著しく寄与する法人のうち、その主たる目的である業務に関連するもの	所得控除	A と同じ
C-1.公益社団法人等	公益社団法人や公益財団法人への寄附や、国立大学法人等への寄附のうち、学生などに対する修学支援や研究者支援に充てられることが確実なもの	選択可能	所得控除額の算出式は A と同じ。 税額控除額は、(年中に公益社団法人等に対して支払った寄附金合計額-2000 円)×40%で算出。
D.特定公益信託	公益の増進に著しく寄与すると認められる一定の公益信託の信託財産とするために支出した金銭 (例:自然保護・環境保全や修学支援の基金)	所得控除	A と同じ

寄附先区分	使途に関する指定	控除方式	控除額算出方法
E.認定 NPO 法人等	認定 NPO 法人、特例認定 NPO 法人に対する寄附金で、特定非営利活動に係る事業に関連するもの 一部、住民税でも控除を受けられる場合もある（上述の通り）	選択可能	所得控除額の算出式は A と同じ。 税額控除額は、（年中に認定 NPO 法人等に対して支払った寄附金合計額-2000 円）×40%で算出。
F.政治団体等	政党や政治資金団体など、一定の要件に該当する政治活動に関する寄附金 （パーティー券や党費などは寄附にあたらない）	選択可能	所得控除額の算出式は A と同じ。 税額控除額は、（年中に政治団体等に対して支払った寄附金合計額-2000 円）×30%で算出。
G.特定新規中小会社	エンジェル税制の一貫として、特定新規株式の取得に要した金額のうち一定の金額	所得控除	A と同じ。 なお対象となる寄附金額は、年間 800 万円が上限。

出所）国税庁.「No.1150　一定の寄附金を支払ったとき（寄附金控除）」. https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1150.htm（2026 年 3 月 16日最終閲覧）

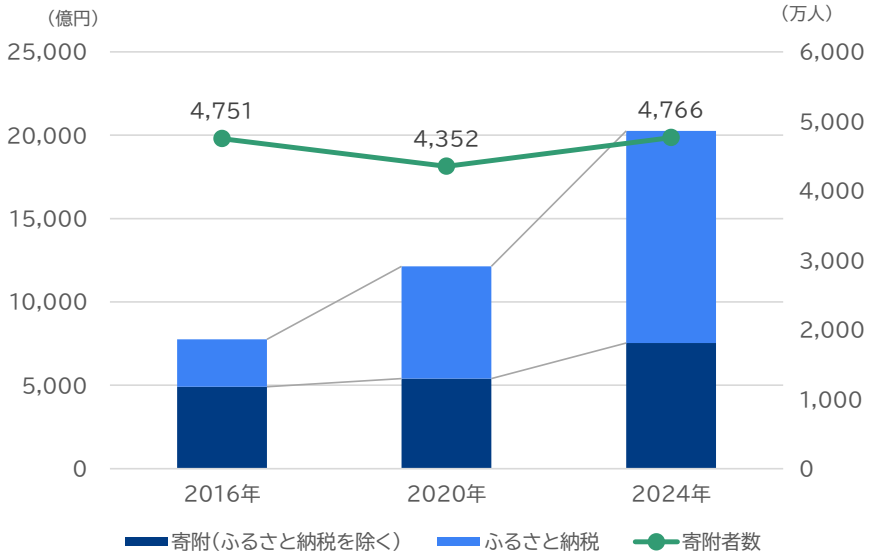


図 2-2 日本における個人寄附額・寄附者数の推移

出所）日本ファンドレイジング協会.「寄附白書 2025 インフォグラフィック」. https://jfra.jp/pdf/gj2025_infographic.pdf（2026 年 3 月 16日最終閲覧）

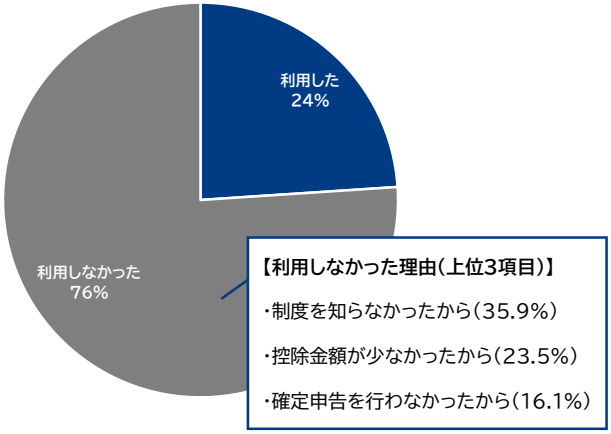


図 2-3 寄附金控除制度利用の有無

出所)内閣府.「市民の社会貢献に関する実態調査」. https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001209240&cycle=0 (2026 年 3 月 16日最終閲覧)

法人については、寄附額を損金算入することで、法人税上の控除を受けることができる。なお、法人の場合においても寄附先の区分や寄附者の区分に応じて方式が異なる。

表 2-6 からは、特に損金算入の考え方や損金算入限度額の算出方法などの基準について、個人の場合と比べてもより複雑な運用がなされていることが分かる。また、2016 年 4 月に導入された「企業版ふるさと納税」（地方創生応援税制）では、損金算入に加えて、税額控除も併用することで、寄附に対する税制優遇を強化している。図 2-4 は、日本における法人寄附額の推移を表している。法人寄附額は年々増加傾向にあり、特に災害発生時に寄附額が大きく伸びる傾向にあることが分かる。また、「企業版ふるさと納税」の寄附額も年々増加傾向にあるものの、法人寄附の全体額からみると、企業版ふるさと納税が占める割合、企業版ふるさと納税の増加による法人寄附額全体の増加額ともに限定的であるといえる。

表 2-6 日本における主な現行の寄附金税制概要(法人)

<table>
<tr><th></th><th>普通法人、一定の労働者協働組合、
協同組合及び人格のない社団等</th><th>資本または出資を有しない普通法人等、
みなし公益法人等</th></tr>
<tr><td>A.国・地方公共団体
B.財務大臣指定の公益法人等</td><td colspan="2">【指定寄附金】
法人が国等や指定寄附金に対して寄附する場合、基本的に全額損金算入</td></tr>
<tr><td>C.特定公益増進法人
D.特定公益信託
E.認定 NPO 法人等</td><td>【特定公益増進法人寄附金】
① 寄附金の合計額
② (所得金額×6.25%＋資本等の金額×0.375%×当期の月数÷12)÷2
→①または②の小さい方</td><td>【特定公益増進法人寄附金】
① 寄附金の合計額
② 所得金額×0.625%
→①または②の小さい方</td></tr>
<tr><td>F.政治団体等※1
G.特定新規中小会社
H.一般の寄附金(上記以外)</td><td>【一般寄附金】
(所得金額×2.5%＋資本等の金額×0.25%×当期の月数÷12)÷4</td><td>【一般寄附金】
所得金額×1.25%</td></tr>
</table>

【上記制度と別枠:企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)※2】
- 寄附先自治体の「地域再生計画」に記載された事業に寄附を行うことで、損金算入に加え、法人税・法人住民税・事業税の税額控除を受けられる
 - 法人住民税:寄附額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)
 - 法人税　:法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割が限度。(法人税額の5%が上限)
 - 法人事業税:寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

出所)国税庁.「No.5281　寄附金の範囲と損益不算入額の計算」. https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5281.htm 及び、「No.5283　特定公益増進法人に対する寄附金」https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5283.htm (2026 年 3 月 16日最終閲覧)
※1)法人から政治団体等への寄附に関しては、国税庁資料の中でも、損金不算入とされる場合と、算入可とされる場合があり、不整合な部分がある点に留意が必要
※2)内閣府.「企業版ふるさと納税リーフレット」. https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/R6panph.pdf (2026 年 3 月 16日最終閲覧)

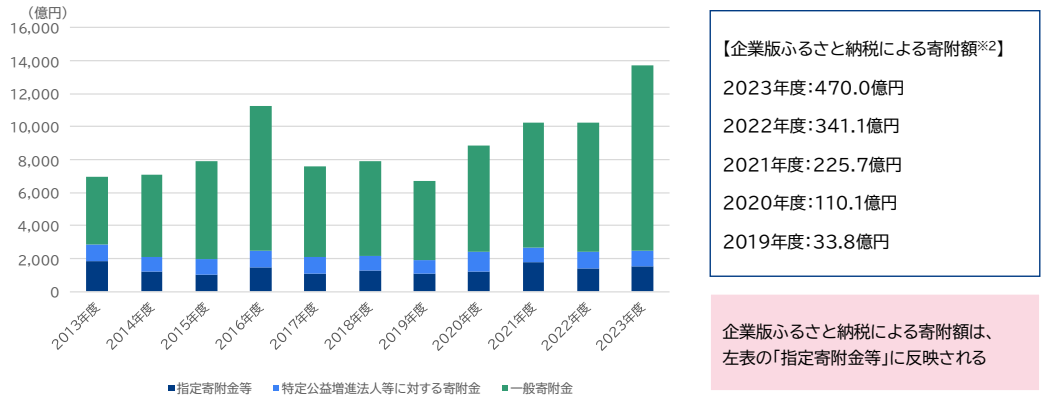
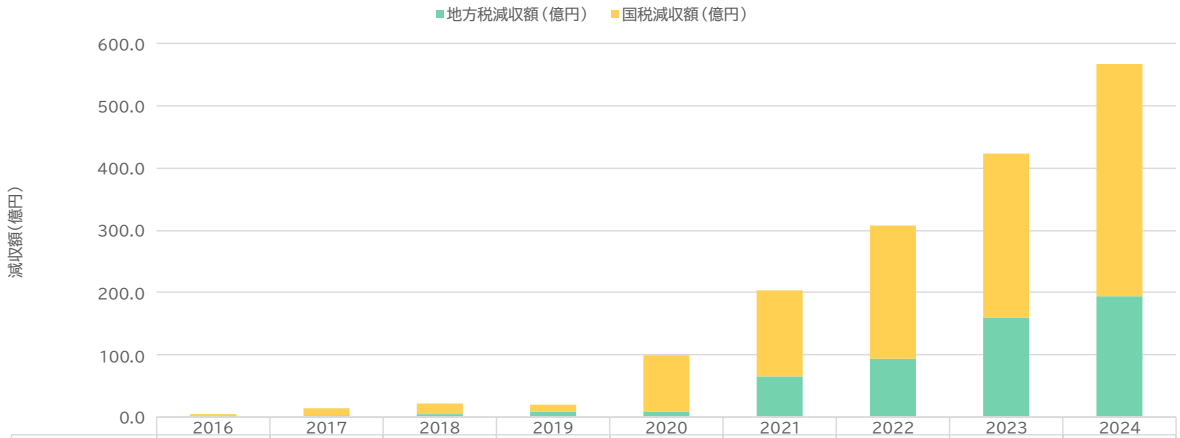


図 2-4 日本における法人寄附額の推移

出所)
※1)国税庁.「会社標本調査　令和 5 年度調査結果の概要」. https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/kaishahyohon/toukei.htm(2026 年 3 月 16日最終閲覧)
※2)内閣府.「企業版ふるさと納税リーフレット」. https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/R6panph.pdf (2026 年 3 月 16日最終閲覧)

図 2-5 は、「企業版ふるさと納税」による法人関係税の減収額の理論上限値を示している。内閣官房資料[13]より寄附総額（実績値）を取得し、制度上の控除割合上限割合[14]を乗じることで国税と地方税とを合わせた総減収額の理論上限値を算出した（①）。次に、法人住民税・事業税の減収額については総務省資料[15]から控除総額（実績値）を取得し、総減収額①との差額を国税減収額とした（理論値）。以上の簡易的な推計から、「企業版ふるさと納税」による法人関係税の減収額は年々増加傾向にあることが分かり、特に直近（2024 年度）では、国税と地方税とを合わせて約 568.3 億円の減収となっていることが分かった。



	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
国税減収額（億円）	4.4	11.7	15.7	12.4	90.5	137.3	214.0	263.9	374.8
地方税減収額（億円）	0.1	2.4	5.1	7.9	8.6	65.9	93.0	159.1	193.5

図 2-5（参考）「企業版ふるさと納税」による法人関係税減収額推計（理論上限値）[13,14,15]

2.4 北米における寄附金税制に関する調査

2.4.1 米国寄附金税制の概要

米国では、個人の所得に対して連邦に納税する連邦所得税が課されているとともに、多くの州では州に納税する州所得税が設けられている。寄附金税制もこの二階建ての構造に対応して、寄附に対する連邦所得税分からの控除と州所得税分からの控除とに分けられている。図 2-6 は、米国の個人の寄附に対する控除方式を大きく区分した概略図である[16]。

[13] 内閣官房「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の令和 6 年度寄附実績について（概要），https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/pdf/R06 keinen zisseki.pdf（2026 年 3 月 19 日最終閲覧）

[14] 令和 2 年度税制改正による税額控除割合の引き上げ（https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/R2kakuzyuu-encyou.pdf，2026 年 3 月 19 日最終閲覧）等、制度変更による控除割合・上限の変動も加味している。

[15] 総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」，https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zeimu02_02000402.html など、各年度のデータを参照した（2026 年 3 月 19 日最終閲覧）

[16] 法人についても同様に連邦分と州分の税目が課されており、法人種別等によってさらに細かな区分があるが、概要把

連邦への確定申告の際、個人は、世帯人数等の属性に応じて一律額が控除される「標準控除(Standard Deduction)」、ないし特定の項目への支出を合計して算出された金額を所得から控除する「項目別控除(Itemized Deduction)」とのいずれかを選択することが出来る。一般に、項目別控除の合計額が自身の属性から算出される標準控除額を上回る場合には項目別控除を選択する場合が多いとされる。このうち、項目別控除を選択した者のみ、連邦所得税分に対する所得控除を受けることが出来る。なお、2017 年の Tax Cuts and Jobs Act (TCJA)の施行により、標準控除額が大幅に引き上げられた結果、項目別控除を利用する納税者は 2017 年の約 31%から 2020 年には 10%未満へと減少した。このことが、寄附控除対象者の縮減に繋がり、米国の寄附文化を棄損しているという懸念もある(2.4.4 項以降に詳述)。

以下では、州の寄附金税制の大きな制度的特徴によって類型化を行う。まず、米国では州所得税を課すか否かの選択が州に委ねられている。多くの州が州所得税を設けているが、設けていない州については、原則として州レベルでは寄附控除の恩恵を受けることが出来ない[17](類型①)。州所得税を設けているもののうち、州所得税に係る控除制度の有無によっても区分される。「州所得税を設けているが一般的な所得税控除制度を設けていない州」については、類型①と同様に個人は寄附控除の恩恵を受けることが出来ない(類型②)。州の控除制度は大きく、所得控除と税額控除とに区分される。多くの州は所得控除を採用しており、そのうち、連邦の標準控除/項目別控除の区分と連動しているか否か、すなわち、連邦で標準控除を選択しており連邦所得税控除を受けていない場合に、州所得税控除を受けられるか否かによって、さらに区分することが出来る(連邦連動型を類型③、州独自選択型を類型④としている)。税額控除を採用している 2 州では、州で独自に項目別控除を選択して税額控除を受けることが出来る(類型⑤)。以上、州所得税に係る制度的特徴によって、州は大きく類型①-⑤に区分することが出来る。なお、これらに加えて様々な基準[18]を設けている州も存在するが、各基準は互いに重なっており詳細区分を決定木で表現することは困難であるため、本図では割愛されている点に注意が必要である。

握のための本項では、個人所得に限定した区分を説明する。

[17] ただし、ワシントン州は例外的に州独自のキャピタルゲイン税に対する寄附控除を設けている。

[18] 基準の例としては、高所得者に対する控除縮小制限の設定有無、連邦標準制度への寄附控除の上乗せ可否、控除額計算方法における連邦制度との連動有無などがある。

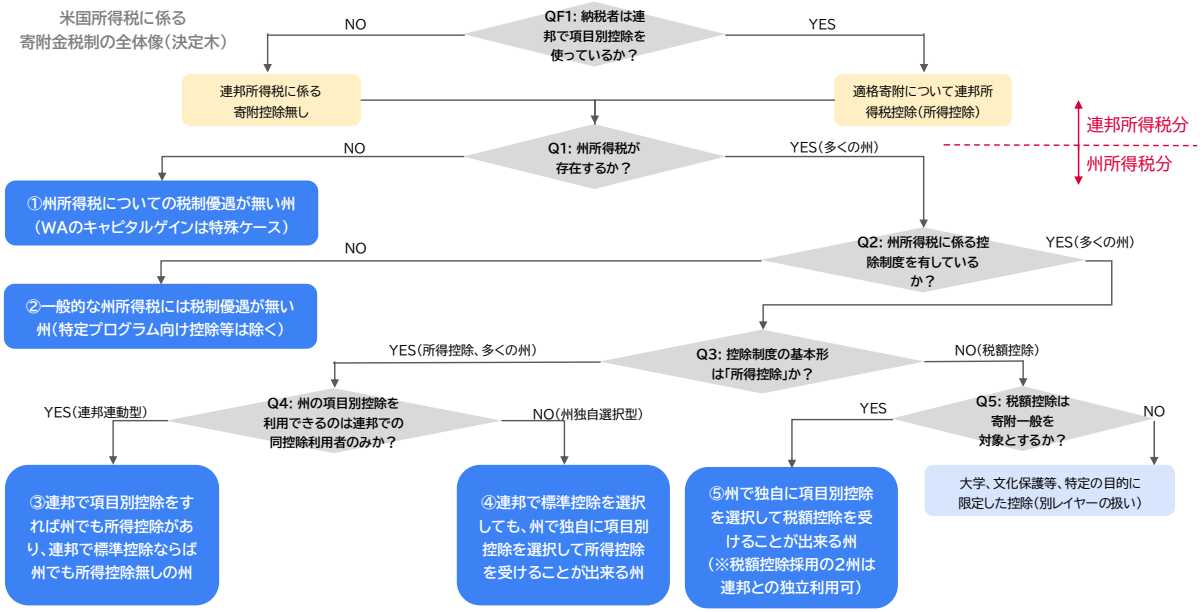


図 2-6 米国寄附金税制の全体像概略

（1）連邦所得税の寄附控除制度

米国・連邦所得税に係る寄附控除（項目別控除）制度を下記の通り整理した。米国では、寄附文化が歴史的に根強く存在する上に、高所得者層の寄附の大きさが全体的な寄附金額を支えているといえる。制度的特徴としては、以下の 2 点が挙げられる。第 1 に、個人 60%、法人 10%の控除上限と 5 年間の繰越控除がセットで定められている点である。これによって、ある年の上限超過分についても翌年以降に控除対象とすることが出来る。対して日本では、控除上限額は基本的に所得金額の 40%と定められているが、繰越は認められていない。第 2 に、日本と比較して寄附控除対象となる寄附先の認定が簡素、かつ区分が単純である点にある。これらの点について、それぞれの目的、背景、及び議論を現地調査での調査項目として設定した。

一般的に、高所得者に対する恩恵が大きいと考えられる所得控除制度に限定していること、及び繰越控除制度が設けられていることから、米国の連邦所得税の寄附控除制度は、高所得者層の寄附の促進を目的の一つとしていることが考えられる（この点は後段でデータを用いて簡易的に検証する）。日本の制度設計の検討のためには、これを補完・上乗せする各州の制度を合わせて検討することが重要であると考えられるため、次項では各州独自の寄附金税制を調査した。

表 2-7 米国・連邦所得税の寄附控除（項目別控除）制度

比較項目	（参考）日本	アメリカ
寄附控除制度概要	基本的な寄附金税制として所得控除または税額控除を選択可。繰越控除は認められていない。 通常の寄附金税制に加えて、「ふるさと納税」制度がある。	所得控除。基礎的な部分は定額控除（Standard Deduction）され、これを超えた場合に項目別控除（Itemized Deduction）を選択することが出来る。寄附限度額超過分は最大 5 年間の繰越が認められている。
控除対象寄附先	特定 NPO 法人、学校法人等に細分化されており、控除対象となるための認定基準が厳格。 ふるさと納税では地方自治体が対象。	IRS 認定 501(c)(3)非営利団体、及び 170(c)の団体等。後者には政府機関（連邦、各州、市など）を含み、「公共目的の寄附に限って」政府への寄附が控除対象となることが明記されている※1。「〇〇公園基金」や「△△市開発プログラム」など使途を指定し、受入れ政府側に official receipt を発行してもらうことで目的を明確にすることが可能。
控除上限	個人は所得の 40%または総所得金額から 2,000 円を引いた額のいずれか少ない方。法人は法人区分によって複雑な上限が定められる。 ふるさと納税では所得等により変動。	個人は課税所得の 60%まで。法人は 10%まで。
返礼品	ふるさと納税で地方特産品など返礼品あり。	「返礼品」はないが、「寄附により利益を得た場合（Contributions From Which You Benefit）」の控除対象の規則が明文化されている。（後述）
文化的背景・寄附促進	寄附文化は未成熟も、近年拡大傾向か。	キリスト教的価値観に立脚した寄附文化が強く、年間寄附総額世界トップ。
年間寄附額（最新）	2020 年　個人寄附総額：1 兆 2126 億円 うち、ふるさと納税分：6,725 億円 （推定値、寄付白書 2021） 2024 年　個人寄附総額：2 兆 261 億円 うち、ふるさと納税分：1 兆 2728 億円（2024年度、受入額、総務省）	約 5,900 億ドル（USD:米国について以下同様） （2024 年度） （※うち個人約 4,000 億ドル、法人約400億ドル、その他は遺贈など）

出所）
※1）Internal Revenue Service, Charitable Contributions Publication 526, https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p526.pdf （2026 年 3 月 19 日最終閲覧）

（2）各州独自の寄附控除制度

アメリカ 50 州（＋コロンビア特別区）のうち、州の個人所得税を設定しているのは 41 州、うち州独自の寄附金税制を設定しているのは 32 州存在する。寄附制度についての示唆を得る目的に照らし、本調査では一定の控除実績・寄附文化を有している州を調査対象とした。具体的には、最新（2021 年）の連邦所得控除額を人口一人あたりに標準化した際の上位 10 州（地域）を抽出[19]し、そのうち州所得税を設けていないワイオミング州、ワシントン州、及びサウスダコタ州を除いた 7 州を調査対象とした。さらに、

[19] 一人あたり連邦所得控除額は、上位から順に、ワイオミング州、アーカンソー州、ユタ州、コロンビア特別区、ニューヨーク州、マサチューセッツ州、カリフォルニア州、メリーランド州、ワシントン州、サウスダコタ州である。ただし、より精緻な分析のためには所得の要因も考慮し、所得税納税人口当たり等の基準を設けることが望ましいが、データの限界により簡易的な分析としている。また、ここでは州控除分ではなく、統一されたデータが存在する連邦控除分のみに着目している点にも留意する必要がある。

制度的特徴を有する以下の州を追加調査対象とした。

オレゴン州：特定団体の寄附に対して 100%の控除を付与する制度を有する。連邦所得税に対する連邦の寄附金税制（所得控除）に加えて、各州が州税に対する寄附金税制を設定できる制度を踏まえ、特定の団体に対する寄附などに対して付加的な優遇措置を設定している代表例として調査。

バーモント州及びウィスコンシン州：一般に広く寄附を促す効果があるとされる「税額控除」を採用しているため追加的に調査（※残り 30 州は「所得控除」を採用（ユタ州は一部併用））。

以上の 10 州の寄附控除制度について、制度概要、連邦制度との関係、その他特徴的な制度（特定分野への追加控除など）、及び年間控除額の観点で表 2-8 から表 2-11 に整理し、示唆・特徴を記した。

表 2-8 米国・各州独自の寄附控除制度比較[1/4]

対象州	アーカンソー州	ユタ州	コロンビア特別区
寄附控除制度概要	所得控除。基本的に連邦の控除制度に準拠する。	「納税者税額控除」という複雑かつ特徴的な制度。（連邦の控除額＋州控除額）×6%で算出された金額に所得による傾斜をかけた分が税額控除される。	所得控除。基本的に連邦の控除制度に準拠する。AGI の 15%まで寄附による控除可能。※4
連邦制度との関係	連邦申告で項目別控除を行っている者のみ利用可能であり、連邦の控除と同額の控除が州で受けられる。	独立して利用可能。連邦制度で、標準控除を選択した場合でも、州制度で項目別控除が適用される。	連邦申告で項目別控除を選択した場合のみ項目別控除を利用可能。
その他特徴的な制度	PIAK（Philanthropic Investment in Arkansas Kids）：低所得世帯の学校教育基金への積立に対して、100%の税額控除。近年寄附上限拡大。※1	教育基金への出資※2や、未就学児童への補助※3に対する独自の税額控除がある。	寄附控除に関して特徴的な制度はなし。
（参考）連邦所得税からの年間控除額（Amount of deduction; 2021 年度）	約 52.9 億ドル（※連邦政府の歳入庁データに準拠するため、上記の州所得税からの控除や、特定の団体を通じた独自の控除分は計上されていない。以下同様。）	約 50.5 億ドル	約 9.9億ドル
示唆・特徴	教育かつ低所得者世帯に特化した強力な控除制度を有している。	複雑な計算を経た税額控除の形式をとっている。	AGI 比 15%の上限は連邦全体で見ても厳しい部類であり、高所得者の多い D.C.特有の制度設計である。

出所）
※1）The Reform Alliance, Scholarships,https://thereformalliance.org/scholarships/（2026 年 3 月 16日最終閲覧）
※2）my529, https://my529.org/（2026 年 3 月 16日最終閲覧）
※3）Voices for Utah Children, Tax Policy 101: State Child Tax Credit, https://utahchildren.org/newsroom/speaking-of-kids-blog/tax-policy-101-state-child-tax-credit（2026 年 3 月 16日最終閲覧）
※4）Council of the District of Columbia, Code of the District of Columbia, https://code.dccouncil.gov/us/dc/council/code/sections/47-1803.03（2026 年 3 月 16日最終閲覧）
※5）The U.S. Bureau of Economic Analysis, Regional Data GDP and Personal Income, https://apps.bea.gov/itable/index.html?appid=70&stepnum=40&Major_Area=3&State=0&Area=XX&TableId=600&St

atistic=8&Year=2023&YearBegin=-1&Year_End=-1&Unit_Of_Measure=Levels&Rank=1&Drill=1&nRange=5(2026 年 3 月 16日最終閲覧)

表 2-9 米国・各州独自の寄附控除制度比較[2/4]

対象州	ニューヨーク州	マサチューセッツ州
寄附控除制度概要	所得控除。基本的に連邦の控除制度に準拠するが、高所得者に対する控除額の縮減や、超過分の繰越が不可である点に特徴がある。	所得控除。基本的に連邦制度に準拠。 2023 年より、州独自の寄附控除制度を導入。2000 年に住民投票で制度導入を批准も、導入まで 23 年を要した。
連邦制度との関係	基本的な控除率等はおおむね連邦制度に準拠しているが、連邦申告で項目別控除を行っている必要はなく、独立して利用(併用も)可能。	独立して利用可能。連邦制度で、標準控除を選択した場合でも、州制度で項目別控除が適用される。なお、マサチューセッツ州では、課税所得から一定額が差し引かれる「個人免除」を採用しているため、これに項目別控除が上乗せされる形。※2
その他特徴的な制度	特定の大学(SUNY)・財団を通じて寄附を行った場合に、税額控除を受けられる制度がある。州所得税に対して寄附額の 85%の税額控除を受けることができ、連邦所得税からの控除との併用が可能。最低寄附額は 1 万ドルから。※1	CDC が定める地域投資計画に寄附すると、現金寄附額の 50%の還付可能税額控除を適用。 この制度は、MA 州での税負担のない個人、営利/非営利組織、財団も対象となり、寄附額を連邦制度の控除対象に含めることも可能。※3
(参考)連邦所得税からの年間控除額(Amount of deduction; 2021 年度)	約 251.1 億ドル	約 84.1 億ドル
示唆・特徴	連邦制度に準拠しながらも、高所得者縮減などの制度を導入している。大学等の特定の団体に対する大きな優遇制度も特徴的である。	直近で寄附控除制度を導入した州であり、制度導入までの経緯から、制度設計に関する示唆を得る。また、CITC で非居住者の寄附への還付制度を導入している点は、寄附控除の原資についての検討の際に参考となりうる(後述)。

出所)
※1)SUNY Potsdam, NYS Charitable Tax Credit Program, https://www.potsdam.edu/giving/maximize-your-giving/nys-charitable-tax-credit-program(2026 年 3 月 16日最終閲覧)
※2)Massachusetts Department of Revenue, Charitable Contribution Deduction,https://www.mass.gov/regulations/830-CMR-6232-charitable-contribution-deduction#-1-statement-of-purpose-outline-of-topics(2026 年 3 月 16日最終閲覧)
※3)Massachusetts Department of Revenue, Massachusetts Community Investment Tax Credit (CITC),https://www.mass.gov/info-details/massachusetts-community-investment-tax-credit-citc(2026 年 3 月 16日最終閲覧)

表 2-10 米国・各州独自の寄附控除制度比較[3/4]

対象州	カリフォルニア州	メリーランド州
寄附控除制度概要	現金寄附に対して、連邦 AGI の 50%を上限とする所得控除を実施。 控除上限は、連邦の AGI60%よりも低く設定されているが、繰越は連邦制度と同じく 5 年まで可能。	所得控除。基本的に連邦の控除制度に準拠する。
連邦制度との関係	独立して利用可能。連邦制度で、標準控除を選択した場合でも、州制度で標準控除・項目別控除のどちらを適用するか選択できる※1。	連邦申告で項目別控除を行っている者のみ利用可能。高所得者(AGI $200,000 超)は、連邦控除を受けた後でも、州レベルで追加の控除減額を受ける可能性がある。
その他特徴的な制度	個人及び法人による、特定の教育支援基金への寄附に対し、寄附額の 50%を税額控除できる制度(College Access Tax Credit)がある。 予算として年間 5 億ドルが用意されている大規模な税額控除プログラムで、公立大学から HBCU への編入を促す制度という点で特徴的※2。	連邦基準の 501(c)(3)非営利組織のうち、州が承認した地域振興活動を行う組織等への寄附を行った場合に、税額控除を受けられる制度(CITC)がある。州所得税に対して寄附額の 50%の税額控除を受けることができ、連邦所得税からの控除との併用が可能。最低寄附額は 500 ドルから。地方活性化を目的のひとつとしている※3。
(参考)連邦所得税からの年間控除額(Amount of deduction; 2021 年度)	約 435.4 億ドル	約 67.5 億ドル
示唆・特徴	制度の大枠は連邦の寄附控除制度に準じているものの、寄附控除可能額の上限は AGI 比 50%と低めに設定。 これには、カリフォルニアの所得水準や公的支出の大きさが関係すると考えられる。	地方活性化を目的とする点で「ふるさと納税」と類似した独自の寄附金税制を有しており、この効果や限界を聴取することで、「ふるさと納税」についての直接的な示唆を得る(→現地調査)。

出所)
※1)CCH Tagetik, California, Subtractions-Charitable Contributions,https://answerconnect.cch.com/document/jca0109013e2c83ae5f11/state/explanations/california/subtractions-charitable-contributions(2026 年 3 月 16日最終閲覧)
※2)California Educational Facilities Authority, College Access Tax Credit Fund Overview,https://www.treasurer.ca.gov/cefa/catc/overview.asp(2026 年 3 月 16日最終閲覧)
※3)Maryland Department of Housing and Community Development, Community Investment Tax Credits Program, https://dhcd.maryland.gov/communities/pages/programs/citc.aspx(2026 年 3 月 16日最終閲覧)

表 2-11 米国・各州独自の寄附控除制度比較[4/4]

対象州	バーモント州	ウィスコンシン州	オレゴン州
寄附控除制度概要	税額控除。寄附 20,000 ドルまで 5%の定率控除で、個人が広く恩恵を受けられる。	税額控除。まず連邦の項目別控除を算出し、WI 州の標準控除額を差し引いた分に 5%をかけた分が控除される。	所得控除。 連邦申告で項目別控除を行っている者のみ利用可能で、対象となる寄附額は完全に連邦制度に準拠。

対象州	バーモント州	ウィスコンシン州	オレゴン州
連邦制度との関係	連邦申告で項目別控除を行っている必要はなく、独立して利用（併用も）可能。	独立して利用可能であるが、上記の通り算出式上で連邦制度にも依拠している。	
その他特徴的な制度	控除上限 250 ドルと規模は小さいが、高等教育に対する税額控除制度（VHEIP）などがある。	高等教育に対する所得控除制度（Edvest529）などがある。	Cultural Trust への寄附に対して 100％の税額控除（控除上限 500 ドル）を与える制度※1がある。
（参考）連邦所得税からの年間控除額（Amount of deduction; 2021 年度）	約 3.6 億ドル	約 27.6 億ドル	約 40.0 億ドル
示唆・特徴	税額控除方式、かつ独立利用可能であることから、広く寄附を促進する狙いのある州であるといえる。連邦所得税における寄附額及び寄附件数はいずれも低位にあることから、州制度が寄附を広く促進する効果は見られないが、州所得税分の寄附控除は広がっている可能性もあり、今後データの蓄積・分析が望まれる。		日本において特定団体の寄附に対して強力なインセンティブを与える制度を検討する際には、参考となる。

出所）
※1）Oregon Cultural Trust, Oregon’s Cultural Tax Credit, https://www.culturaltrust.org/get-involved/donate/（2026 年 3 月 16日最終閲覧）

2.4.2 カナダ寄附金税制の概要

本項では、「サブ調査国」として位置づけたカナダの寄附金税制について調査を行った。カナダでは米国同様に連邦制が採られており、原則として個人に対して連邦所得税と州所得税との二階建ての課税がなされる。これに対応して、寄附金税制についても米国同様に連邦所得税への控除制度と、各州が独自で設ける州所得税への控除制度とが区分されている。

（1）連邦所得税の寄附控除制度

カナダ・連邦所得税に係る寄附控除（項目別控除）制度を下記の通り整理した。日本及び米国と比較して、次の 3 点に特徴がまとめられる。第 1 に、税額控除方式を採用している点である。第 2 に、総所得金額の 75％という寛容な上限額と 5 年間の繰越控除制度がセットになっている点である。第3に、団体の種別（文化団体、自然保護団体）によっては、より大きな控除率が設けられている点であり、簡素さという点では米国に劣後するが、国としての政策目的を達成するための資金誘導の観点においては効果的であると考えられる。

表 2-12 カナダ・連邦所得税の寄附控除制度

比較項目	(参考)日本	カナダ
寄附控除制度概要	基本的な寄附金税制として所得控除または税額控除を選択可。加えて、ふるさと納税制度あり。	税額控除。寄附金額$200 までの部分に対して 15%の控除、超える部分に 29%、最上位税率帯該当部分に 33%を適用(詳細は Schedule 9/P113)。未控除分は 5 年繰越可。
控除対象寄附先	特定 NPO 法人、学校法人等があるが、認定基準が厳格。ふるさと納税では地方自治体が対象。	登録慈善団体(registered charities)、政府・自治体、国際機関のうち規定の団体、大学・全国芸術サービス団体、登録ジャーナリズム団体(RJO)等、対象となる団体は幅広い。
控除上限	所得の 40%または総所得金額から 2,000 円を引いた額のいずれか少ない方。ふるさと納税では所得等により変動。	総所得金額の 75%が上限となる。自然環境保税地に対する寄附(Ecological Gift)に対しては、特例的に 100%の控除も可能。
返礼品	ふるさと納税で地方特産品など返礼品あり。	返礼品は存在しないが、米国同様に寄附により便益を受けた場合、その便益分(Fair Market Value: FMV)を控除から差し引く。 "80%ルール"※1:寄附の対価として得る便益が寄附額の 80%を超える場合、「贈与の意思」要件を満たさないとみなされ、控除の対象外となる。
文化的背景・寄附促進	寄附文化は未成熟も、近年拡大傾向か。	キリスト教徒の多さ※2 や上記の充実した優遇制度に起因して、寄附文化は成熟していると考えられる。とりわけ、高齢者層の寄附が盛ん※3
年間寄附額(最新)	2020 年 個人寄附総額:1 兆 2126 億円 うち、ふるさと納税分:6,725 億円(推定値、寄付白書 2021) 2024 年 個人寄附総額:2 兆 261 億円 うち、ふるさと納税分:1 兆 2728 億円(2024年度、受入額、総務省)	2023 年度に約120億ドル(CAD:カナダについて以下同様)であり、総額としては近年増加傾向。※2。

出所)
Government of Canada, Charities and giving, https://www.canada.ca/en/services/taxes/charities.html(2026 年 3 月 16日最終閲覧)
※1)Government of Canada, Determining fair market value of non-cash gifts, https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/charities-giving/charities/operating-a-registered-charity/issuing-receipts/determining-fair-market-value-gifts-kind-non-cash-gifts.html (2026 年 3 月 16日最終閲覧)
※2)外務省,カナダ基礎データ,https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/canada/data.html(2026 年 3 月 16日最終閲覧)
※3)Government of Canada, The Daily-Charitable donors,2023, https://www150.statcan.gc.ca/n1/daily-quotidien/250401/dq250401c-eng.htm(2026 年 3 月 16日最終閲覧)

こうした特徴を持つカナダでは、近年寄附金額総額の増加傾向と寄附件数の減少傾向が顕著である。カナダ連邦政府が実施するサーベイ調査[20]によると、2018年には 74%の納税義務者が寄附経験があると回答していたが、2023 年にはその割合が 66%まで低下した(※ただし、調査方式の変更に留意が

[20] Statistics Canada "Volunteering and charitable giving in Canada, 2018 to 2023" https://www150.statcan.gc.ca/n1/daily-quotidien/250623/dq250623b-eng.htm (2025 年 11 月 28 日最終閲覧)

必要なことが併記されている)。また、慈善団体"CanadaHelps"のレポート[21]では、公的統計及び独自意識調査の結果を分析し(図 2-7)、経済的困窮、若年層の寄附意識の減退、寄附による実効感の希薄化等がこの原因であると考察されている。

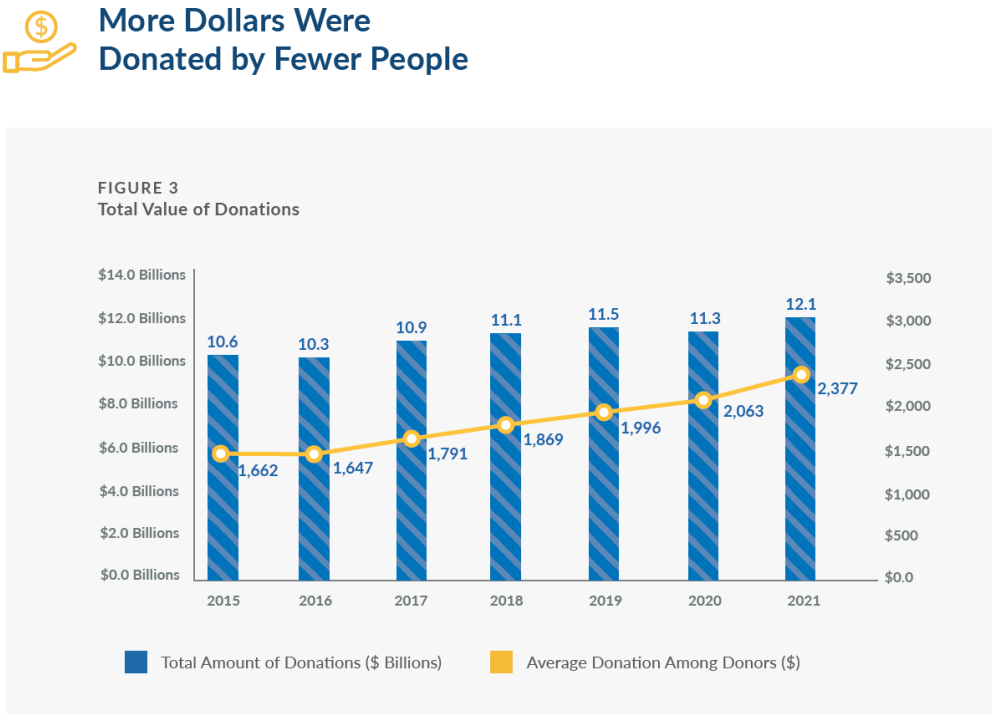


図 2-7 カナダにおける寄附金額総額及び平均寄附額の時系列推移

出所)Canada Helps "THE GIVING REPORT 2024" Figure 3 より引用, https://www.canadahelps.org/en/the-giving-report/(2026 年 3 月 16 日最終閲覧)

カナダにおける近年の特徴的な制度変更として、寄附控除上限の変更を調査した。高所得者への極端な税制優遇を抑制するための制度である Alternative Minimum Tax (AMT)について、2024 年に富裕層に対してさらなる優遇減少となる制度変更が施行された。AMT は、通常の所得税計算とは別に、控除項目を制限した「AMT 税額」を計算し、「通常の所得税額」と「AMT 税額」を比較し、金額が高い方を納税額として採用するものである。2024 年 1 月に施行された本制度の変更内容は以下の通りである。まず、AMT 計算上、従来は 80%であったキャピタルゲインの算入率が 100%に上昇した。また、従来は 100%であった寄附金税額控除率が 80%に制限された。加えて、AMT 税率の引き上げ(15%→20.5%)や、基礎控除額の引き上げ(40,000 ドル→173,205 ドル)なども同時に適用された。これによって、高額寄附を行う富裕層において、通常の所得税額よりも AMT(最低税額)が高くなりやすく、実質的な節税メリットが減少する可能性や、大口寄附のインセンティブの低下が懸念されている。[22,23]

[21] CanadaHelps "THE GIVING REPORT 2024"(https://www.canadahelps.org/en/the-giving-report/(2025 年 11 月 28 日最終閲覧)
[22] Jamie Golombek, Debbie Pearl-Weinberg and Kate Lazier (2025), "Alternative minimum tax: Impact on charitable giving", https://www.cibc.com/content/dam/cibc-public-assets/personal-banking/smart-advice/tax-savings-tips/pdfs/amt-charities-en.pdf (2026 年 3 月 16日最終閲覧)
[23] KPMG (2025), "Make Your 2025 Charitable Donations Tax-Effective",

表 2-13 制度変更前後の納税額数値例
（※年間所得は全額キャピタルゲインで 200 万ドル、うち 100 万ドルを寄附するケース）

項目	変更前（～2023）	変更後（2024～）
1. 寄附金額	$1,000,000	$1,000,000
2. 通常の所得税額（控除前）	約 $330,000	約 $330,000
3. 通常の寄附金税額控除	▲ $330,000	▲ $330,000
4. 通常計算での納税額	$0	$0
5. AMT計算上の「所得」（基礎控除後）	$1M + $1M*80% - $40K=$1.56M	$1M + $1M*100% - 約$173K=約$1.83M
6. AMT税率	15.0%	20.5%
7. AMT税額（控除前）	$234,000	$374,500
8. AMT計算上の税額控除	▲ $330,000	▲ $330K*80% = ▲$264,000
9. 納税額	$330,000 - $330,000 = $0	$374,500 - $264,000 = $110,500

キャピタルゲインの80%加算

キャピタルゲインの100%加算

（2）各州独自の寄附控除制度

米国と同様に、14 の州・準州における寄附に係る一人あたりの金額を算出し、上位 3 州を調査対象とした。上位から順に、アルバータ州、ブリティッシュコロンビア州、マニトバ州である。さらに、税制一般に特徴的な制度を有するケベック州において、寄附控除制度についても特徴が見られたため、調査対象とした。結果は表 2-14 の通りである。

表 2-14 カナダ・各州独自の寄附控除制度比較

対象州	アルバータ州	ブリティッシュコロンビア州	マニトバ州	ケベック州
寄附控除制度概要	税額控除。寄附金額 $200 までの部分に対して 60% の控除（2023 年に 10%→60%に変更。他の州と比較して突出して高水準）、超える部分には 21%の控除。	税額控除。寄附金額 $200 までの部分に対して約 5%の控除、超える部分には 16.8%、最上位税率帯該当部分に 20.5%を適用。	税額控除。寄附金額 $200 までの部分に対して10. 8%の控除、超える部分には17.4%を適用。	税額控除。寄附金額 $200 までの部分に対して 20%の控除、超える部分には 25.75%を適用（$200 を超える部分への控除割合としては州の中で最大）。
連邦制度との関係	併用可能	併用可能	併用可能	併用可能
その他特徴的な制度	大学等への寄附促進のためのプログラムは存在するが、明確な税制上でのインセンティブは無い。	文化団体等への寄附促進のためのプログラムは存在するが、明確な税制上でのインセンティブは無い。	寄附金額を州政府が上乗せするマッチング制度※1 などが特徴的であるが、明確な税制上でのインセンティブは無い。	文化財団に対する大口（$5,000～）の寄附に対して、追加で 25%の控除を与える制度が特徴的※2。

https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmgsites/ca/pdf/tnf/2025/11/ca-make-your-2025-charitable-donations-tax-effective.pdf.coredownload.inline.pdf（2026 年 3 月 16日最終閲覧）

対象州	アルバータ州	ブリティッシュコロンビア州	マニトバ州	ケベック州
（参考）州別の年間寄附総額（Total Donations; 2023 年度）	約 21.0 億ドル	約 21.7 億ドル	約 5.5 億ドル	約 14.0 億ドル
示唆・特徴	いずれの州も、連邦政府と同じく「寄附金額$200 までの部分に対して○○%の控除、超える部分には●●%の控除」という明確な構造を採っており、かつすべて連邦制度との併用が可能である。このように、諸々の条件が揃っているため、税率設定の狙いやその帰結についての示唆が得やすいことが期待される。特に、低額部分に高い控除率を（2023 年から）課しているアルバータ州と高額部分により大きな控除率を課しているケベック州は対比的である。また、特定の分野に対する追加的な控除を設けているケベック州について調査を進めることは、州政府としての政策目的を達成するための資金誘導の観点においては効果的であると考えられる。			

出所）

※1)Government of Manitoba, News Release - Governments of Canada and Manitoba Match Red Cross Donations to Help those Impacted by Wildfires, https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=69482（2026 年 3 月 16 日最終閲覧）

※2)Government of Quebec, Crédit d'impôt additionnel de 25 % pour un don important en culture, https://www.budget.finances.gouv.qc.ca/budget/outils/depenses-fiscales/fiches/fiche-110302.asp（2026 年 3 月 16 日最終閲覧）

（3）カナダ・米国比較

1）所得階層ごとの寄附割合

カナダ・米国のここまでの制度的特徴の整理を受けて、本項では寄附金額（個人）に占める所得階層割合を算出した。結果は図 2-8 の通りであり、カナダでは低中所得者層の寄附割合が大きいことに対して、アメリカでは年間所得 100 万ドル以上の高所得者層の寄附割合が約半数を占める。要因は様々に考えられる（寄附意識や歴史的背景など）が、カナダが低中所得者にも恩恵の大きい税額控除方式を採っていることは一つの要因であると考えられる。

特に米国の寄附実態における高所得者層の貢献の大きさについて、以下のデータ及び学術研究を紹介する。第 1 に、米国・労働統計局（Bureau of Labor Statistics）の 2023 年の家計調査データ（Consumer Expenditure Surveys）[24]によると、現金寄附を行った世帯割合は、低所得世帯（下位 20 パーセンタイル）のうちでは 6.3%、高所得者世帯（上位 20 パーセンタイル）のうちでは 45.8%であった。第 2 に、米国の個人を追跡したパネルデータ（Panel Study of Income Dynamics）を用いた分析では、所得額に占める寄附額割合は、所得階層間で大きな差異が無い（概して所得の 1%～2%

[24] Bureau of Labor Statistics, “Consumer Expenditure Surveys”内 Calendar year means, shares across all items, and variances tables by demographic characteristics, 2012 forward の”Income before taxes”データを取得した（https://www.bls.gov/cex/tables/calendar-year/mean-item-share-average-standard-error/cu-income-before-taxes-2023.xlsx）。なお本データは、標準控除/項目別控除の別を問わずに現金寄附の有無を質問したものであり、税引き前所得によって所得階層を区分している。

程度を寄附に充てる)という推計結果が報告されている(Meer and Priday, 2021[25])。以上の結果より、米国においては低中所得者層にも寄附意識(実態)は観察されるものの、「米国の寄附文化が高所得者層に支えられている」という仮説は一定程度支持されたといえる。ただし、この点は各政策の導入経緯・目的や実務上の運用方法を合わせて多面的に調査する必要があるため、現地調査での調査項目として設定した。

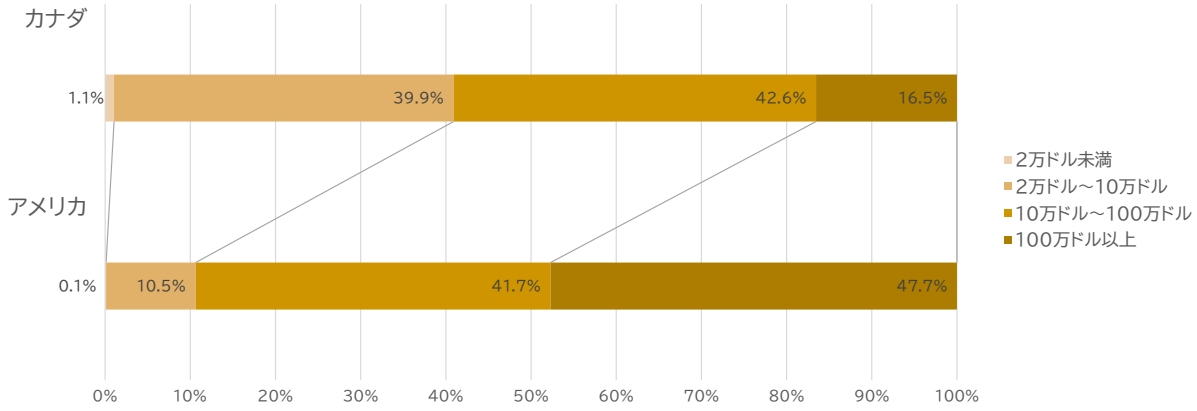


図 2-8 カナダ・米国の所得階層と寄附割合※

出所)
Government of Canada, The Daily,https://www150.statcan.gc.ca/n1/daily-quotidien/250401/t003c-eng.htm(2026 年 3 月 16 日最終閲覧)
The IRS, SOI tax stats - Individual income tax returns complete report (Publication 1304) - Basic tables part 2,https://www.irs.gov/statistics/soi-tax-stats-individual-income-tax-returns-complete-report-publication-1304-basic-tables-part-2, Table2.1(2026 年 3 月 16 日最終閲覧)
※両国の公的統計の定義に差異があるため、単純な比較には注意が必要である。カナダでは所得階層ごとの「寄附金額」、アメリカは所得階層ごとの「連邦所得税に係る項目別控除金額」を取得し、それぞれの割合を示している。また、最低所得階級について、カナダでは 2 万ドル、アメリカでは 1.5 万ドル(ともに年額)で区分されている(2025 年 11 月末時点で 1CAD≒0.7USD であるため、おおよそ近い値)。ドルはそれぞれカナダドル(CAD)、アメリカドル(USD)である。

2) 連邦所得税に係る寄附先の分野別構成比

本項では、カナダ・米国両国の連邦所得税に係る個人寄附の寄附先の分野別構成比を比較した(2023 年金額ベース)。両国の分野区分には差異があるため一定の留意が必要[26]であるが、図 2-9

[25] Meer, J., & Priday, B. A. (2021). Generosity across the income and wealth distributions. National Tax Journal, 74(3), 655-687.
[26] 定義の違い、集計方法の違いに係る以下の 4 点に留意する必要がある。第 1 に、データ範囲の違いがある。米国では"Giving USA 2024"による全寄附源(個人+財団+遺贈+企業)の 2023 年データを基に、「全寄附源の分野別構成比が個人寄附にそのまま当てはまる」と仮定し、個人寄附総額(374.40 billionUSD)を按分した推計値(個人×分野別の集計は無い)を用いた。カナダでは、"Statistics Canada SGVP 2023"による 15 歳以上個人の寄附の実データを利用した。第 2 に、比較可能にするために分野を統合した。カナダの"Health + Hospitals"を「保健・医療(病院含む)」とし、"Social services + Development and housing + Sports and recreation"を「社会サービス・コミュニティ」として統合した。米国では、"To Foundations" と "Public-Society Benefit" を「その他」とし、カナダでは、"Grant-making, fundraising, volunteer promotion", "Business & professional associations, unions", "Law, advocacy and politics"の 3 区分を「その他」とした。なお、これら以外の分野においても定義に一定程度の差異があると考えられる。第 3 に、カナダの教育分野に過小推計の可能性がある。すなわち、SGVP 2023 の "Education and research" は「F(公表不可)」のため含めておらず、本データのカナダの「教育」は "Universities and colleges" のみであり、教育全体の寄附はこれより多い可能性が高い。第 4 に、環境・動物の定義差がある。米国では"Environment and animals"の区分がある一方、カナダでは"Environment" のみ(動物特化のカテゴリなし)であり、カナダ側の「環境・動物」は実質「環境」のみである。

からは、両国とも「宗教」が最大の寄附先であることが分かる。また、カナダでは「宗教」に「保険・医療（病院含む）」を足し合わせると過半数を占めることに特色がある一方、アメリカは様々な分野に比較的幅広く寄附が行われていることが観察される。

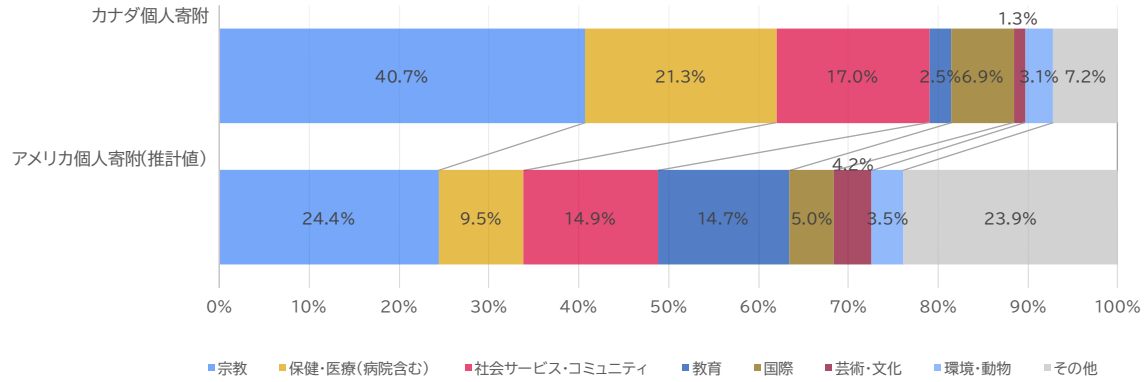


図 2-9 カナダ・米国の個人寄附の寄附先の分野別構成比（2023 年：金額ベース）

出所）
Government of Canada, Total value of donations to charitable or non-profit organizations, by type of organization, 2018 and 2023 ,https://www150.statcan.gc.ca/n1/daily-quotidien/250623/cg-b003-eng.htm（2026 年 3 月 16 日最終閲覧）
Giving USA, U.S. charitable giving grew to $592.50 billion in 2024, lifted by stock market gains, https://givingusa.org/giving-usa-2025-u-s-charitable-giving-grew-to-592-50-billion-in-2024-lifted-by-stock-market-gains/（2026 年 3 月 16 日最終閲覧）

参考として、図 2-10 に内閣府意識調査[27]による日本の寄附先の分野別構成比を示した。寄附金額ではなく、複数回答ありの意識調査結果であるため、単純な比較には留意が必要であるが、「保健・医療・福祉」分野が全体の約 3 割を占めることや、「災害救助支援」が突出していることが特徴的である。なお本調査では、「宗教」の区分は設けられていない。都民の寄附先区分の実態については、本調査の第 3 章にて改めて調査する。

[27] 内閣府「令和 4 年度 市民の社会貢献に関する実態調査」,https://www.npo-homepage.go.jp/toukei/shiminkouken-chousa/2022shiminkouken-chousa（2026 年 3 月 16 日最終閲覧）

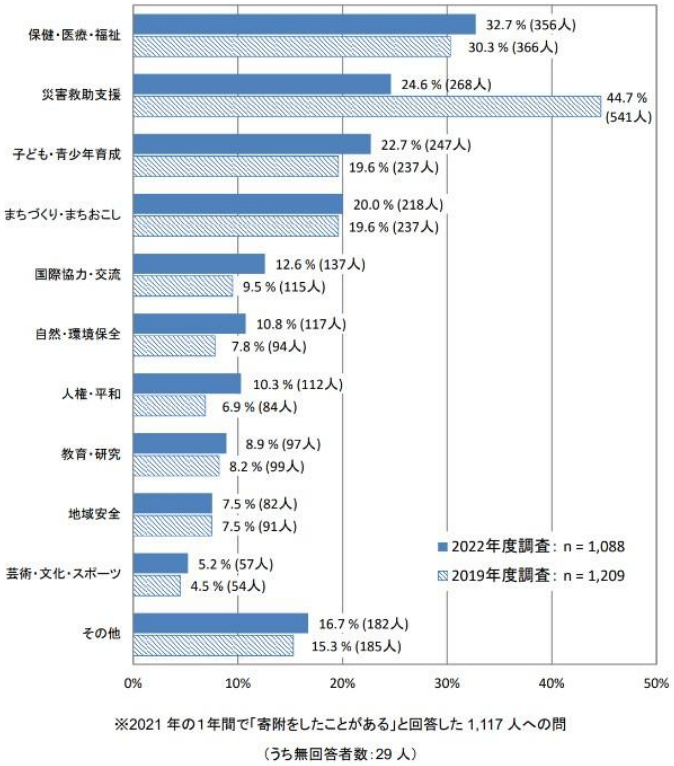


図 2-10 日本の寄附先の分野別構成比（内閣府意識調査による）

出所）内閣府「令和 4 年度 市民の社会貢献に関する実態調査」,https://www.npo-homepage.go.jp/toukei/shiminkouken-chousa/2022shiminkouken-chousa（2026 年 3 月 16 日最終閲覧）

2.4.3 北米寄附金税制に関する論点

(1)「対価」の考え方

表 2-7 及び表 2-12 の通り、カナダ・米国では、適格な組織に対して寄附を行った結果、「何らかの利益（benefit）」を「対価」として受け取った、または受け取ることを期待する場合、受け取った利益の価値を超える寄附額のみが慈善控除の対象となる（カナダ・米国の比較表は

表 2-15 の通り)。この原則は、「慈善控除(Charitable contribution)」が「対価として同等の価値のものを得ること、または期待することなく」自発的に行われる贈与または寄附であるという基本的な定義に基づいており、米国では特に"Quid Pro Quo"原則と呼ばれている。米国 IRS 資料では、具体的な減額の例が豊富に示されている[28]。特に米国においては、「対価」に関する議論は歴史的に様々に展開されてきた。

英米圏の法体系の基層をなす「コモンロー」においては、「贈与(Gift)」は「対価なしに(gratuitously)」行われるものと定義されており、20 世紀初頭まではこの考え方に基づいて寄附行動が管理されてきた。この考え方に則り、1960 年の最高裁判決では、寄附とは「無関係かつ私欲のない寛大さ(detached and disinterested generosity)」から生じるものであると定義され[29]、これが長年援用されてきた。1986 年、「対価を受ける場合においても一定程度は寄附として認められるか」について争点とした裁判[30]が起こり、最高裁は以下の 2 条件を満たせば寄附控除を認めるとした(Two-Part Test)。すなわち、①支払額が受け取った利益の公正な市場価格(Fair Market Value: FMV)を超過していること、②支払者がその超過分を支払う意思を持っていたこと、である。さらに、宗教的行為に対する対価について、1989 年の裁判[31]で激しく争われ、最終的に、宗教的儀式は貨幣価値換算されがたいものであるが、実質的に「サービスを享受している」こととみなし、宗教的儀式への支払いに対する控除を認めない判決が下された。

上記の一連の裁判を経て、基本原則としては、有形・無形問わず(宗教も含め)便益を享受する場合にはその分を控除対象から除く、というスタンスが取られている。しかし、実務上では歴史的・政治的経緯による例外が様々に存在する[32]など、現在でも議論のあるトピックである。

さらに、より現代的な論点として、施設等の「ネーミングライツ」を対価として算定するか否かについては、現在でも実務上の扱いと学術的議論との間に乖離がある。すなわち、米国ではネーミングライツは「対価」とはみなされず、寄附金の全額を控除対象とすることが可能であり、カナダでは、原則として「対価」とはみなされないが、明らかに広告的・商業的性質を帯びる場合には対価として寄附控除対象額から差し引かれる場合もある。また、価値の算定が不可能な場合は寄附控除が適用されない。学術的議論としては、Imdieke (2016)[33]などは、ネーミングライツは寄附に対する寄附への感謝を示す「唯名的な信用(Nominal Credit)」であり、非営利団体の資本形成に不可欠なものでもあるため、現行の制

[28] IRS, Charitable Contributions Publication 526(https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p526.pdf)の例の一つとしては、次のようなものがある:
教会でのディナーダンスのチケット(注:教会がチャリティー目的で開催するものについては、寄附の対象となりうる)に 65 ドル支払い、元々のチケットが 25 ドルだった場合、支払総額(65 ドル)から受け取った利益の価値(25 ドル)を差し引いた 40 ドルが慈善控除できる金額となる。

[29] JUSTIE U.S. Supreme Court, Commissioner v. Duberstein, 363 U.S. 278 (1960), https://supreme.justia.com/cases/federal/us/363/278/

[30] JUSTIE U.S. Supreme Court, United States v. Amer. Bar Endowment, 477 U.S. 105 (1986), https://supreme.justia.com/cases/federal/us/477/105/

[31] JUSTIE U.S. Supreme Court, Hernandez v. Commissioner, 490 U.S. 680 (1989), https://supreme.justia.com/cases/federal/us/490/680/

[32] BYU Law Digital Library, Mormon Profit: Brigham Young, Tithing, and the Bureau of Internal Revenue, https://digitalcommons.law.byu.edu/lawreview/vol2019/iss1/5/

[33] Imdieke, Benjamin J. (2016) "A Nominal Credit: Why Donor Recognition Should Not Limit the Deductibility of Section 170 Charitable Contributions," ACTEC Law Journal: Vol. 42: No. 2, Article 2.

度（対価算定外）を維持すべき、として現状維持を主張しているが、Drennan（2016）[34]などの改革派は、ネーミングライツは契約に基づく「対価」であるため、税控除の対象外とすべきと主張している。また、現行の制度が、寄附者の寄附行動を歪めている（edifice complex）とする主張を展開しつつ、①市場での類似事例の取引価格を参考に命名権の FMV を算定し、寄附控除対象額から除くこと、②（FMV 算定が困難な場合の代替案として）一律の割合（例：20％）を対価として寄附控除対象額から除くこと、の 2 通りの改革案を掲げている（Drennan, 2016[35]）。

以上の「対価」をめぐる議論は、日本の現行寄附税制にそのまま対応するものではなく、むしろ日本における制度間の非対称性を浮き彫りにするものである。第 1 に、「ふるさと納税」においては、返礼品等の提供が制度上認められており、寄附金控除は原則として寄附額を基礎に計算されるため、返礼品の便益相当額を控除対象額から差し引く北米型の整理とは異なる。もっとも、返礼割合三割以下基準は、返礼品等の調達費用に係る基準であって、寄附者が受ける便益の市場価値そのものを示すものではない点には留意が必要である。第 2 に、「ふるさと納税」以外の特定寄附金については、税務上、「寄附をした人に特別の利益がおよぶと認められるもの」は控除対象から除外されているが、北米のように便益部分の公正市場価値（FMV）を算定し、残額のみを控除対象とする一般的なルールが明確に整備されているわけではない。すなわち、日本では、便益を伴う拠出について、「返礼品を伴っても制度上広く控除対象となる類型」と「寄附者に特別の利益が及ぶ場合には控除対象外となる類型」との間に制度上の落差が存在しており、その中間的な整理が十分に発達していないといえる。

法人についても、「対価」の取扱いは一義的ではない。法人税法上は、寄附金は無償の供与として把握される一方、法人の事業遂行と直接関係のある広告宣伝費等は寄附金から除外されることとされており、寄附と広告宣伝費等との境界が問題となり得る。特に「企業版ふるさと納税」においては、地方公共団体が寄附の代償として経済的利益を供与することが禁止されている一方、実務上では、有償のネーミングライツ契約について、法令遵守、公正な手続の確保、寄附法人への便宜供与の不存在等が満たされる場合には、直ちに禁止される経済的利益の供与には当たらないと整理されている。したがって、ネーミングライツを一律に「寄附として認められない対価」とみるのではなく、寄附と契約上の広告・命名権取引のいずれに該当するか、また両者をどのように切り分けるかを制度的に整理する必要がある。

この点、北米における Quid Pro Quo や Split-receipting の考え方は、日本においても一定の示唆を有する。すなわち、慈善団体や自治体が寄附者に対して一定の謝意表示や付随的便益を提供すること自体を直ちに否定するのではなく、どの範囲までを許容し、その場合に当該便益の市場価値をどのように評価し、控除対象額から控除するかを明確化するという制度設計が考えられる。これにより、返礼品を前提とする現行の「ふるさと納税」と、便益をほとんど予定しない通常の寄附との間に存在する制度上の断絶を緩和し、寄附者・受入団体双方にとって分かりやすく、一貫的な制度に近づける可能性がある。もっとも、ネーミングライツのように広告効果や評判利益を含み得る便益については、その価値評価が容易ではなく、また税制優遇が特定の大口寄附や施設整備に偏るおそれもある。したがって、企業の CSR 資金を公益目的の寄附へ適切に誘導する観点からは、北米における実務及び学術的議論も

[34] Drennan, W. A. (2016). Charitable naming rights transactions: gifts or contracts. Mich. St. L. Rev., 1267.
[35] 前掲書.

参照しつつ、命名権、スポンサー表示、広報協力等をめぐる取扱いを、税務・契約・ガバナンスの各側面から慎重に検討していくことが求められる。以上の「対価」と寄附の関係については、現地調査で詳しく調査を行った。

表 2-15「対価」の考え方

項目	カナダ（CRA Folio S7-F1-C1 に基づく）	米国（IRS Pub 561 に基づく）
基本概念	Split Receipting （寄附額 ＝ 贈与価値（金額） － 受け取る利益価値）	Quid Pro Quo （寄附額 ＝ 贈与価値（金額） －受け取る利益価値）
対価の範囲	財産、サービス、報酬、その他の利益（将来的なもの、第三者への利益含む、より広い概念）。	物品またはサービス（無形の便益も含む）。 ※無形の宗教的利益は例外的に価値算定不要。
測定方法	公正市場価値（FMV）。イベント等は「類似施設の価格」等で代替。	団体側からの「誠実な見積り」による公正市場価値（Good faith estimate of the FMV）。 ←見積りが不合理な場合、寄附者は拒否できることが明記されている
名目的な利益の扱い	受け取った価値が【「寄附額の 10%」もしくは「$75」の低い方以下】なら対価なしとみなす。	受け取った価値が「些少（insubstantial）」と認められる場合には対価なしとみなす。 ※IRS が定める認定基準は毎年更新される。
寄附の成立要件	対価が寄附財産の 80%を超える場合、原則として寄附と認められない（意図の証明が必要）。	対価割合による寄附の成立要件は定められていない。
価値評価不能な場合	利益の価値が算定できない場合、受領証は発行不可（寄附控除不可）。	寄附者と団体（寄附受取者）との間での合意と IRS の認定があれば寄附が成立。

出所）
Government of Canada, Income Tax Folio S7-F1-C1, Split-receipting and Deemed Fair Market Value ,https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/tax/technical-information/income-tax/income-tax-folios-index/series-7-charities-non-profit-organizations/series/income-tax-folio-s7-f1-c1-split-receipting-deemed-fair-market-value.html（2025 年 12 月 15 日最終閲覧）
The IRS, Publication 561 (12/2025), Determining the Value of Donated Property, https://www.irs.gov/publications/p561（2025 年 12 月 15 日最終閲覧）

（2）マッチンググラント

マッチンググラントとは、認定された慈善団体が受け取った寄附額を第三者機関（企業等）に報告し、その寄附額に応じた一定割合の資金を、第三者機関がその団体に直接上乗せ（マッチング）して支給する仕組みである。米国では、以下の背景・経緯によって導入された（McClelland, 2024[36]）。まず、米国の寄附金控除は、納税義務があり、かつ「項目別控除（itemized deduction）」を選択する納税者しか利用できない。その恩恵は高所得者層に集中しており、低所得者層は寄附をしても税制上のインセンティブをほとんど受けられないという課題がある。加えて、2017 年減税・雇用法（TCJA）の影響がある。

[36] McClelland, R. (2024). Encouraging Charitable Giving: Matching Grants Versus Rebates. Tax Policy Center.

すなわち、2017 年の TCJA 施行により標準控除額が大幅に引き上げられた結果、項目別控除を利用する納税者は 2017 年の約 31%から 2020 年には 10%未満へと激減した。これにより、大多数の国民にとって寄附の税制インセンティブが消失したことが、新たな制度設計を求める大きな要因となった。また、マッチンググラントは、納税者の所得や控除の選択に関わらず、すべての世帯の寄附に対して一定割合の助成を行うことができるため、より公平な支援策として注目されている。このことから、米国の企業等が個人の寄附に上乗せを行うマッチンググラントの制度が整備された。通常の所得控除と比較したマッチンググラントの特徴は以下である(McClelland, 2024[37]; Clochard et al., 2025[38])。第 1 に、経済的同等性がある点にある。理論上、控除率 r の納税者が受ける「寄附金控除」は、マッチング率 m=r/(1−r) の助成金と経済的に同等である[39]。第 2 に、寄附金控除が確定申告時の「税負担の軽減(コスト削減)」と認識されるのに対し、マッチンググラントは寄附そのものへの「追加援助」として認識される点にある。

マッチンググラントは、多くの実証研究やメタ分析により、所得控除よりも寄附促進効果が高いことが示されている。その特徴は以下の 3 点に集約される。

- 心理的・フレーミング効果: マッチングが効果的である理由として、Eckel and Grossman (2003)[40]は、マッチングには第三者と協力して公共財を作るという「協力のフレーム(Cooperation frame)」がある点を指摘している。一方で、所得控除は「報酬(Reward)」として捉えられ、利他的な満足感(Warm glow)を損なう可能性があるとされている。分析の結果、マッチング条件下での総寄附額は、同等の所得控除に比べて 1.2 倍から 2 倍になると推定された(Sasaki et al., 2022)。
- 高い価格弾力性: Clochard et al. (2025)[41]によるメタ分析では、寄附の価格弾力性(価格が 1%下がった時に寄附が何%増えるか)は、所得控除形式の −0.87 に対し、マッチング形式では −1.98 と大幅に大きいことを明らかにした。これは、両者が経済的に同等であるとする標準的理論に反し、マッチングの方が約 2 倍の反応を引き出すことを意味する。
- 価格感応度: Hung et al. (2025)[42] は、386 の推計値を統合したメタ分析により、寄附者は寄附の価格に対して統計的に有意かつ負の相関(価格が下がれば寄附が増える)を示すことを明らかにした。

以上の学術研究等により、マッチンググラントの特徴は以下のように整理される。すなわち、項目別控除による恩恵が小さい/無い個人に対しても寄附を行うインセンティブを与える制度であり、その促進効果は所得控除よりも高いことが明らかになっている。また、利己的な金銭的インセンティブによらない当

[37] 前掲書.
[38] Clochard, G.-J., Sasaki, S., Dey, S., & Imai, T. (2025). Revisiting the Price Elasticity of Charitable Giving: Meta-Analysis of Tax Incentives and Matching Donations. *CESifo Working Paper*, 12310.
[39] 例えば、控除率 20%(r=0.2)の人が 100 ドルを寄附して 20 ドルの税軽減を受ける(自己負担 80 ドルで団体に 100 ドル届く)のは、80 ドルの寄附に対して政府が 20 ドル(m=0.25)をマッチングして団体が合計 100 ドルを届けるのと同義である。
[40] Eckel, C. C., & Grossman, P. J. (2003). Rebate versus matching: Does how we subsidize charitable contributions matter? *Journal of Public Economics*, 87(3-4), 681-701.
[41] 前掲書.
[42] Hung, C., Lu, J., & Hung, W.-J. (2025). Are Donors Sensitive to the Price of Giving? A Meta-Analytical Assessment. Voluntas, 36, 550-568.

制度が大きな効果を上げていることは、米国に根付いた寄附意識が前提になっている可能性がある（例：「少額を寄附しても意義は小さいのではないか」と考えている層への利他的満足感の充足）。以上より、日本においても純粋な寄附動機（利他的動機）がすでに存在する場合には効果的であると考えられる。今後、意識調査結果等と合わせた考察が重要である。

（3）法人寄附税制（寄附金区分・繰越控除）

本節ではここまで、個人の寄附金税制に着目して整理を進めてきたが、法人寄附税制についても検討する必要がある。

表 2-16 にカナダ・米国の法人寄附税制の概要を整理した。この表から、寄附先区分に基づく控除上限額等の設定については日本が最も複雑、米国が最も単純であり、カナダはその中間程度に位置することが読み取れる。また、個人の場合と同様、控除上限が設定されていながら繰越控除が認められていない国は、3 国のうち日本のみである点に特異性が読み取れる。

日本においては、「法人が支出する寄附金は、その法人の事業との関連性がなく、利益処分の性質も有することから、原則として損金算入を制限する」[43]旨が明示されており、これを原則としつつ、現行の寄附控除は例外として扱われている。ただし近年においては、企業寄附について、特別損金算入限度額が決算まで確定しにくく寄附をためらうケースがあるため、超過分を翌年度以降 5 年間繰り越して損金算入できるようにするという要望が行われた[44]。この議論を日本におけるよりよい寄附金税制の検討に応用する可能性については、現地調査等を踏まえ、2.4.7 (7)に整理した。

[43] 財務省，法人税の益金・損金の計算に関する資料，
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/c02.htm
[44] 財務省，令和7年度税制改正要望事項，
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/request/cao/07y_cao_k_14.pdf

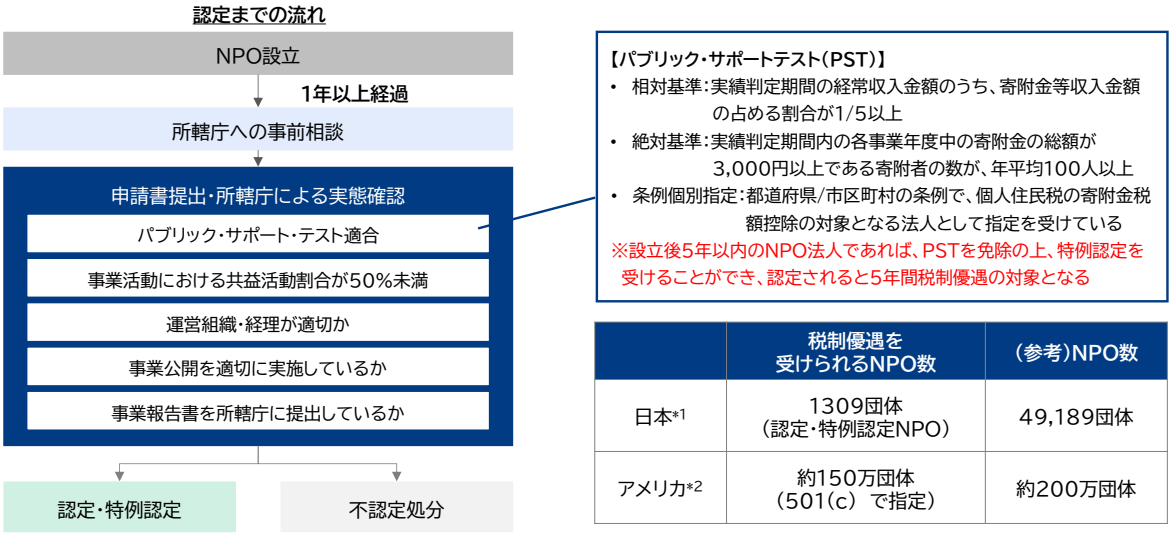
表 2-16 カナダ・米国の法人寄附税制の概要

対象国	(参考)日本	カナダ※1	アメリカ※2
控除対象	現金寄附及び現物寄附	現金寄附及び現物寄附	現金寄附及び現物寄附
寄附先区分	寄附先の公益性の大小を基準として区分が設けられている。公益性が大きい順から指定寄附金＞特定公益増進法人寄附金＞一般寄附金である。	寄附先区分:通常寄附/文化財寄附/生態系寄附の寄附先区分が存在する。 寄附先区分によって、寄附の証明方法、控除上限、繰越期限が異なる。	「適格受領者」か否か、かつ(事業経費ではなく)「慈善寄附」か否かの判定が設けられるが、寄附先種別ごとの区分は設けられていない。すなわち、認められた寄附に対しては基本的に統一された上限・繰越基準が採用される。
控除上限	寄附先区分によって上限の算定が異なる(※詳細は次表を参照)	基本的には法人所得の 75%まで、生態系寄附については 100%まで控除が可能	法人所得の 10%まで
繰越控除可否	不可	基本的には 5 年間、生態系寄附については 10 年間の繰越控除が可能	5 年間の繰越控除が可能
(参考) 対価に関する考え方	直接の見返りのあるものは寄附として認められない(※英国は同様の考え方)	寄附額から対価(Fair Market Value:FMV)を差し引いた額を控除対象とする	寄附額から対価(FMV)を差し引いた額を控除対象とする

出所)
※1)Government of Canada, Gifts of shares, stock options, and other capital property, https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/tax/individuals/topics/about-your-tax-return/tax-return/completing-a-tax-return/personal-income/line-12700-capital-gains/gifts-shares-stock-options-other-capital-property.html (2026 年 1 月 22 日最終閲覧)
※2)IRS, Corporations Publication 542, https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p542.pdf (2026 年 1 月 22 日最終閲覧)

(4) その他の論点

日本において、寄附控除の対象となる認定・特例認定 NPO 数は年々増加傾向にあるものの、NPO の全数と比較するといまだに限定的であり、アメリカと比較すると、税制優遇を受けられる NPO 数には大きな差があることがわかる。このことから、日本の NPO 認定制度について、認定までの流れの複雑さや認定要件の厳格さが課題として挙げられる。NPO 認定を簡素化することなどによって NPO 数が増加すると、政府にとってガバナンス強化のための追加的なコストが発生する可能性はあるものの、寄附者にとっては選択肢が広がることで、自身の関心とより近い活動を行っている NPO への寄附が可能になる、すなわちマッチング効率が向上することによって、寄附全体が押し上げられる可能性がある。以上の議論より、税制以外の制度的側面として、NPO の認定・管理・監督に係る制度の在り方についても合わせて検討を深めた。



	税制優遇を受けられるNPO数	(参考)NPO数
日本*1	1309団体 (認定・特例認定NPO)	49,189団体
アメリカ*2	約150万団体 (501(c) で指定)	約200万団体

図 2-11 日本における NPO 認定制度の概要及び認定 NPO 数

出所:
※1)認証・認定数の遷移(内閣府 NPO) - https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/ninshou-seni より 2025 年度 10 月末の数値を取得 (2026 年 1 月 10 日最終閲覧)
※2)Number of nonprofit organizations in the United States in Fiscal Year 2023, by 501(c) subsection - https://www.statista.com/statistics/1373603/number-nonprofit-organizations-irs-subsection-us/#:~:text=In%202023%2C%20the%20majority%20of,tax%2Dexempt%20organizations%20that%20year. より 2023 年の数値を取得(2026 年 1 月 10 日最終閲覧)

2.4.4 北米現地調査に向けた事前意見交換

北米現地調査に先立ち、米日財団日本事務所様との意見交換を行った。実施概要は以下の通りである。

- 米日財団日本事務所様との意見交換実施概要
 - 日時:2025 年 12 月 4 日(木)15:30-16:30 於 米日財団日本事務所(東京都様はオンラインにてご参加)
 - 参加者:岡部代表・渡辺様(米日財団)、東京都様、MRI

文献調査に基づき、主に米国の寄附金税制について意見交換を行った。内容は次の通り。

表 2-17 米日財団日本事務所様との意見交換実施概要

トピック	いただいた主なご意見
米国の寄附文化・寄附金税制について	● アメリカの高所得者優遇については、個人単位で見たときに所得に占める寄附割合という視点での調査も重要である。低所得者の方が所得に占める寄附割合が高いことがわかっており、富裕層が牽引というよりも、草の根的に寄附が根付いている（宗教的要因が大きい）のではないか。 ● 寄附先を定めずに資金をプールし、控除を受けることができるドナーアドバイズドファンド（Donor Advised Fund; DAF）という制度がある。特に高所得者向けの仕組みとして参考になるのではないか。 ● アメリカでは 5 年間寄附控除の繰越が可能であるが、日本では繰越ができない。大きな寄附が必要となる災害発生時等であっても、控除可能額上限が大口寄附のキャップになっている可能性がある。
日本の寄附に関する課題について	● 日本の寄附が少ない要因としては、①社会文化的側面、②制度的側面、③セクター間の連携不足の主に 3 つが相互に重なり合っていると思料。 ● 特に②について、日本では NPO の認定制度が複雑であり、分野の広さにおいても数においてもごく限定的であることの障壁は大きい。小規模 NPO や設立間もない NPO に対する特例的な認定緩和も有効だろう。 ● 米国の寄附一般に、国が取り組めない「スキマ」の分野に寄附を行うという考えが一般的。近年では、課題の発見・設定を自ら行い寄附行動をする大富豪が一つの潮流をなしている。日本ではそのようなロールモデルが乏しいのではないか。 ● 日本において、寄附控除の適用を妨げている要素の一つに確定申告の必要性があるのではないか。ふるさと納税制度の「ワンストップ特例制度」のような手続きを簡易化する仕組みを、寄附一般に盛り込むことも一案だろう。 ● 対価について、現状の日本の制度設計では、対価の大きいふるさと納税を選択するのが自然だろう。NPO への寄附という視点でも、対価の原則から外れたふるさと納税の制度が存在することで、NPO 側に寄附が集まらないという側面がある。 ● 日本は所得控除・税額控除の二側面で控除に上限を設けている点で国際的に特殊である。法人寄附の上限額も複雑な計算式で算出されており、改善の余地がある。 ● 寄附に関するデータの不足、データ基盤の不在も大きな課題である。
日本の制度の改善策について	● 米国を例に、寄附への対価の考え方（Quid Pro Quo）や、DAF の活用を取り入れることを検討する価値はある。 ● NPO に対する寄附についても、少額部分に対してふるさと納税と同等の寄附控除を適用するという考え方もあるだろう。 ● 基本的には日本も裾野を広げる方向で検討すべきである。そのために、寄附制度においては、選択肢（寄附先の財団）を増やすことと、制度的に誘導していくことが必要だ。 ● 控除上限の緩和、繰越控除の採用、手続きの簡素化（ワンストップ特例制度の寄附金控除一般への適用を含む）等によって、寄附のハードルを下げることが重要だろう。

本意見交換を受けて、文献調査で得た、所得階層ごとの寄附実態、繰越控除と控除上限、NPO の認定、及び「対価」の考え方等の観点について、さらなる調査を検討するとともに、新たに Donor Advised Fund (DAF)を調査項目として設定した。

2.4.5 北米現地調査概要

2026 年 2 月 1 日から 8 日にかけて、カナダ・米国現地にて下表の通りインタビュー・意見交換を実施した。なお、ヒアリング先の選定にあたっては、2 国間の制度を深掘りしたうえで比較分析をするためにカナダ・米国を対象とした。カナダでは、連邦制度及び政府間調整に関する広範な知見を獲得するために学術機関 CIRANO を選定し、さらに特徴的な寄附金税制を有するケベック州政府も調査対象とした。米国では、主に①連邦制度及び州制度に関しての立法・実務側についての調査、②学術的立場からの米国の寄附金税制一般についての調査、③寄附を受け取る慈善団体側の視点についての調査を

目的として、調査対象の選定を行った。（主として、①については JCT、DHCD、②については TPC、CUA、③については ICNL、USJF を想定した。）

表 2-18 北米現地調査実績

月日	曜日	場所	ヒアリング先	主なヒアリングの目的・狙い
2/2	月	カナダ・モントリオール	CIRANO	カナダにおける寄附金税制の考え方や政府間調整について
			ケベック州政府	特徴的な税制優遇制度の目的・背景やその効果について
2/4	火	アメリカ・ワシントンD.C.	The Joint Committee on Taxation（JCT）	アメリカ連邦所得税に係る寄附金税制の目的・背景やその効果について
			Tax Policy Center（TPC）	学術的（主に経済学的）な側面から見た寄附金税制一般に関する考え方や評価について
			The Catholic University of America（CUA）	法学的な側面から見た連邦所得税に係る寄附金税制の目的・背景やその効果について
2/5	水	アメリカ・ボルティモア	メリーランド州政府・Department of Housing and Community Development（DCHD）	地方活性化の目的を有する州の特徴的な制度（Community Investment Tax Credits Program:CITC）の目的・背景やその効果について
2/6	木	アメリカ・ワシントンD.C.	International Center for Not-for-Profit Law（ICNL）	慈善団体の立場から見た寄附金税制の目的・背景やその効果について
			United States-Japan Foundations（USJF）	米国制度と日本の制度の比較を基に、日本が採り入れることが考えられる方策について

2.4.6 北米現地調査におけるヒアリング項目

現地調査にあたり、文献調査及び事前意見交換により得られた知見に基づいて次の通りヒアリング項目を準備した。なお、実際のヒアリングにおいては、議論の流れに従って適宜調整を行った。

表 2-19 北米現地調査におけるヒアリング項目

ヒアリング項目	具体的質問事項	質問の目的・期待される示唆
日本の寄附金税制についての現状や課題点、その改善案に関するディスカッション	望ましい寄附金税制について（北米の制度について一連の議論を行った後に日本への適用について検討）	直接的にふるさと納税制度見直しについての示唆を得る
連邦（州）政府の制度の変遷の経緯とその効果（どのような制度でどのような層の寄附が促されたか）について	連邦（州）所得税における寄附控除制度の歴史的変遷及びその帰結は	歴史的・文化的な経緯が大きいと考えられるが、その中でも寄附の間口を大きくした制度設計を調査し、日本の望ましい寄附金税制に対するヒントを得る
	（連邦に対して）2017 年の Tax Cuts and Jobs Act により標準控除額が引き上げられたが、これが寄附行動にどのような影響を与えたか	
	（連邦に対して）2026 年以降、項目別控除を行う納税者に対して、慈善寄附控除に 0.5%の下限を導入予定であるが、その狙いは何か	
連邦（各州）の寄附控除制度の位置づけや棲み分けについて	州制度では、特定政策目標への寄附の誘導が行われているものもある。連邦制度と州制度との役割の違いは意識されているか	国の制度がカバーすべき範囲を明らかにし、政府間調整の考え方についても示唆を得る
	連邦制度と同一の基準を設ける州が多い一方、カリフォルニア州等、連邦税法から乖離する州もある。各州の財政自治と連邦税法の統一性について、どう考えるか	
（本来見返りを求めないはずの）寄附に対して税制的なインセンティブを付与することに対する考え方について	本来「寄附」とは見返りを求めないものである、という考え方があるが、寄附に税制優遇を付与することにはどのような考えがあるか	連邦（州）政府の考え方・スタンスを聴取
	高所得者層により多くの恩恵が集中することについてどのように考えているか。不平等の問題は生じていないか	
	寄附によって「対価」を得る場合の控除対象の在り方をどう考えるか	
州所得税の控除による税収減、それによる公共支出への影響について	寄附控除による税収減少の規模はどの程度か。また、その減少分を補填するためにどのような措置を講じているか	控除制度による不公平・非効率の有無、もしあればそれらをどのように改善することを図っているかについての示唆を得る
特徴的な制度に関して、設定の経緯・目的・効果について深堀りを行う	（メリーランド州に対して）地方活性化を目的とする CITC について、意図する効果は確認されているか、また課題と感じている点は何か	メリーランド州は、地方活性化を目的とする寄附金控除の仕組みを有することから、「ふるさと納税」見直しに向けた示唆を得る
	（メリーランド州に対して）民間を主体とする地域産品消費促進事業が税制に関与することなく行われているが、そうした事業と CITC との整合性はどのように整理しているか	
	（ケベック州に対して）アルバータ州の州所得税控除の仕組みとは対照的に、寄附金額の高額部分により大きな控除率を課しているが、その趣旨は何か	ケベック州の州所得税における控除の仕組みは特徴的である為、連邦や他の州における控除

ヒアリング項目	具体的質問事項	質問の目的・期待される示唆
	（ケベック州に対して）文化財団への大口寄附に対する追加控除の仕組みについて、制度創設の趣旨は何か	の仕組みとの差異の理由を確認し、日本の制度設計における示唆を得る
米国／カナダの寄附金税制の現状評価について	寄附税制の現状の制度を主に効率性・公平性の面からどのように評価しているか。どのような課題があるか	第三者的（学術的）な視点による各種制度に関する考え方を聴取し、連邦・州政府へのヒアリング結果と合わせて考察を加えることで、各制度の多面的な評価を行う。これにより、実効性が確認されたものを日本の制度設計の考案に活用する
	税制優遇が個人・法人の寄附行為・額に与える影響をどのように考えているか	
	控除による各レベルの政府の税収減をどのように評価しているか。またそれらを補填・代替するよりよい手段（政府間調整を含む）は考えられるか	
寄附税優遇の効率性・公平性の側面について	高所得者層により多くの恩恵が集中することについてどのように考えているか。不平等の問題は生じていないか	
	納税者が実質的に慈善団体への支出を負担し、その資金の配分（使途）は団体に委ねられているケースがあるが、それらをどのように評価しているか（予算制約上の問題等の非効率は生じていないか）	
寄附インセンティブ設計の考え方と政策オプション	（米国について）連邦では所得控除を採りつつ、州制度では税額控除を採用する州も存在しているが、望ましい控除方式のミックスはどのようなものか	
	寄附インセンティブ、所得概念、政府と慈善団体との役割分担等の観点から、控除上限・下限はどう設定されるべきか	
	居住地/本拠地を置かない個人/法人による寄附に対して州税から還付を行う制度に非効率は生じていないか	
団体全体の財務における寄附の役割、ならびに寄附行動の主なパターン（誰が、どの程度、どのような目的で寄附するか）について	大学の財務における寄附の規模や役割（使途）、運用の仕方について	日本の寄附金税制を検討する上では、寄附を受ける側の制度設計も重要であると考えられる。寄附受入先のメリットや工夫、苦労を聞き出すことで、より効果的に寄附を受けるための制度設計の示唆を得る
	寄附者の属性と内訳（ex.卒業生/法人/その他）について	
	寄附者の属性ごとの寄附行動のパターン（ex.大口寄附か小口寄附か、使途指定寄附か非指定寄附か）について	
寄附動機において、税制優遇（連邦／州）の重要性・有効性がどの程度あるかについて	寄附のインセンティブとして、連邦や州の寄附控除制度の存在が与える影響評価	
	連邦や州の税制優遇以外で、寄附のインセンティブになっている要因	
大口寄附・小口寄附に関わるガバナンス、公平性、透明性の論点、及び寄附の使途とその成果について団体がどのように説明責任を果たしているかについて	大口寄附・小口寄附それぞれの受入プロセスや管理はどのようなものか。手続き上の課題（ex.「何らかの利益」/FMV との兼ね合い）は生じていないか	
	寄附金の使途に関して透明性を確保するための取組を行っているか	
	寄附金を利用したプロジェクト等による成果の検証や公開に際してはどのような工夫を講じているか	
寄附インセンティブ設計の考え方と政策オプション	控除の繰越制度や、アメリカのドナーアドバイズドファンド（Donor Advised Fund：DAF）について、国内の寄附促進効果（特に大口寄附）はどの程度あるか。また、日本が導入する場合のリスクとしては、どのようなことが考えられるか	第三者的（学術的）な視点による各種制度に関する考え方を聴取し、連邦・州政府へのヒアリング結果と合わせて考察を加

ヒアリング項目	具体的質問事項	質問の目的・期待される示唆
	各国の寄附控除制度において、申告方法を簡便化する取組としてどのようなものが行われているか（ワンストップ特例制度のようなものは存在するか）	えることで、各制度の多面的な評価を行う。これにより、実効性が確認されたものを日本の制度設計の考案に活用する
	日本では、控除対象寄附先となる NPO 等の認定が複雑であるとの指摘があるが、各国において過去に同様の議論がなされたことはあるか。仮にある場合、控除対象寄附先の認定を簡素化することの懸念点としてどのようなことが挙げられ、その解決策としてどのような対応が行われてきたか	
連邦政府の「対価」に関する税制度の変遷の経緯とその効果について	（「ふるさと納税」への類推を念頭に、）Quid Pro Quo 原則について、「支払者がその超過分を支払う意思を持っていたこと」はどのように測られるのか。外形的行為に止まらず、意思要件が含まれることの趣旨・利点、認定上の課題等について	寄附の「対価」をめぐる制度設計を調査し、日本の望ましい寄附金税制に対するヒントを得る

2.4.7 北米現地調査で得られた主な知見

以下に、米国現地調査で得られた主な知見を整理した。なお、括弧内の英字略称は主にそれらの意見を得られた訪問先を表し、表 2-19 の略称に対応している。

（1）寄附促進の目的

北米において、寄附は特定の政策目標の達成のための有効な手段として捉えられていることが、各所へのヒアリングにて明らかになった。すなわち、各連邦や州政府が定める特定の分野において、政府が公共投資を通じて財・サービスを拠出する代わりに、より地域の課題や現状に知悉し、効率的な財・サービスの提供を行うことが期待される地域の慈善団体による代替の原資を確保させるために、人々に税制上のインセンティブを設け、慈善団体への資金の流入、すなわち寄附を促す、という考え方である。これを裏付けるように、ヒアリングでは、寄附に対する税制優遇は、政府が直接提供する公共サービスを補完し、民間（市民社会）による資源配分を通じて公共的成果を増やすための「間接補助金（tax expenditure）」として理解されており、「政府と慈善団体（NPO）は社会課題解決のパートナーである」という認識が複数の機関から得られており（DHCD, TPC など）、この考え方は、地方活性化・地域課題の解決とも親和性の高いものであるといえる。

特に、カナダ・ケベック州及び米国・メリーランド州（DHCD）はこの考え方に根差して特定分野への寄附に対する大きな控除枠を設けている好例であるといえる。また、これらの 2 州の制度的特徴に表れているように、どのような地域課題・行政課題があり、どのような政策目標を掲げているかによって、寄附金税制を通じた寄附促進のターゲット、すなわち、高額所得者に対する恩恵を大きくするのか、草の根的な寄附を促進するのか、等の採るべき手段に差異が生まれることが示唆された。

（2）寄附を支える北米の文化・価値観

北米では、文献調査等から仮説としてあった通り、宗教（キリスト教）的背景による人々の寄附行動そのものへの好意的な考えが根差しており、寄附を下支えしていることが分かった。また、特に「自由の国」たる米国においては、人々に内在する Free Association（権威からの自由）, Independency（自主

独立），Pluralism（多元主義）といった精神が寄附文化を形作っていることが分かった（CUA，ICNL，TPC）。日本においても、Free Association や Independency の観点については、旧来からの「隣組」制度等に内在しているのではないかとの指摘もあったが（ICNL）、この点については社会学的観点などからの慎重な検討・解釈が必要である。

また、（1）に示したように、北米では政府が慈善団体を政策目標達成の「パートナー」として捉えているうえに、NPO の数が示すように、米国では市民が慈善団体に対して親近感を持ち、寄附に対する心理的ハードルが低いことも寄附を大きくする要因である。一方で、「公共の便益」を政府が定義し、税制で「勝者」（得をする NPO）を選ぶことへの慎重論（ICNL）や、NPO の力が膨大することにより政府への”脅威”となりうるとの指摘（CUA）もあり、効率性・公平性の立場からの不断の検討が必要であることが示唆された。

（3）税制優遇による寄附促進の考え方

（1）に示したように、寄附に対して税制優遇を設けることの理論的説明としては、政府支出を（しばしばより効率的に）代替する慈善団体の活動資金確保のために、人々の意思決定を誘導する点にある。この点について、文献調査（学術研究）からも現地調査からも、税制優遇が寄附促進に一定程度資するという事実が確認された（CIRANO、TPC など）。この点は、本調査での意識調査結果（図 3-37）で示された、日本でも税制上のメリットを理由に寄附を行う人々が一定数存在するという事実にも整合的である。

また、税制優遇を設けることによる歳入の減少と、その表裏の関係にある公共財・サービス支出が減少することによる歳出の減少とのバランスについては、各政府機関等によって毎年予測を行ったうえで、一部予算編成の検討にあてていることが分かった。日本において、国及び地方が今後寄附金税制を拡充していく際にも、財政規律確保の観点から、寄附に係る歳出・歳入変化の予測の手法及び予算への反映方法を慎重に検討していく必要があると考えられる[45]。

他方、特に近年において税制優遇的インセンティブが肥大化していることについて、下記のような課題・問題意識も挙げられた。

- 恩恵が高所得者に偏ると、分野配分が富裕層の選好に引っ張られ、多元主義（pluralism）が弱まる懸念（CUA）。
- 純粋な寄附意識よりも「税金対策」としての側面が先行する懸念（CUA）。
- 監督・ガバナンス（認定・開示）に行政コストが発生（TPC）。
- 資産寄附の評価（過大評価）等により制度が歪むリスク（CUA）。

これから日本における寄附金税制を検討する際には、寄附先進地域におけるこれらの課題も十分に認識し、議論を重ねる必要がある。

[45] 日本では、寄附金の最初の 2,000 円部分は控除対象から除かれており、寄附控除の下限として理解できる。米国では控除の下限は設けられていなかったが、2026 年から AGI 比 0.5%部分までを控除対象から除くことが決定されており、その目的の一つには政府の税収確保がある。

（4）制度の簡素さと寄附行動

制度を簡素にして、寄附者から分かりやすい設計とすることの重要性についても示唆が得られた。CUA では、税制優遇が寄附行動に与える影響の程度は「制度の分かりやすさ（tax salience）」に左右され、より多くの寄附を得るにはシンプルな制度設計が望ましいという意見が得られた。この文脈において、米国では 2017 年前後の制度変更や制度複雑化、さらに“Not-Charity”団体の増加等により、一般納税者の理解度が低下しており、寄附に負の影響を与える懸念が示された。また、寄附に関する情報基盤（Form 990[46]、寄附先検索プラットフォーム等）が、寄附者の意思決定コストを下げる重要な要素として挙げられた（CUA、USJF、DHCD）。特に、DHCD における寄附先検索ツールでは、WEB サイトの地図上で各 NPO の主な活動場所及び活動内容が一覧できるインターフェースが設けられており、寄附者への情報の透明性、分かりやすさの観点で日本への参考となるものであった。

また、米国においては豊富に存在する NPO 法人が互いに資金獲得等のために競争し合い、財・サービスの質の向上に寄与する上、個人の意識とのマッチングにも寄与している可能性が示唆された。日本において、この議論がどの程度当てはまるかについてはデータによる検証も含めた慎重な検討が必要であるが、NPO の数の少なさが適切な寄附先の決定を難しくしている可能性は考えられるため、寄附控除対象 NPO となるための複雑な認定手続き（図 2-11）を簡素化することも重要であろう。

以上を踏まえた日本への示唆としては、認定を一気に緩めるのでなく、対象や要件を段階的に見直しつつ、透明性確保とセットで設計することが重要との含意が得られた（CUA、USJF、TPC）。また、一覧できるプラットフォームの整備も重要である（CUA、USJF、DHCD）。

（5）「ふるさと納税」に対する考え方

北米では、日本の「ふるさと納税」に関しても高い関心が寄せられた。「ふるさと納税」は、寄附の入口として寄附文化を部分的に促進している可能性や、自治体が資金調達（fundraising）に成功した事例もあり、目的（寄附額最大化／公平配分／文化醸成）を明確にした上で多角的に評価すべきとの見立てが示された（USJF）。一方で、日本における議論と同様に、地方政府間の税収格差を増幅し得る点や（TPC）、返礼品が実質的な「対価」であるにも関わらず、対価控除（quid pro quo）が働きにくい設計や、居住地の住民税から控除されるために受益と負担が乖離している点への課題感、自治体自身が寄附先となっている特異性が指摘された（CIRANO、ICNL）。なお、受益と負担の乖離の問題は制度上ではカナダや米国でも生じうるが、これらの国々では現時点では大きな課題として認識されていないことも明らかになった（CIRANO、DHCD）。

返礼品の過剰性や受益と負担の乖離等、「ふるさと納税」が抱える問題について、諸外国にも共通する議論であることを認識したうえで、今後は、本調査の意識調査結果等（図 3-7 など）のエビデンスに基づいて、「ふるさと納税」と本来の寄附との関係に留意したうえで、寄附金税制全体の改善に向けた市民とのコミュニケーションを慎重に行うことが求められる。

[46] IRS. Tax Exempt Organization Search. https://www.irs.gov/charities-non-profits/tax-exempt-organization-search（2026 年 3 月 30 日最終閲覧）

（6）その他の制度や考え方についての議論

米国の Donor Advised Fund（DAF）について、寄附者が寄附先を選ぶ探索コストを下げ、寄附を実行しやすくしているメリットがある一方で、寄附の実行（拠出）と、実際に慈善団体へ資金が届くタイミングがずれ得る点、資金の活用義務や透明性が弱く、“資金の滞留”が起こりうる点、さらに、富裕層の税務戦略ツールとなっている点についての課題点も指摘された（CUA）。

さらに、「対価」と寄附についての議論も行われた。「対価」のある寄附を認めることは、市民の寄附の促進につながり、ひいては NPO の資金調達を容易にしていることが示された（JCT、 CUA）。なお、米国では一部、寄附の際に「対価」（記念品など）が不要であるとの意思表明をすることもできる（JCT）。日本では、「ふるさと納税」を除いて原則として寄附に対する「対価」が認められておらず、このことが寄附行動の促進の妨げとなっており、NPO 等の資金調達を難しくしている可能性には注意が必要である。他方、「対価」を目的とした寄附が常態化すると、本来の寄附意識が薄められる懸念も示唆された（返礼品目的の「ふるさと納税」を念頭に、本調査の図 3-37 及び図 3-38 から得られる示唆と一部整合的である）。

また、ヒアリングでは米国の「寄附年金」に関する議論も行われた。寄附年金とは、寄附者と慈善団体との間で結ばれる生涯にわたる契約である。寄附者が現金や有価証券などの多額の資産を寄附し、その見返りとして、寄附者は生涯にわたって毎月または四半期ごとに固定の定期収入（年金）を受け取ることができる。寄附者が亡くなった後（夫婦の場合は両方が亡くなった後）は、残りの資金が慈善団体に寄附される仕組みである。具体的には、【初年度の拠出額】から【生涯にわたる見込み年金受給額の現在価値】を差し引いた分に対して、初年度に即時の所得税控除が適用される。

寄附者にとっては、寄附資産の運用を委託したうえで、その運用成績に関わらず、生涯にわたり固定収入を得られるメリットがある。ただし、原則として取り消しができない点や、インフレリスクをはらんでいる点には注意が必要である。また、米国の場合ではあくまで主目的は「寄附」であるため、一般的な年金に比べて利回りは低い。慈善団体にとっては、一度に多くの資金を得ることが出来るため、組織の運営上、ないし会計上のメリットを享受できる可能性がある。米国・JCT へのヒアリングより、寄附年金制度は、所得階層に関係なく恩恵を受けられる仕組みであり、人気の高い制度であることが明らかになった（※定量的な論拠は得られていない）。

特に退職後の高齢者の資産（しばしば休眠資産となりうるもの）を還流させる仕組みであるこの制度は、2.6.1 に紹介する遺贈寄附の制度と同様に、高齢社会の日本において導入を検討する余地がある。

（7）法人寄附税制に関する議論

以上の議論は主に個人寄附税制に関するものであったが、法人寄附税制についても北米調査から示唆を得た。まず、米国では法人による寄附に係る控除について、控除上限率（10%）と繰越控除（5 年間）が設けられている。法人については特に年による所得額の変動が大きいことが想定される。ある年に大きな所得を上げ、一時的に大きな寄附インセンティブを持った法人に対して、控除上限超過分に対する繰越控除制度の存在は寄附促進のために有効である。日本は個人同様、「上限あり、繰越控除なし」の運用がなされている特異な制度であり、法人寄附促進のためには繰越控除の導入をセットで検討するべきだろう。ただし、以下のような障壁がある。まず、日本において、「利益処分的支出」として捉えられている（＝費用ではない）「寄附」を翌期以降の所得と対応させて控除することは、会計・税務の理論上の

整合を取りにくく、このことが日本で繰越控除を認めていない理由の一つではないかと考えられる。また、繰越控除は控除上限とセットで検討されるべきものであり、控除上限の算定自体が複雑（

表 2-6）である日本の現状では、繰越控除との噛み合わせが悪い可能性がある。「企業版ふるさと納税」によって一部促進された可能性のある CSR の機運を、税制的な歪みを生じさせず、政策目標の達成に資する本来の寄附金制度に振り向けるためには、法人の寄附インセンティブを高める（≒寄附ハードルを下げる）必要がある。そのために、寄附先区分を簡素化することを起点として控除上限を単純化し、繰越控除を認める制度改正が考えられる。この時、より単純な米国式を選ぶか、カナダ式の組織目的に準じた 2,3 区分を選ぶかについては慎重な議論を要するが、いずれの場合においても、税制の「分かりやすさ」（Tax Salience）が重要であるという議論とも整合している。

また、「企業版ふるさと納税」についても合わせて再考が必要である。特に、当制度では個人版と異なり、経済的な見返りは原則として禁止されているにも関わらず、実態としては企業の広告的な性質を帯びたものなど、実質的な見返りを含んだ企業と地方自治体との取引が横行している[47]。当制度では、自治体が「寄附」の受入主体となって直接企業からの資金を受け入れている点で特異であり、さらには、法人を取り巻く文化的・政治的背景についても諸外国との間では大きな違いがあるため一定の留意は必要であるが、北米では法人についても「対価」が寄附控除対象から差し引かれる制度となっていることを踏まえ、日本においても、実質的な見返り分の便益を測定して控除対象から差し引く設計とするか、または、原則に立ち返り、横行している見返りについて改めて取締りを強化する必要があろう。

2.4.8 北米現地調査で得られた示唆

（1）北米現地調査で得られた示唆まとめ

以上の議論より、今後の日本の寄附金税制の検討に向けた示唆としては、次の

[47] 当該の議論は掛貝祐太.（2025）.「財政民主主義をゆがめる「企業版ふるさと納税」の問題」（https://www.jichiken.jp/article/0403/）に詳しい。（2026年3月23日最終閲覧）

表 2-20 のようにまとめられる。すなわち、自治体（国・地方）ごとの政策目標のための一方策として寄附を位置づけ、それに資する制度をそれぞれに多面的に検討、実施することが望ましい。その際に、制度（税制及びその周辺制度も含む）は簡素で分かりやすいものにすることが重要である。こうした思想の上に成り立つこれからの寄附金税制は、地方自治の発展・深化のための原動力となることが期待される。

表 2-20 北米現地調査で得られた示唆まとめ

視点	方向性・示唆	備考（今後の課題・留意点など）
地方活性化・地方自治と寄附	• 寄附を媒介とした政府と市民の協働は、これからの地方自治においてあるべき一つの姿であるといえる。 • 各自治体が、実情に応じた政策目標の設定（行政需要の拾い出し・優先順位付け）とその財源の確保のための一方策として、寄附金税制を用いることが考えられる。 • 意識調査でも地域課題解決のための寄附が一定数見られた中で、各地方が集中投資したい分野に対して、独自の税制優遇を設けることも一案。	• 控除の原資（国か地方か）についてはさらなる検討を要する。 • 韓国で得られた知見（下部、2.5 章参照）と総合的に考え、寄附による所得税（国税）控除を【国から地方への還流】として考えることもできる。
「寄附促進」の目的別の優遇スキームの考え方	• 「寄附促進」というときに、寄附総額を増やすのか、寄附者数を増やすのかによって採るべき方策は異なる。画一的な方策は存在せず、個々にメリット・デメリットがあり、選択の問題である。 • 税制優遇が寄附を促進する働きは確かに存在する。ただし、税制優遇インセンティブが肥大化すると、多元主義の棄損や不平等の問題が生じる懸念があるため、慎重な検討が必要。	• 米国では不平等の懸念が多く挙げられたわけではないが、日本においては特に注意を要する（ref. ふるさと納税税控除上限額設定の議論）ため、意識調査等との組み合わせで適切なパッケージを検討することが重要。
制度の簡素化の重要性	• 税制優遇が寄附行動に効くかは「制度の分かりやすさ（tax salience）」に左右される。米国では近年の複雑化により寄附マインドが棄損されたとの指摘がある中で、日本ではシンプルな制度を目指すことが重要。 • （税制以外の制度の簡素化の視点として）寄附の分かりやすさの点で、寄附先を一覧できるプラットフォームの整備も重要。運営主体は多くが民間である（「ふるさと納税」の民間サイトのようなものを参考にできるか）。そうしたPF の存在が寄附の「実効性」を高めることにもつながる。 • （税制以外の制度の簡素化の視点として）寄附先（NPO）の数がある程度存在することは多元性、効率性の観点で重要だが、段階的に透明性を担保しつつ認定を拡大するべき。	• まず、現状の寄附金制度の簡素化を行ったうえで、これから各自治体がどのような制度を採用するにおいても、シンプルな設計が重要。 • 日本において、NPO 認定拡大がどの程度効率的かについては、今後の要検討課題。そのためには、寄附に係るデータ基盤の構築・蓄積も必要（米加では十分に整備）。

（2）論点：地方への寄附とそれに対する控除の原資の関係

寄附に係る資金の流れとして、以下を改めて概観する。まず、個人によるNPO 等（以下、単に「NPO」と記するが、他の慈善団体も対象である。）に対する寄附金は、NPO の活動資金となって財・サービスの提供を実現させる。これによって、政府は当該財・サービス分の支出の削減（歳出減）と、地域としての財・サービス水準を保つ（ないし、しばしば向上させる）ことを同時に実現することが出来る。このことを理由として、個人の寄附に対する所得控除（税額控除）を付与する考え方が成り立っている。

上記を踏まえながら、これから地方自治体ごとに寄附金税制を設定することを検討する場合に、どの税目を控除の原資とするかについては慎重な検討が必要である。すなわち、地方・地域に恩恵を与える慈善団体の活動への寄附に対して、その控除の原資を国税とするか地方税とするかについては、受益と負担の捉え方や、政府間調整など、様々な要素を勘案しなければならない。

まず、寄附を通じて拠出される財・サービスが、国（中央政府）レベルで広域的に提供される（べき）ものか否かによって区分されるだろう。すなわち、広域的な視点をもって中央政府が国庫支出によって賄うべきもの（例：災害復旧支援等）を補完する活動に対する寄附については、国税（所得税）からの控除とすることが適当である（表 2-21 のケース①及びケース②）。さらには、韓国での議論（2.5.4 (1)を参照）から、寄附金税制を通じた国から地方への財政移転という点に焦点を当てて、国税からの控除範囲をより広く設定することも考えられる。また、現行の制度からの接続性の観点からも、国税からの控除分は一定程度残存させることが望ましい。

他方、地方自治体レベルで提供する財・サービスを補完する活動に対する寄附については、原則としては地方税からの控除が望ましいが、受益と負担の一致の観点からさらに 2 通りに分けられる。一方は、個人が居住自治体（仮に A とする）の NPO に寄附を行うケース（表 2-21 のケース③）であり、この場合、寄附先の NPO が主として自治体 A の住民（寄附を行った個人を含む）に便益をもたらすことを前提とした場合、当該個人には、個人住民税（地方税）からの控除を付与することが考えられる。このケースは、受益と負担が一致しており、制度の簡素さの観点からも望ましい姿であるといえよう。他方は、自治体 B に居住する個人が自治体 A の NPO に寄附を行うケース（表 2-21 のケース④）であり、この場合、歳出減を実現するのは自治体 A、受益するのは A の住民であるが、自治体 A は自治体 B に居住する個人に対して課税ベースを有していない。現行の税制を前提とした場合、所得税（国税）からの控除、ないし自治体 B の個人住民税からの控除のいずれかを採りうるが、現行の「ふるさと納税」と同様の受益と負担の乖離の問題を生じさせる可能性があり、望ましい姿であるとは言えない。

以上の議論より、これからの寄附金税制を考えるに当たっては、まず、国と地方とが連携を取り、国税・地方税の役割分担の原則に基づきながら、寄附金税制の在り方についての検討を進めることが必要である。特に寄附金税制を創り上げていく初期段階においては、制度の簡素さの観点から、ケース①及びケース②の国税控除が正当化される領域における寄附、及び、地域課題解決の効率的な解決に向けた観点から、個人による居住地域の NPO の活動に対する寄附（ケース③）が望ましいといえるだろう。

なお、どこまでを国が（どこからを地方が）担うべきかについては常に議論されながら変遷していくものであり、その時々のフレームに合わせた柔軟な寄附金税制を構築することが望ましい。同様の理由から、表 2-21 のケース①②と③④との区分には明確な定義がなく、重なり合う部分も大きいと考えられるため、米国の連邦所得税分と州所得税分との制度のように、併用の可能性を含めて検討を進めることが適当である。

ここにいくつかの例を挙げる。災害復旧等の迅速かつ大きな寄附が必要な場合について、また、国際協力・海外における活動などのより広域的な活動については、特定の地域が受益するものではないため、国税からの控除とすることが適当だろう[48]。他方、地域特有の個別的な取り組むべき課題については、

[48] なお災害復旧分野への寄附については、特例的な繰越の設定など他の制度も併用しながら間口を広げつつ手続きを簡素化することが重要である。

従来、地方政府が提供していなかった(できなかった)範囲も含め、それが地域の課題解決に資すると判断される場合には、地方税からの控除を認めることが望ましい。また、地域コミュニティの活性化のための活動等、よりソフトな領域についても、地方税の控除を通じた寄附促進の余地があるかもしれない。教育など、国と地方とがそれぞれ拠出している多くの分野については、国税・地方税の両控除を前提としつつ、その活動が特に地域特有の課題解決に資する場合には地方税の比重を重くするなどの柔軟な対応が望まれる。

表 2-21 控除の原資の考え方の類型

		NPO が提供する財・サービスの種類	
		中央政府が提供するもの	地方政府が提供するもの
寄附者の居住地とNPOの所在地※	自治体Aに住む寄附者から自治体AのNPOへ	ケース①: 国税(所得税)からの控除	ケース③: 自治体Aの地方税(住民税)からの控除
	自治体Bに住む寄附者から自治体AのNPOへ	ケース②: 国税(所得税)からの控除	ケース④: 受益と負担の乖離が生じるため、慎重な検討が必要

※議論の簡単化のために、ここでは各NPOは米国メリーランド州の CITC 認定団体のような地域に根差した活動を行うことを念頭に置き、所在する地域の財・サービスのみを提供すると仮定している。

ここで、個人が地域課題解決等を目的として自らの納税額を非居住に地域に還流したいと考える場合において、現状では「ふるさと納税」がそれを実現する一部を担っているとも考えられるが、本来的に、そうした機能を寄附金税制の仕組みを通じて実現させるべきか否かについても議論がある。現行の税制度の原則に基づいて、地方交付税が間接的にそうした役割を果たしていると考えることもできるため、国民とのコミュニケーションを含め、引き続き慎重な議論が必要である。

現状では、3.3.5 項の図 3-37 に見られるように、「地元自治体の応援」等を目的とした寄附はごく一部に留まるため、表 2-21 ケース④を推し進めることの優先順位は低いといえる。ただし、今後の関係人口の増加等によって地域間及び個人と地域との関係性が変容していくと、重大な検討課題となる可能性がある。ここで、表 2-21 ケース④を将来的に検討するにあたって参考となりうる、米国・マサチューセッツ州(以下、「MA 州」)とメリーランド州(以下、「MD 州」)とにおける、地域プログラムへの寄附に対する控除の対比的な考え方を紹介する。比較は

表 2-22 の通りであり、MA 州は「還付可能な 50%税額控除」により、州税負担のない者・州外者まで寄附者として取り込める一方、MD 州は非還付型で、州税負担者向けの通常型税額控除に近い。MA 州は地域内外からの資金動員力に長けており、特に地域外からの寄附を通じた「地域課題解決」「自治体応援」のニーズを充足するための一方策として考えられるが、制度の複雑さ等には課題があるため、さらなる検討を要する。

表 2-22 (参考)米国・マサチューセッツ州とメリーランド州の地域プログラムへの寄附控除比較

論点	マサチューセッツ州(MA 州)	メリーランド州(MD 州)
制度の基本構造	認証された地域投資計画(Community Investment Plan)への寄附に対し、現金寄附額の 50%を税額控除。計画・組織単位での包括支援色が強い。	州が承認した個別プロジェクト／サービスへの寄附に対し、寄附額の 50%を税額控除。案件単位の支援色が強い。
還付可能性	還付可能(refundable)。州税負担がなくても返金請求が可能で、非居住者でも申告して受け取れる場合がある。	非還付型。州税負担に充当する仕組みで、未使用分は繰越可能だが現金還付はされない。
対象寄附者	個人・法人に加え、一定の非営利組織等も対象になり得る。	個人・事業者が中心で、州税負担への充当が前提。
最低寄附額	$1,000 以上の現金寄附。	$500 以上。金銭のほか、一定の物品・不動産寄附も対象。
制度規模・位置づけ	2014 年開始。近年拡充され、2024 年法改正で恒久化・年枠拡大。	1996 年開始。規模は MA より小さく、より通常的な州税優遇に近い。
連邦税との関係	州クレジットがあっても、連邦慈善寄附控除は原則その分減額。50%州クレジットのため、寄附全額をそのまま連邦控除できるとは限らない。	同様。MD でも 50%州クレジットは、通常は連邦控除額調整の対象。
主なメリット	州外者・低税負担者まで含めて寄附者層を広げられる。州の基金に使途の柔軟な資金が入る。	州財政のコントロールがしやすく、州納税者向けインセンティブとして分かりやすい。
主な課題	制度の複雑さに課題がある。また、現金還付部分について連邦税控除額との整合が不明瞭。	対象ドナーが州税負担者に限られやすく、資金動員の裾野が狭い。

2.5 韓国における寄附金税制に関する調査

2.5.1 韓国寄附金税制・「故郷愛寄附金」制度の概要

(1) 韓国の寄附金税制概要

韓国において寄附金控除の対象となる寄附金には、政治資金寄附金、故郷愛寄附金、特例寄附金、自社株持株組合寄附金、一般寄附金がある。そのうち一般寄附金については、宗教団体への寄附有無により控除率が異なる。これは、より公益性が高い非宗教団体への寄附誘導の意思が表れたものと解釈されている。

寄附金控除は、政治資金寄附金→故郷愛寄附金→特例寄附金の順に控除される。

また、2014 年までは一般寄附金は所得控除制であったが、現在では一般寄附金も含め、すべてが税額控除制となっている。この改正は、2013 年の税制改正時に行われたもので、高所得者に対し相対的に有利であった制度の見直しという意義を有するものである。

なお、特例寄附金には、国家・地方自治体に対する寄附、防衛献金・慰問金、天災被災者救援金品、特別災害地域復旧のためのボランティア用役価額、私立学校等の教育機関に対する奨学金、研究費、施設費、教育費として支出する寄附金、国立大学病院に研究費、施設費、教育費として支出する寄附金、社会福祉事業、その他社会福祉活動の支援に必要な財源を募集・配分することを主たる目的とする非営利法人で法定要件を備えた法人に支出する寄附金を含む。

表 2-23 韓国の寄附金税制一覧

<table>
<tr><th>寄附金の種類</th><th>所得控除・税額控除対象金額限度</th><th colspan="2">税額控除率</th><th>繰越控除</th></tr>
<tr><td rowspan="2">①政治資金寄附金</td><td rowspan="2">勤労所得額×100%−10万W</td><td>10万W以下</td><td>100/110</td><td>×</td></tr>
<tr><td>10万W超分</td><td>15%(3千万W超過分は25%)</td><td>×</td></tr>
<tr><td rowspan="3">②故郷愛寄附金</td><td rowspan="3">(勤労所得額-①)×100%−10万W
税額控除対象は年間2千万Wを限度とする</td><td>10万W以下</td><td>国税100/110 地方税10/110</td><td>×</td></tr>
<tr><td>10万W超～20万W</td><td>国税44/110 地方税4.4/110</td><td>×</td></tr>
<tr><td>20万w超～</td><td>国税16.5/110 地方税1.6/110</td><td>×</td></tr>
<tr><td>③特例寄附金</td><td>(勤労所得額-①-②)×100%</td><td colspan="2" rowspan="4">特例寄附金＋一般寄附金＋自社持ち株組合
寄附金:15%
(1千万W超～3千万W以下分は30%)
(3千万W超は40%)</td><td>10年</td></tr>
<tr><td>④自社持株組合寄附金</td><td>(勤労所得額-①-②-③)×30%</td><td>×</td></tr>
<tr><td>⑤一般寄附金
(宗教団体への寄附有)</td><td>(勤労所得額-①-②-③-④)×10%
＋(勤労所得額-①-②-③-④)の20% or
非宗教団体への寄附額のうち低いほう</td><td>10年</td></tr>
<tr><td>⑥一般寄附金
(宗教団体への寄附無)</td><td>(勤労所得額-①-②-③-④)×30%</td><td>10年</td></tr>
</table>

[49]

[49]韓国納税者連盟ウェブサイト、寄附金税額控除の仕組み,
https://www.koreatax.org/tax/taxpayers/work/turn43.htm
韓国租税財政研究院(KIPF)「寄附金税制支援と納税者の寄附形態に関する研究、2024. 12
韓国政府ウェブサイト「2014 年帰属年末精算総合案内」2024.12.9、
https://www.korea.kr/briefing/policyBriefingView.do?newsId=148788278

（2）「故郷愛寄附金」制度概要

1）制度概要

韓国の故郷愛寄附金制度は、日本のふるさと納税制度を綿密にベンチマークした上で制度設計されており、日本のふるさと納税制度と類似している点が多い。たとえば、外形的には「ふるさと」への寄附行為に対する税制上の支援があること、返礼品制度を有するなど共通点が多い。

しかし、制度理念の法制化の有無、自らの居住地への寄附の可否、寄附金のうち個人負担の比率、税額控除の国税・地方税負担の比率等、細部において異なる点も少なくない。

表 2-24 に、日本のふるさと納税制度と韓国の故郷愛寄附制度を比較した表を示す。

表 2-24 日韓のふるさと納税/故郷愛寄附の制度比較

比較項目	日本	韓国
制度概要	2008 年より開始。個人が自分の選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち 2,000 円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度。寄附者の所得・家族構成により控除限度は異なる。	2023 年より開始。日本のふるさと納税制度を大いに参考とした。 個人が自分の選んだ自治体（居住地以外）に寄附を行った場合、所得税及び地方所得税から一定比率が税額控除される制度。寄附者の家族構成は控除額に影響しない。
根拠法令	地方税法等の一部を改正する法律 • 地方税法第 37 条の 2（寄附金税額控除） • 同法第 314 条の 7（寄附金税額控除） • 所得税法第 78 条（寄附金控除） に控除ルール規定	故郷愛寄附金法・施行令・施行規則
制度理念 意義等	法令上の規定はない • 納税者による寄附先選択 • お世話になった「ふるさと」への応援 • 地域の在り方の再考（総務省 HP）	故郷愛寄附金法第 1 条（目的）に明示 • 故郷に対する健全な寄附文化を醸成し、地域経済を活性化することによって地域均衡発展に資することを目的とする
控除上限	寄附額から自己負担分 2,000 円を除く寄附額について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除。	10 万ウォン（約 1 万円）までは寄附金の全額を控除。2,000 万ウォン（約 200 万円）までの寄附に対し 10 万ウォンを超える額について 20 万ウォン以下は44％（国税 40％、地方税 4％）、20 万ウォン超過金額については 16.5％（国税 15％、地方税 1.5％）を税額控除。（2026 年 1 月より税額控除率拡大）
返礼品	地方特産品、公共施設利用券などの返礼品	地方特産品、地域愛商品券などの返礼品

比較項目	日本	韓国
寄附実績額（最新）	個人寄附金総額　約2.3兆円（2024年） ふるさと納税　約 1.2 兆円（2024 年度）	個人寄附金総額　約 11.7兆ウォン（2024年） 故郷愛寄附金　1,515 億ウォン（約 151 億円）（2025 年暫定） *2023 年 651 億ウォン、2024 年879億ウォンより大幅増
所管省庁	総務省が所管省庁 • 寄附金の運用は各自治体が自律的に決定	行政安全部が所管省庁 • 法令上、行政安全部が会計管理を行い、用途の審査も実施
民間企業の関与	積極的 • 民間による「ふるさと納税サイト」が活発に運用されている	限定的 • 政府公式サイト「故郷愛ｅウム」運営を韓国地域情報開発院（KLID）が受託
（居住地情報）管理システム	自治体ごと・ポータルサイトごとに分散政府による統合ネットワークの仕組みではない	全国 23 の自治体情報を中央データベースで統合管理
居住地確認等の手段	（居住地制限がないため、確認自体が不要） 氏名・住所・決済情報の確認のみ ワンストップ特例制度運用のため個人番号による確認が行われる	住民登録番号を使った実名認証・行政情報ネットワークとの連携により、住民登録地への寄附はシステム上遮断される
税額控除処理	ワンストップ処理機能 （限度額を超えた場合等では確定申告が必要）	寄附時に即時、税額控除額が自動的に反映（国税庁ネットワークと連携）
企業版制度	あり（2028 年 3 月まで）	なし

前述のとおり、日韓のふるさと納税制度と故郷愛寄附制度の間での大きな相違点として、税額控除分の寄附者・国税・地方税の負担比率を上げることができる。

日本の場合、都道府県・市区町村に対してふるさと納税（寄附）をすると、ふるさと納税（寄附）額のうち 2,000 円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除され、納税先の自治体から返礼品（3 割上限）が与えられる。

これに対し、韓国の場合、居住地以外の自治体に対して故郷愛寄附をすると、総所得には関係なく、10 万ウォンまでは全額が税額控除され、それを超える部分は 20 万ウォンまでが44%、30 万ウォンまでが 16.5%が税額控除され、寄附先の自治体から返礼品（3 割上限）が与えられる。

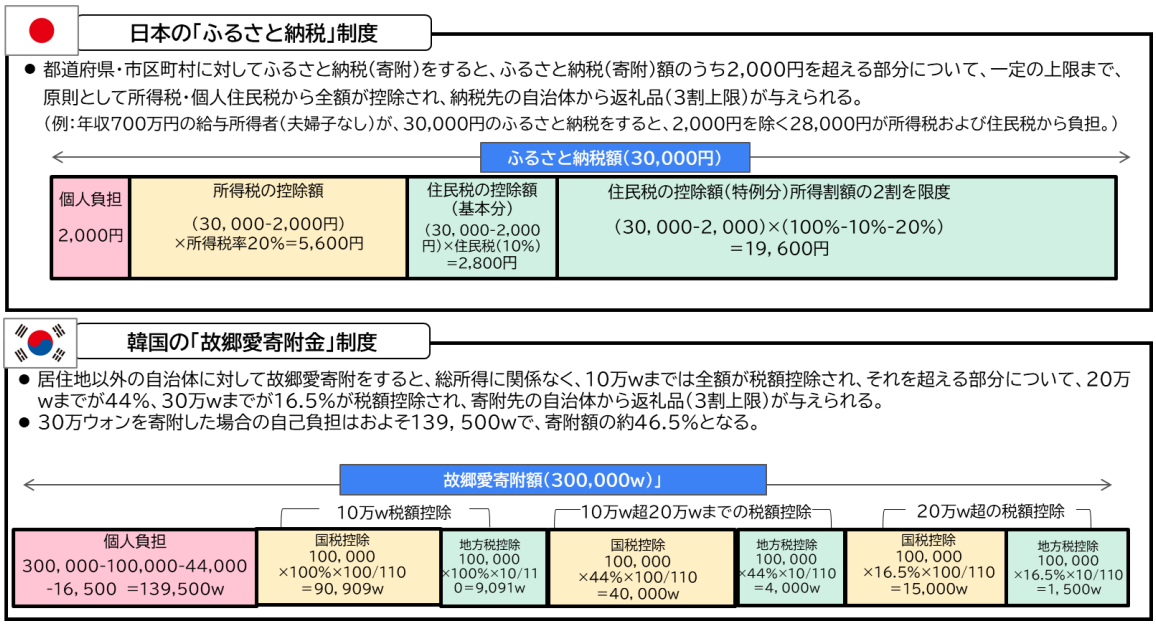
日本の場合、たとえば年収 700 万円の給与所得者（夫婦子なし）が、30,000 円のふるさと納税をした場合の税額控除は 28,000 円である。このうち国税の負担分は 5,600 円で、負担比率は約 20%、

一方、地方税の負担分は 22,400 円すなわち約 80%である。

これに対して韓国の場合、300，000ウォンの故郷愛寄附を行った場合の税額控除は160，500ウォンで、このうち145，909ウォンすなわち約 91%が国税からの負担、14，591ウォンすなわち 9%が地方税からの負担である（表 2-25 参照）。

韓国の故郷愛寄附制度における税額控除の国税・地方税の負担比率の大きな差は、地方財政が首都圏に比べて脆弱であるという韓国独自の事情を踏まえたものであるが、こうした日韓の間の負担比率の大きな違いが、ふるさと納税制度・故郷愛寄附制度の運用に伴って顕在化する、財政負担の偏重に係る議論を全く異なるものにしていることは想像に難くない。

表 2-25 日韓のふるさと納税制度・故郷愛寄附制度の比較



2）寄附実績・件数推移

日本と韓国の寄附額の実績について比較する。

2024 年の個人寄附総額は日本が 2 兆 261 億円、韓国が約 11.7 兆ウォン（約 1.2 兆円）、そのうちふるさと納税・故郷愛寄附金の額はそれぞれ日本が 2024 年度集計で 1.3 兆円、韓国は 2025 年の速報値で約 1,515 億ウォン（約 152 億円）である。個人寄附総額に占めるふるさと納税の比率が、日本では約 63%を占めるのに対し、韓国では故郷愛寄附の比率は 1.3%程度に過ぎない。

日本、韓国いずれも個人寄附額は民間 NPO 等による推定値、ふるさと納税/故郷愛寄附金の寄附総額（受入総額）は政府機関による集計値であり、比較に耐えうる統計値であると判断するにはやや無理があることには留意が必要であるが、日韓がほぼ同様の調査手法による数値である点から鑑みれば、ほぼ同一条件での比較にはなり得る。

表 2-26 日韓の個人寄附総額及びふるさと納税/故郷愛寄附総額

	日本	韓国
個人寄附総額	**2024年 個人寄附総額：2兆261億円** （推定値、寄付白書2025）	**個人寄附総額：約11.7兆ウォン** （2024年、国税庁資料をもとに光云大・鄭教授ヒアリングによる）
ふるさと納税額/故郷愛寄附金額	**個人ふるさと納税分：1兆2,728億円** （2024年度、受入額、総務省）	**個人寄附総額：1,515.3億ウォン** （2025年、243自治体受入額、行政安全部） *韓国の故郷愛寄附制度は現状個人のみ
個人寄附総額に占めるふるさと納税額/故郷愛寄附額の比率	2024年時点 約63%	1. 3% *個人寄附総額は2024年値、故郷愛寄附額は2025年受入額のため、あくまで参考値

次に、韓国の故郷愛寄附金制度導入以降の寄附額と件数の推移を示す。

2023 年から導入された故郷愛寄附制金制度は、年を追うごとに順調に寄附額、寄附件数ともに伸長している。2025年の寄附額は暫定値ながら1, 515.3 億ウォン、1,392 千件と、前年からさらに大幅増を記録した[50]。

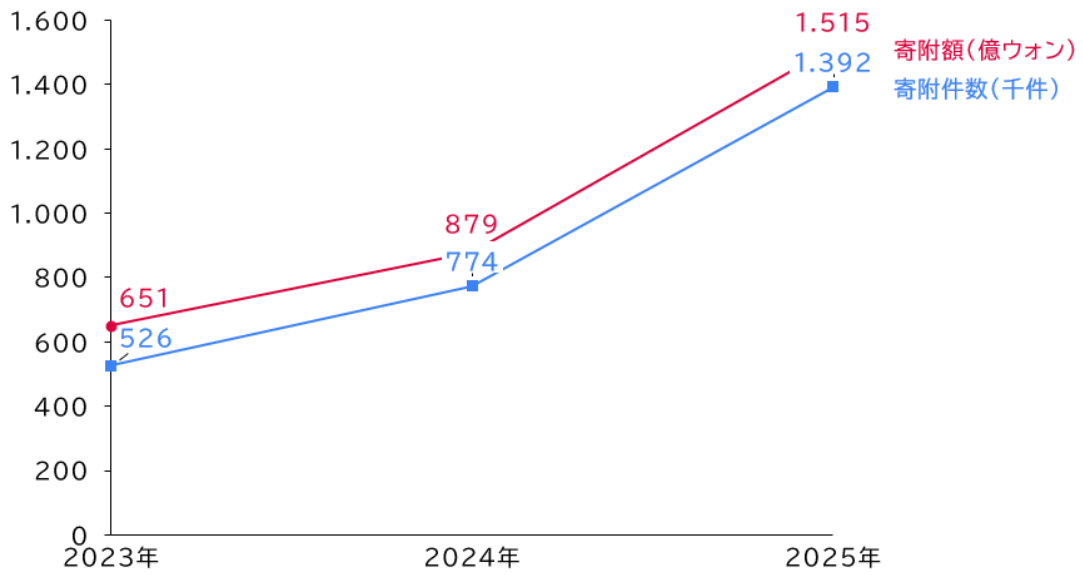


図 2-12 韓国の故郷愛寄附額・件数の推移

故郷愛寄附制度の理念は、故郷愛寄附金法第 1 条（目的）に「故郷に対する健全な寄附文化を醸成し、地域経済を活性化することによって地域均衡発展に資することを目的とする」と明記されており、地域均衡発展という現政権の重要命題との整合が求められる。

[50]行政安全部「故郷愛寄附金の 92%が地方へ、1500 億ウォンの故郷愛寄附が均衡発展の起爆剤」、2026/1/30、https://www.mois.go.kr/cmm/fms/FileDown.do?atchFileId=FILE_00142399u-voqTr&fileSn=1

2025 年の故郷愛寄附制度の実績を報告する行政安全部の資料は、「故郷愛寄附金の 92%が地方へ、1,500 億ウォンの故郷愛寄附が均衡発展の起爆剤」とのタイトルで 2026 年 1 月 30 日に公表されており、非首都圏自治体への寄附流入額が寄附額のうち約 92%を占め、政策の狙いどおり、非首都圏への寄附が順調に行われていると指摘している。

また、人口が減少している脆弱自治体(全国 89 カ所)への平均寄附額は、全寄附額平均と比べると約 1.3 倍で、より財政基盤が脆弱な自治体に対して寄附が流入していることについても指摘している[51]。

総じて、故郷愛寄附制度は法に示す理念に整合した形で制度として徐々に定着していると解することができる。

表 2-27 首都圏・非首都圏の寄附状況比較(2025 年)

区分	合計	首都圏⇒首都圏	首都圏⇒非首都圏	非首都圏⇒首都圏	非首都圏⇒非首都圏
寄附金額(億ウォン)	1,515.3	94.6	699.8	23.5	697.3
比率	100%	6.2%	46.2%	1.6%	46.0%

表 2-28 脆弱自治体への寄附状況(2025 年)

区分(自治体数)	寄附額(億ウォン)		寄附件数(件)		全国平均との比較(平均寄附額)
	合計	平均	合計	平均	
全体(243自治体)	1,515.3	6.2	1,392,243	5,729	―
人口減少自治体(89)	675.1	7.6	574,836	6,459	約 1.3倍
非人口減少自治体(137)	620.9	4.5	599,326	4,375	約 0.7倍

3) 故郷愛寄附制度の認知度・寄附行動への影響

2023 年の故郷愛寄附制度導入から約 1 年半後に実施された Giving Korea2024(調査時期 2024 年 7 月)調査によれば、故郷愛寄附制度の認知度は 61.5%だが、うち実際に寄附を行った人は 14.2%である。また、故郷愛寄附制度の導入によって、寄附者自身に対し、既存の寄附額に変化があったか(=故郷愛寄附制度利用による他の寄附先への寄附の減額の有無)を尋ねる設問には、60%超の回答者が「変わらない」と回答している。

ただし、この調査は、故郷愛寄附制の導入から約 1 年半後の調査結果であり、「あくまで参考・目安として参照すべき」と注記されている[52]。

[51]行政安全部「故郷愛寄附金の 92%が地方へ、1500 億ウォンの故郷愛寄附が均衡発展の起爆剤」、2026/1/30、https://www.mois.go.kr/cmm/fms/FileDown.do?atchFileId=FILE_00142399u-voqTr&fileSn=1

[52]Giving Korea 2024, https://research.beautifulfund.org/22208/

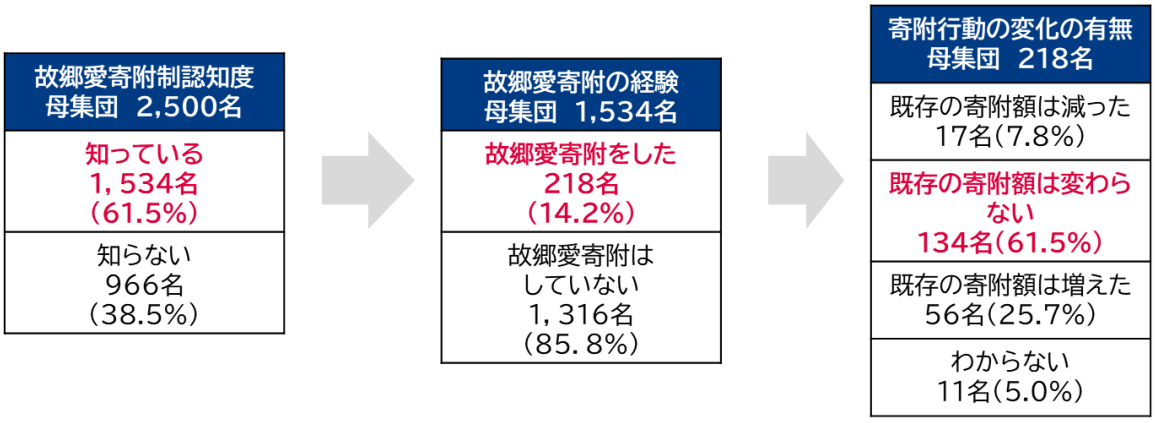


図 2-13 故郷愛寄附制度の認知度及び寄附行動への影響

注)調査実施方法:韓国ギャラップパネルのオンラインパネルをサンプリングフレームに用いたウェブ調査。18 歳以上の成人 2,500 人からの無作為抽出。実施時期:2024 年 6 月。個人寄附の動機、寄附先は、2,500 人のパネルのうち、2023 年に寄附を行ったと回答した 1,494 人に対して質問した結果である。

4) 制度導入の経緯・主な議論

故郷愛寄附制度は、制度導入に関する最初の議論が 2009 年に早くも国会に議員立法として発議されたが、制度設計に係る様々な議論を経て、制度の導入までには約 14 年を要した[53]。

特に論点となったのは居住自治体の除外有無、返礼品への制限、企業版制度の導入可否等であった。

表 2-29 韓国の故郷愛寄附制度導入までの主な経緯

年	できごと
2009～2011 年	18 代国会で故郷愛寄附制度が発議 居住地以外への寄附案、首都圏以外への寄附案が提示されたが、国会会期満了、廃案
2016～2017 年	20 代国会で再度故郷愛寄附制度の導入が発議 制度の理念を含め、おおむね現在の制度の骨格に近い内容が検討されるも、国会会期満了、廃案。複数法案には、居住自治体への寄附を認める案・認めない案が併存も、おおむね認めない案へ収束
2020～2022 年	21 代国会で発議。居住地以外への寄附、税額控除及び対象寄附上限、返礼品提供及び限度額、寄附金の基金化、使途等に関する規定。

[53]国会立法調査処、「故郷愛寄附金に関する法律」制定の主要内容及び意義、2022. 2. 28、https://www.nars.go.kr/report/view.do?brdSeq=38193&cmsCode=CM0018&utm
The Beautiful Foundation、故郷愛寄附制の理解と民間の役割の探索、2023. 4 ISSUE PAPER https://research.beautifulfund.org/wp-content/uploads/20230403_001657.pdf?utm
韓国農村経済研究院(KREI)、KREI 農政フォーカス第 221 号「故郷愛寄附制活性化方策」2022.11、李熙錫、韓国におけるふるさと愛寄附制の導入と課題、ほか

年	できごと
	この間、企業版制度が一部議員から発議されるも、深い検討には付されず。2022 年 9 月、企業版制度の検討は先送りした形で盛り込まれず、本会議可決。
2023 年 1 月	制度の導入開始(故郷愛寄附金法の施行)[54]

表 2-30 故郷愛寄附制度導入までの主要な論点と現在の状況

主要な論点	制度設計上の論点及び現在の状況
居住地以外への寄附に限ること	• 人口が集中する首都圏から地方への財政調整が促され、地域均衡発展の観点からも居住地以外とするのが適切との議論 • 本制度に基づく寄附により、納税者は一定の税額が控除される。居住地に寄附することを可能とすれば、寄附により納税者は一部の税還付を受ける結果になり寄附しない納税者との公平性が損なわれるのではないかとの議論 →上により、居住地の財政貢献は地方税と一般の寄附に任せ、故郷愛寄附は居住地外への寄附チャネルとして機能させることで決着 • 居住地への寄附が可能となった場合、公務員等から住民に対して寄附を明に暗に強制する可能性が懸念されるとの議論 →法により明確に禁止し、刑事罰も設定
返礼品の提供(有無)	• 日本の先行事例から、返礼品に一定の制限を設けることが必要との議論(返礼品不要論もあった) →返礼品の上限額を法令上に規定
企業版故郷愛制度の導入可否	• 21 代国会において一部議員の法案には企業版制度が提示されたが、採用されず →制度導入後、2023～2025 年に法人を寄附主体に追加する改正案が国会提出も、結論は出ていない。地域間の寄附額の偏在の問題の一層の顕在化、法人税収減、政経癒着等が論点

5) 故郷愛寄附法令概観

ここでは、故郷愛寄附金に関する法律(故郷愛寄附金法)[55]の内容を概観する。

故郷愛寄附金に関する法律では、第 1 条(目的)に地域均衡発展等の理念が、第 2 条(定義)、第 4 条(寄附の対象)には当該自治体の住民以外の者からの寄附金に限ることや、法に違反した自治体が一時的に寄附金の受付を停止される可能性などが定められている。

さらに、指定寄附制度(第 8 条)、返礼品の価額限度(第 9 条)、違反行為の通報(第 10 条)などの要

[54] 故郷愛寄附金に関する法律、https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsId=014170#0000
[55] 同上

領が法に定められている。寄附の強要等、この法に違反した形で受け取った寄附金については返還等を行うことについても定められている。

第 11 条では、故郷愛寄附金の運用のために基金を設置することを義務付けているほか、寄附金の使途・目的を 4 項目に限定している。また、(前年度の)寄附金額の15%の範囲内で、寄附金の募集・運営費用に充てることができると定めている。

法に違反する募集・管理・運用については、行政安全部長官権限による行政指導・是正勧告が可能であることが定められている。(第 15 条)

違反行為が刑事罰の対象になる行為は、寄附を強要した場合に(現状では)限られている。(第 17 条)

表 2-31 故郷愛寄附金に関する法律(故郷愛寄附金法)の主な条項

条項	条文(逐語和訳)
第 1 条(目的)	この法律は、故郷愛寄附金の募金・受付及び故郷愛基金の管理・運用等に関し必要な事項を定め、故郷に対する健全な寄附文化を醸成し、地域経済を活性化することにより、地域均衡発展に寄与することを目的とする。
第 2 条(定義)	① 「故郷愛寄附金」とは、地方自治体が住民福祉の増進等の用途に使用するための財源を確保するため、当該地方自治体の住民でない者から自発的に提供を受け、又は募金を通じて取得する金銭をいう。 ② 「故郷愛寄附金の募集」とは、地方自治体が広告、情報通信網の利用、その他の方法により、当該地方自治体に故郷愛寄附金を提供するよう他人に依頼・勧誘又は要求する行為をいう。
第 4 条(故郷愛の寄附の対象)	① 地方自治体は、当該地方自治体の住民でない者に対してのみ故郷愛寄附金を募集し受付することができる。 ② 行政安全部長官は、地方自治体またはその所属公務員が次の各号のいずれかに該当する場合、次会計年度 1 年以内の期間において当該地方自治体の故郷愛寄附金の募集・受付を制限することができる。 ③ 第 6 条第 1 項または第 2 項に違反して故郷愛寄附金を納めることを強要し、または積極的に勧誘・奨励した場合 ④ 第 7 条に違反する方法で故郷愛寄附金を募った場合(3. は略)
第 6 条(寄附・募金の強要等の禁止)	① いかなる者も、業務・雇用その他の関係を利用して、他人に故郷愛寄附金の寄附または募集を強要してはならない。 ② 公務員は、その職員に対し、故郷愛寄附金の寄附または募集を強要し、または積極的に勧誘・奨励してはならない。
第 7 条(故郷愛寄附の集金方法)	① 地方自治体は、次の各号のいずれかに該当する方法により故郷愛寄附金の募集・集金を行ってはならない。 1. 戸別訪問 2. 個別の電話または書簡 3. その他第 1 号及び第 2 号に規定する方法と類似する方法で、大統領令で定める方法(*所在地が一般に公表されておらず自由な出入りが制限されている事業所に訪問して積極的に寄附を要求する行為)

条項	条文(逐語和訳)
第 8 条の 2 (指定寄附)	① 地方自治体は、第 11 条第 2 項各号のいずれかに該当する目的を達成するための事業に必要な経費を充当するため、故郷愛寄附金を募ることができる。 ② 寄附者は、第 1 項による事業又は第 11 条第 2 項各号のいずれかに該当する目的を指定して寄附することができる。 [本条新設 2024 年 2 月 20 日]
第 9 条(返礼品の提供)	① 地方自治体は、寄附者に対し、大統領令で定める限度(現在は寄附額の 30/100)を超えない範囲で、物品または経済的利益を提供することができる。 ② 第 1 項に基づき提供する答礼品は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 1. 地域特産品など当該地方自治体の管轄区域で生産・製造された物、2. 地方自治体が当該地方自治体の管轄区域でのみ通用できるように発行した商品券などの有価証券、3. その他当該地域の経済活性化などに寄与できるものとして条例で定めるもの ③ 地方自治体は、次の各号のいずれかに該当するものを答礼品として提供してはならない。 1. 現金、2. 高価な貴金属及び宝石類、3. 第 2 項第 2 号に該当しない商品券等の有価証券、4. その他、地域経済の活性化に寄与しないものとして大統領令で定めるもの
第 10 条(違反行為の通報・通報者保護)	① いずれの者も、次の各号のいずれかに該当する者を関係行政機関または捜査機関に申告または告発することができる。1. 第 5 条第 1 項または第 2 項に違反して故郷愛寄附金を寄附した者 2. 第 6 条第 1 項または第 2 項に違反して故郷愛寄附金の寄附または募金を強要し、または積極的に勧誘・奨励した者 3. 第 7 条に違反し、この法律で定められていない方法で故郷愛寄附金を募金した者 4. 第 8 条第 1 項に違反し、公開された場所以外の場所で故郷愛寄附金を受領した者 5. 第 9 条第 1 項または第 3 項に違反して返礼品を提供した者 (②は告発者保護の内容につき省略)
第 11 条(故郷愛基金の設置等)	① 地方自治体は、受付した故郷愛寄附金の効率的な管理・運用のために基金を設置しなければならない。 ② 第 1 項による基金(以下「故郷愛基金」という)は、故郷愛寄附金を財源とし、第 3 項による募集・運営費用及び第 4 項による返礼品提供に必要な費用に充当する場合を除き、次の各号のいずれかに該当する目的のみに使用されなければならない。ただし、第 8 条の 2 第 2 項に基づき事業又は目的を指定して寄附された故郷愛寄附金については、当該事業又は目的のみに使用されなければならない。[改正 2024. 2. 20.] 1. 社会的弱者層の支援及び青少年の育成 2. 保護地域住民の文化・芸術・保健等の増進 3. 市民参加、ボランティア活動等による地域共同体の活性化支援 4. その他、住民の福祉増進に必要な事業の推進 ③ 地方自治体は、故郷愛基金の一部(前年度の故郷愛寄附金額の 100 分の 15 以内の範囲で大統領令で定める比率を超えない金額に限る)を、故郷愛寄附金の募集及び運営等に要する費用に充てることができる。

条項	条文(逐語和訳)
	④ 地方自治体は、大統領令で定める限度を超えない範囲で、故郷愛基金の一部を第 9 条に基づく返礼品提供に必要な費用に充てることができる。[新設 2024. 2. 20]
第 14 条(不法な寄附金の返還)	① 地方自治体は、次の各号のいずれかに該当する場合、故郷愛寄附金を寄附者に返還しなければならない。 1. 第 4 条第 1 項に違反して当該地方自治体の住民から故郷愛寄附金を受け取った場合、2. 第 4 条第 2 項に基づき募金主体から除外された地方自治体が故郷愛寄附金を受領した場合、3. 第 5 条第 1 項又は第 2 項に違反して故郷愛寄附金を募集した場合、4. 第 6 条第 1 項又は第 2 項に違反して故郷愛寄附金の寄附を強要し、又は積極的に勧誘・奨励した場合、5. 第 7 条に違反してこの法律で定められていない方法で故郷愛寄附金を募集した場合、6. 第 8 条第 1 項に違反して公開された場所以外の場所で故郷愛寄附金を受け付けた場合、7. 第 9 条第 1 項または第 3 項に違反して返礼品を提供した場合 ② 第 1 項第 1 号から第 6 号までに従って返還する寄附金は、返礼品価額を除いた金額とする。
第 15 条(指導及び監督など)	① 行政安全部長官は、故郷愛寄附金の募集、故郷愛基金の管理・運用等について指導・監督または是正勧告を行い、その他必要な措置を講じるよう地方自治体に要求することができる。 ② 地方自治体は、特別な理由がない限り、第 1 項に基づく指導・監督、是正勧告またはその他必要な措置の要求に従わなければならない。
第 16 条(違反の事実の公表)	① 行政安全部長官及び地方自治体の長は、地方自治体が第 4 条第 2 項に基づき故郷愛寄附金の募集・受付を制限された場合、当該事実があることを公表しなければならない。 ② 第 1 項に基づく公表の方法、手続等に必要な事項は大統領令で定める。
第 17 条(罰則)	① 第 6 条第 1 項に違反して故郷愛金の寄附または募集を強要した者は、3 年以下の懲役または 3 千万ウォン以下の罰金に処する。 ② 第 6 条第 2 項に違反して故郷愛寄附金の寄附または募集を強要し、または積極的に勧誘・奨励した公務員は、3 年以下の懲役または 3 千万ウォン以下の罰金に処する。 ③ 第 7 条第 1 項又は第 2 項に違反して故郷愛寄附金を募った者は、1 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

2.5.2 韓国現地調査概要

文献調査の結果を踏まえ、2026 年 1 月 19 日から 23 日の間、韓国に出張し、表 2-32 のとおり 10 か所に対しインタビュー・意見交換を実施した。

表 2-32 韓国現地調査実績

月日		場所	ヒアリング先	主なヒアリングの目的・狙い
1/19	月	ソウル	WeGive	関連サービス提供者の立場から見た制度の長所と短所、課題等
1/20	火	ソウル	韓国地方税研究院	故郷愛寄附制度制定までの重要な議論の経緯と結論、日本のふるさと納税制度からの教訓と取組、現在の課題意識等
		ソウル	BKL/イヒスク・ユチョルヒョン弁護士	韓国の寄附税制の全般的特徴、故郷愛寄附制度を含む、寄附税制と財政調整機能との関係、
1/21	水	世宗	大統領直轄　地方時代委員会	現政権の地方財政政策の方向性と故郷愛寄附制度との関連等
		大田	大田市中区庁	故郷愛寄附制度による自治体の財政・社会・経済影響、寄附活用についての現状と今後の計画、課題等
		大田	聖心堂	返礼品提供者の立場から見た制度の長所と短所、課題など
		大田	牧園大クォン・ソンピル教授	故郷愛寄附制度制定までの重要な議論の経緯と結論、日本のふるさと納税制度からの教訓と取組、現在の課題意識等
1/22	木	原州	地方行政研究院(日韓セミナー)	故郷愛寄附制度制定までの重要な議論の経緯と結論、日本のふるさと納税制度からの教訓と取組、現在の課題意識等
1/23	金	ソウル	ソウル市庁企画調整室	故郷愛寄附制度が首都の財政にもたらす影響、故郷愛寄附制度以外の財政調整に対する受け止め、課題意識等
		ソウル	光云大チョン・ジンギョン教授	韓国人の寄附意識・行動・動機についての全体論、韓国の寄附税制の思想、財政調整としての機能についての課題意識等

2.5.3 韓国現地調査におけるヒアリング項目

現地調査にあたり、文献調査により得られた知見に基づいて次のとおりヒアリング項目を準備した。

ヒアリング先	ヒアリング項目案	具体的質問事項案	質問の目的・期待される示唆
共通	日本の寄附金税制についての現状や課題点、その改善案に関するディスカッション	• 望ましい寄附金税制について • 日本のふるさと納税では、民間事業者に10%以上の手数料が発生しており、税金が民間事業者へ流出することをどう考えるか	直接的にふるさと納税制度見直しについての示唆を得る
政府機関及び学識経験者	故郷愛寄附制度の制定の背景・理念	• 故郷愛寄附制度の制定に至るまでの背景と掲げる理念について • 「故郷」、「故郷愛」の定義は何か	制度の背景・理念・目的を確認し基本的理解を深める
	故郷愛寄附金法制定までに行われた重要な議論の経緯とその結論	• 居住地以外への寄附に関する議論 • 返礼品費用・内容等に関する議論 • 法・制度の整備の在り方に関する議論	制定までの主な議論を跡付け、日本での今後の制度見直しに向けてのロジック構築のための示唆を得る
	故郷愛寄附制度の制定にあたり、特に日本の「ふるさと納税」制度から学んだ点(取捨選択の過程)	• 日本の「ふるさと納税」制度の内容を参照するにあたり、ベンチマークとして特に注目した事項と、故郷愛寄附金制度への導入を憂慮した事項について	日韓比較の視点から、日本の制度のメリットデメリットや、見逃している観点、日本での今後の改正に向けてのロジック構築のための示唆を得る

ヒアリング先	ヒアリング項目案	具体的質問事項案	質問の目的・期待される示唆
	運用開始から丸３年経過したことを踏まえ、全体の総括と課題認識について	• 寄附者の属性ごとの寄附傾向等を踏まえ、当初の理念・目的は達成されているか • （例：寄附実績、財政調整効果、公平性の確保、その他特筆すべき事項） • 寄附金税制全体とのバランスをどう捉えているか • 日本で顕在化している課題（寄附金使途、返礼品、自治体による違反行為、地域格差等）は、韓国においても見られるか	実績・傾向・財政調整効果等の定量的情報を確認するとともに、文献調査にて博した定性的傾向や明白になった課題を深掘りし、日本における争点との差異を明確化する
	今後の法・制度の見直しの方向性	• 企業版の制度導入に向けた議論の動向 • 法令違反自治体に対する行政措置・刑事罰等の在り方について • 財政調整的側面から見た、地方交付税交付金等との関係について	見直しを必要としている事項についての課題意識等を確認し、日本の制度見直しに対する示唆を得る
政府機関及び 寄附元自治体	個人寄附が盛んな韓国において、新たな制度枠組みとして、故郷愛寄附制度が創設されるに至った経緯を確認する	• 国や自治体に対する税控除制度は、一般寄附金や特例寄附金の枠組みにおいて韓国内ですでに存在していた。既存の寄附金制度の優遇拡充ではなく、わざわざ故郷愛寄附制度を新たに創設した理由は何か	個人寄附が盛んな韓国において、新たな制度枠組みとして、故郷愛寄附制度の創設を選択した経緯・趣旨を確認する
	いわゆる二地域居住者への課税の在り方について	• 住所登録地と実際の居住地が異なるケースの韓国内での増加に対する検討課題として、副住所地登録対象地域、登録居住期間、登録義務化の如何、課税方策などの整備等について、具体的にどのような議論が進められているか	日本においても、地方創生の枠組みにて関係人口増加のため様々な議論がなされているが、韓国における今後の展望を捕捉する
	交付税制度の現状・課題認識等について	• 故郷愛寄附制度による寄附額は、交付税制度における基準財政収入における計算過程においてどう加味されるか • そのほか、地域相性発展基金や、財産税の共同課税など水平的な財政調整の仕組みが存在するが、それらは地方交付税の算定においてどう加味されるか	日本では、ふるさと納税による減収分の 75%は基準財政収入の減少分として反映され、交付税措置によって補填される一方、ふるさと納税による寄附金

ヒアリング先	ヒアリング項目案	具体的質問事項案	質問の目的・期待される示唆
			収入は基準財政収入に反映されない。こうした不合理な仕組みを見直す示唆を得る
	財産税の共同課税に対するスタンスの確認	• 財産税の共同課税について、導入以降の効果(・税収減)をどのように考えているか。 • 江南・瑞草などの自治区が 2007 年に権限争議審判を請求し、合憲判決がなされて以降、江南区等の取られる側の住民からの批判や苦情などは、2007 年導入当初から今までどのように推移しているか。 • 2007 年の訴訟以降、国と自治体において訴訟は見られないか。	日本における新たな偏在是正措置導入の動きを受け、韓国内の財政調整措置について、地方財政権及び地方自治権等の観点から、韓国内の認識や議論の整理状況を確認する
	地方消費税に対する認識の確認	• 2010 年の導入以降の効果をどのように評価しているか。	
	総合不動産税に対する認識の確認	• 導入時の経緯、税収規模、導入後の課題、有識者等からの評価など	
	故郷愛寄附金制度による市の財政への影響	• 他の財政調整措置等も踏まえ、ソウル市の財政に対する故郷愛寄附制の影響をどう評価するか • 今後の制度改正等も念頭に、財源流出の危機意識はあるか	寄附者が多く居住する首都圏の自治体が直面する財政への影響・課題認識を把握し、「ふるさと納税」見直しに向けたロジック構築の示唆を得る
	現行制度について特に是正が必要と感じられる観点とその理由	• 返礼品や控除の在り方について、公平性の観点等から改正を望む点はあるか	
寄附先自治体	故郷愛寄附金制度による大田市の財政・社会・経済への全般的影響	• 故郷愛寄附金制度による大田市の財政・社会・経済への全般的影響 • 寄附額の実績や、寄附者の傾向はどのようになっているか • 故郷愛寄附制の創設前後で、社会・経済への影響はどの程度あるか	比較的多くの寄附を集めているとされる自治体における故郷愛寄附制度への評価を把握し、日本の制度見直しに向けて示唆を得る

ヒアリング先	ヒアリング項目案	具体的質問事項案	質問の目的・期待される示唆
	寄附金の活用についての現状と今後の計画等	• 寄附金基金の運用状況について • 寄附金の活用状況・具体的良好事例 • 今後の寄附金獲得・活用計画等	寄附金の具体的活用内容、特にどのように社会還元を行っているかについて確認し、日本の制度見直しに向けて示唆を得る
	現行制度について特に是正が必要と感じられる観点とその理由	• 返礼品準備や契約手続き等、実務上課題と認識している事項は何か • 制度のより良い運用に向けた具体的な改善要望等はあるか。また、それは他自治体と共通認識になっているか	受益側自治体においても是正が必要と感じられる事項を確認し、示唆を得る
返礼品関係事業者	故郷愛寄附制度関連のサービス提供事業者の立場から見た、制度の効果・課題等	• ポータルサイト運営者として感じる本制度の効果と、課題・改善が必要とされる事項（例：民間へのポータルサイト運営開放は望ましい方向か否か） • 韓国では、寄附金を募るプラットフォームが、基本的に政府公式サイトとなっているが、その理由は何か。また、そのメリット・デメリットをどのように評価しているか。 • 返礼品提供者として感じる本制度の効果と、課題・改善が必要とされる事項（例：返礼品の範囲拡大又は縮小、ルールの厳格化、等）	民間ポータルサイト運用者や返礼品供給者から見た故郷愛寄附制度の効果・課題を知り、日本の制度見直しに向けて配慮すべき事項に関する示唆を得る
寄附制度に関する学識経験者	韓国人の寄附意識・行動についての全体論	• 韓国人の寄附意識・動機・行動、実績についてご紹介いただきたい • 故郷愛寄附金制度導入によって、韓国人の寄附行動は、どれほど影響を受けているか	寄附文化、行動の理解と、故郷愛寄附制度導入による影響について確認する
	韓国の寄附税制の考え方・制度設計の趣旨	• 韓国の寄附制度には政治資金寄附金、故郷愛寄附金、特例寄附金、一般寄附金などが存在するが、税制優遇がこの順序である背景、理由は何か • 2014年に寄附優遇税制は所得控除からすべて税額控除に変	寄附税制の考え方、制度設計の趣旨について確認する

ヒアリング先	ヒアリング項目案	具体的質問事項案	質問の目的・期待される示唆
		わった背景にはどのような考えがあったか	
	韓国の寄附税制制度と財政調整としての機能について	• 寄附金税制のうち、故郷愛寄附制度は財政調整としての機能も有する可能性があると思うが、理解は正しいか。正しいとした場合、その効果のほどはどのように現時点でどのように評価されるか	特に故郷愛寄附制度が財政調整的側面を有する可能性と、現状の評価について確認する

2.5.4 韓国現地調査で得られた主な知見

(1) 日本の制度からの学び・弊害を避ける後発者としての工夫

韓国は故郷愛寄附制度の導入にあたって日本のふるさと納税制度を熱心にベンチマークし、「官製通販化」「地域間格差の拡大」「民間 PF への依存の固定化」等、日本で顕在化している弊害を避けるよう、「抑制的」に制度を設計した。

各自治体・専門家ともに、故郷愛寄附制度については、「国から地方への財政調整移転」の新たなツールとしてうまく設計・機能させているとの肯定的な印象を持っている。また、故郷愛寄附制度の一層の活性化は現政権の地方分権・地域均衡発展のアジェンダにも整合することから、導入当初の抑制的な制度設計は緩和の方向に向かっている。

ただし、一部の有識者からは、制度緩和に伴う返礼品競争過熱の懸念や自治体の自立的発展への効果に対する疑問も呈されている。

表 2-33 に、日本のふるさと納税制度の運用をベンチマークする中で、すでに顕在化していると認識されている課題に対する、韓国の故郷愛寄附制度の設計にあたっての工夫について整理して示す。

表 2-33 日本をベンチマークした制度設計上の工夫

日本で顕在化したと認識されている課題	制度設計上の工夫
官製通販化 返礼品競争の過熱	• 日本の状況に照らし、返礼品費用・寄附制度運営費に一定の制限を設けることが必要との議論（返礼品提供無しとする議論も存在した） ➢ 寄附額に対する返礼品の上限（寄附額の 30%）及び寄附制度の運営費の上限（同 15%）を法令上で規定

日本で顕在化したと認識されている課題	制度設計上の工夫
	➢ 税控除対象の寄附上限額の設定（ただし制度導入時の寄附上限 500 万ウォンから、2025 年より 2000 万ウォンに拡大）
民間 PF への依存の固定化	• 民間 PF を通じた返礼品の提供により、返礼品競争の過熱に加え、自治体が受け入れた寄附金の民間 PF 運営事業者への流出、民間 PF への依存による自治体の自立的発展の妨げになるとの議論 ➢ 個人情報管理の観点も勘案し、政府は寄附受付窓口を官製 PF に誘導し、民間 PF の活動を制約（ただし 2024 年より PF 運営者に対し一定の基準を設け、徐々に解放する方向にある）
地域間格差の拡大	• 日本の制度は地域間の税収不均衡の縮小に貢献しておらず、むしろ拡大しているとの議論 ➢ 人口の約 1/4 がソウルをはじめとする首都圏に集中している点、及び居住する自治体からの寄附の強要を避ける観点から、寄附可能地を、居住地以外とすることを法令上で規定 ➢ 故郷愛寄附制度の理念を「故郷に対する健全な寄附文化を醸成し、地域経済を活性化することにより、地域均衡発展に寄与する」と法令上に規定

（2）寄附文化棄損の懸念に関する議論の方向性

韓国でも故郷愛寄附制度の導入から 3 年が経過し、「寄附」本来の趣旨からも「故郷愛」からも逸脱した運用が行われている実態が認識・懸念されている。一方、自治体間の受入額競争に否応なく対応せざるを得ない自治体の苦心も確認された。

とりわけ、一般会計からの必要経費支出は、故郷愛寄附制度が目指す地域の自律的発展の方向性とは到底相容れず、競争コストの透明化やルールの明確化・厳格化を求める意見も見られる。

一方で、寄附の精神よりも返礼品に動機づけられる故郷愛寄附制度の活性化により、NPO/NGO への寄附が減るのか、寄附全体の純増に寄与するのかはいまだ十分には検証できていない段階である。

表 2-34 に、インタビューから得られた、寄附文化・故郷愛からの逸脱を示唆する状況と、その原因・遠因に関する考察を整理して示す。

表 2-34 寄附文化棄損の懸念に関する主な議論

寄附文化・故郷愛からの逸脱の状況	原因・遠因
故郷愛寄附の約 90%超が全額税控除の上限である 10 万ウォンに集中	寄附行動が、「故郷愛」の理念よりも「税控除＋返礼品」により強く動機づけられている状況の証左
各自治体は、返礼品の上限（寄附受入額の 30%）費用の支出に加え、運用管理費（前年の寄附受入額の 15%が上限）を使ってのクーポン付与や返礼品（食品・農産物等）の増量、さらには返礼品の PR のためのイベント、民間 PF への手数料支払のために一般会計から支出を行う行為も一部自治体では行われており、寄附受入競争のための実質コストが膨張している *2024. 2法改正までは、故郷愛寄附金の基金化は規定されておらず、管理・運用費は一般会計から拠出されて自治体の財政を圧迫していることが問題として指摘されていた。現在は基金から運用費を「拠出できる」と規定されており、一般会計からの拠出が禁じられているわけではない。	政府が毎年寄附受入額・件数のランキングを年初に発表し、自治体間の競争を促す結果になっている状況
自治体への寄附を呼びかけるための PR ではなく、返礼品 PR への偏重が著しく、寄附文化の棄損が懸念される	故郷愛寄附は、一般寄附と指定寄附（GCF）の 2 つの形態で実施可能も、自治体職員には、指定寄附の企画力・マーケティング力、寄附の動機付け力、事業管理能力が不足しており、結果的に返礼品 PR に偏重して主従逆転を生んでいる状況 2024 年より民間 PF 規制が緩和された結果、人気の返礼品が上位に表示されるなど、返礼品 PR への偏重傾向をより促す状況

民間プラットフォームによる故郷愛寄附制度の取扱いが 2024 年 12 月から正式に開放されたことによって、返礼品PR合戦が一層過熱する懸念は、開放からまだ間がないこともあって、それほど顕在化していないようである。

上述のとおり、2024 年 12 月に行政安全部の公募によって民間プラットフォーム運営者が 7 社選定されたことで、これまでその取扱いが曖昧であった民間プラットフォームによる運営がようやく正式に政府のお墨付きを得た。その後も公募によって数社が選定されている。

韓国国内で最も早い時期から民間プラットフォームとして運営を開始していた WeGive が、最初の公募で政府から選定されたほか、農協、銀行などが公募で選定され、すでに運用を開始している。

故郷愛寄附制度独自の選定基準は公開されていないが、主に個人情報保護管理体制認証の取得などが条件となっている、デジタルサービス（民間）開放参加企業公募要領を流用していると推測される。

図 2-14 に、WeGive による故郷愛寄附制度のプラットフォーム構成の概要を示す[56]。

人気の返礼品を紹介するタブだけでなく、GCF の運用状況・募金状況などもリアルタイムに表示されるなど、返礼品 PR 一辺倒にならない一定の工夫は行われていることが読み取れる。



図 2-14 民間による故郷愛寄附制度ポータルサイト、WeGive の画面構成

(3) 地方均衡発展政策の方向性と故郷愛寄附制度の効果

地方均衡発展政策の推進は李在明政権の主要アジェンダであり、地方自治・財政分権を推進するタスクフォースが立ち上がっている。国・地方の財政配分比率は現状の7.5:2.5から、最終的には6:4を目指している。

現政権の地方均衡発展政策・財政分権推進の方向性は以下のとおり整理することができる[57]。

現政権の地方均衡発展政策・財政分権推進の方向性
(政権の大方針) • ソウル一極経済から脱却し、5 極(首都圏、東南圏、大慶圏、中部圏、湖南圏)と 3 特別市(済州、全北、江原)に再編して均衡発展を目指す方針が政府から示された • 財政分権の推進に向け、2025 年 12 月に財政部と各地方政府による検討タスクフォースを設置(協議内容は非公開) • 租税(歳入)に占める国税・地方税の比率を現行の 7.5:2.5 から、7:3(最終的には 6:4)へと移行していく方針が提示 (財政分権推進の具体的方向性案) • 地方交付税の比率を現行 19.24%から 22～23%まで引き上げる方向で議論 • 地方消費税率の引き上げについても議論の俎上

[56] WeGive ポータルサイト、https://www.wegive.co.kr/

[57] 「大統領、来年の地域均衡発展予算を 3 倍に…地方交付税率引上げも検討」2025/11/12 Chosun Biz, https://biz.chosun.com/policy/politics/president_office/2025/11/12/OTRKZX2PV5H3NGJGAQVG4WVJGE/
及び、地方時代委員会インタビュー(2026/1/20)に基づき整理

現政権の地方均衡発展政策・財政分権推進の方向性
• 故郷愛寄附制度自体は拡大の方向性も、財政調整に占めるインパクトは極小であり議論の蚊帳の外（地方税研究院）

故郷愛寄附制度は、地方均衡発展政策及び財政分権推進の目標達成の一手段として位置づけられ、国政課題として運用の拡大が目指されていることは明白である。しかし、図 2-15 に示すとおり、故郷愛寄附金が地方財政に占める比率は 2025 年時点でも 0.05%程度に留まっており[58]、地方交付税や国庫補助税、地方消費税などの財政調整の規模に比べてもインパクトはきわめて限定的であり、日本のふるさと納税制度に見られるような、地方自治体間のパイの取り合いの懸念有無はいまだ議論の俎上にも上がらない状況であることには留意が必要である。

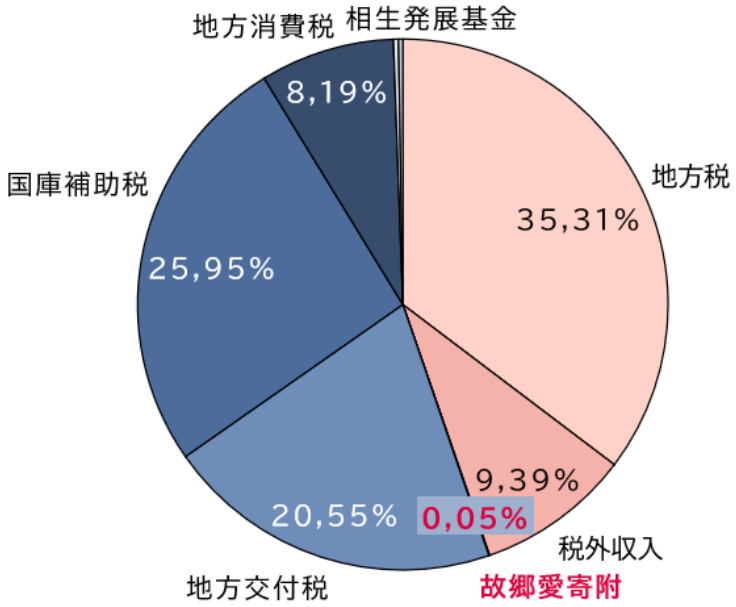


図 2-15 韓国の地方財政のイメージ（2025 年）

（4）企業版故郷愛寄附制度導入に関する議論

韓国では、故郷愛寄附制度で寄附が行えるのは個人に限定されている。地域均衡発展を促す観点や、制度の一層の活性化の観点から企業版故郷愛寄附制度を設けるべきとの議論は、この制度の導入以前から現在に至るまで、断続的に国会において発議されるなどしてきた。賛成派は主に地域均衡発展の観点を前面に出す地方出身議員であり、反対派は主に官民癒着などの観点を懸念する税制や財政学者などである。

日本のふるさと納税制度の状況を調査するメディア報道などをもとに、日本では、企業版ふるさと納

[58] 2026/1/20 地方税研究院ヒアリング時提供資料及び第 25 回日韓内政関係者セミナー「財政格差の緩和に向けた地方税・地方交付税制度の運営」（行政安全部）により作成。

税制度の導入が、ふるさと納税制度普及の起爆剤になったかのような誤認があるほか、具体の制度設計にまで踏み込んだ議論は国会の場でも行われていないことから、研究者の間では、今しばらく企業版故郷愛寄附制度の導入は具体化しないとの見方を示す者が少なくない。

なお、現政権及び行政安全部の検討の方向性としては企業版解禁の方向性にあるように見受けられるが、その場合でも、寄附先自治体の限定、寄附対象事業の特定、企業による寄附先自治体事業への参画制限などの制度設計が必要と整理されている。

表 2-35 に、故郷愛寄附制度の導入前から導入後、さらに最近に至るまでの主な企業版故郷愛寄附制度導入にかかる議論とその経緯を示す。

表 2-35 企業版故郷愛寄附制度導入議論の主な経緯

年	主な議論
2017.11	国会立法調査処「故郷愛寄附制度導入の争点と課題」において、日本との制度比較を行い、返礼品提供可否などの論点と並んで、企業版導入可否を論点として提示（詳細な議論内容については不明）[59]
2021.10	「故郷愛寄附金に関する法律」制定。寄附者を個人に限定した形（2023.1施行）
2024.7.23	複数議員による法律改正案発議。寄附者を、「主たる所在地が当該自治体にない法人・団体」に拡大すること等を提案。（廃案） 過度な寄附金募集・強要の副作用を抑制するため法人等の寄附を制限しているが、このことが故郷愛寄附の低調の一因」と主張[60]
2025.4.23	複数議員による法律改正案発議。寄附者を「主たる所在地が当該自治体にない法人・団体」に拡大すること、及び、寄附先を「人口減少地域に限定して寄附の活性化を図る」べきとし、ソウル市等の大都市については受け入れ寄附額の一部を管轄区域内の脆弱自治体に移転させることを許容すること等を提案。（廃案） 法人寄附が抑制されてきた理由は2024.7.23発議と同様に、過度な寄附金募集・強要の副作用を抑制するため、とされている[61]。
2025.8.19	韓国地方行政研究院（KRILA）は、先の大統領選において、与野党いずれも企業版故郷愛寄附の実現を公約した、と整理。与野党いずれも、寄附金は住民の福祉向上のための住民参加型プロジェクトに限って活用するイメージでアピール。

[59] リュウ・ヨンア「故郷愛寄附制度導入の争点と課題」、国会立法調査処、2017/11/21、https://www.nars.go.kr/report/view.do?brdSeq=21948&cmsCode=CM0018

[60] 故郷愛寄附金に関する法律一部改正法律案、第 220216 号（2024.7.23）、https://opinion.lawmaking.go.kr/gcom/nsmLmSts/out/2202161/detailRP

[61] 故郷愛寄附金に関する法律一部改正法律案、第 2210056 号（2025.4.23）、https://opinion.lawmaking.go.kr/gcom/nsmLmSts/out/2210056/detailRP

年	主な議論
	KRILA は、自治体による事実上の寄附の強制につながることや、寄附企業に対する税額控除措置が、結果的に税収減につながる可能性があることなどが懸念されるとして慎重な検討が必要と結論[62]。
2025.10.14	国会・行政安全委員会で故郷愛寄附制度の課題について質疑。企業型故郷愛寄附制度の導入可否を含め、制度開始から 3 年経過した現時点で制度のブラッシュアップを行う旨、行政安全部長官（大臣）が答弁[63]。

また、2025 年時点での代表的な賛成・反対派の主な論点を表 2-36 に示す。

表 2-36 企業版故郷愛制度導入に関する代表的な賛成・反対論

企業版導入に対する賛否	代表的主張者	主な論点
賛成	シン・スングン、チョ・ギョンヒ「人口減少地域企業型故郷愛寄附制度導入に関する研究」、税務と会計研究　2025 年　第 14 巻[64]	• 地方財政は構造的に脆弱であり、既存の地方消滅対応基金等の仕組みでは、地域格差の解消や地域均衡発展という政策目標を十分に達成できていない • 政府・地方自治体主導の政策推進方式では、人口構造問題や地域衰退を効果的に改善することには限界があり、民間部門との協力、成果基準（KPI）を設定した事業設計が重要 • 日本は企業版ふるさと納税制度導入以降、寄附額が大幅に増加している • 制度設計により、自治体による事実上の寄附の強要や政経癒着の懸念は克服可能である • 具体的には、人口減少地域に限定して企業版故郷愛寄附制度を導入し、寄附額の全額が地方福祉に使われ、事業成果に連動して企業の税額控除率を変動させる設計とすることが望ましい

62 韓国地方行政研究院業務ブリーフィング「企業も『故郷愛寄附』が可能になるのか…『準徴税化』の懸念も」、2025/8/19、https://limac.krila.re.kr/bbs/board.php?bo_table=sub04_02_07&wr_id=16

63 国会議事録、行政安全委員会会議録、2025 年 10 月 14 日、https://record.assembly.go.kr/assembly/viewer/minutes/xml.do?id=55636&type=view

64 シン・スングン、チョ・ギョンヒ「人口減少地域企業型故郷愛寄附制度導入に関する研究」、税務と会計研究　2025 年 第 14 巻、https://www.kci.go.kr/kciportal/ci/sereArticleSearch/ciSereArtiView.kci?sereArticleSearchBean.artiId=ART003203697

企業版導入に対する賛否	代表的主張者	主な論点
反対	キム・ホンファン「企業版故郷愛寄附の許容は慎重に」租税金融新聞、2025.8.9[65]	• 国家や地方自治体による寄附金募集は、募金の強制や政経癒着等につながる可能性がある • 企業版故郷愛寄附制度を導入し、寄附額に対し損金処理を行うことで法人税の減免につながり、税収減をもたらす可能性がある • 企業版故郷愛寄附制度の導入により、特定地域への寄附の偏在が一層顕著になる可能性がある • もし企業版故郷愛寄附制度を解禁するのであれば、特定の自治体（人口減少地域や財政脆弱団体等）の特定の事業（地方自治体が自律的に企画し、中央政府が認可した事業等）へと寄附対象を限定すべきであり、寄附先自治体の事業に対する寄附企業の参画についても制限を設ける措置も同時に建てつけるべき

（5）指定寄附制度（GCF）のポテンシャルと良好事例

韓国の故郷愛寄附制度は 2024 年 2 月に法改正を行い、指定寄附制度（GCF）を追加的に導入した。この法改正は、2023年11月に議員立法として国会行政安全委員会に上程され可決された後、2024 年 2 月の本会議で議決され、指定寄附制度は、法改正日（2 月 20 日）より即日施行となった。

これまでは、寄附金は、故郷愛寄附金法に示された 4 つの目的のうち、いずれかに合致する用途で使われることが定められていたが、寄附者にとっては、では、具体的にどのような用途に、どれほどの期間でどれほどの寄附額が投じられるのかを知ることは困難であった。

この改正により、寄附者は自らが望む事業を指定して寄附を行うことができ、自治体は指定された事業内容以外には寄附金を使用できないことで資金使途の透明性が高まることが期待できることになった。

寄附者に事業の選択権を持たせることで、より参加・貢献の意識に訴えかける仕組みになったと理解することができる[66]。

[65] キム・ホンファン「企業版故郷愛寄附の許容は慎重に」租税金融新聞、2025/8/9、https://www.tfmedia.co.kr/news/article.html?no=193524

[66] 法改正の期待効果については、故郷愛寄附金に関する法律一部改正法律案（代案）、第212646号（2024. 1. 31）、https://opinion.lawmaking.go.kr/gcom/nsmLmSts/out/2126463/detailRP を参照の上整理した。

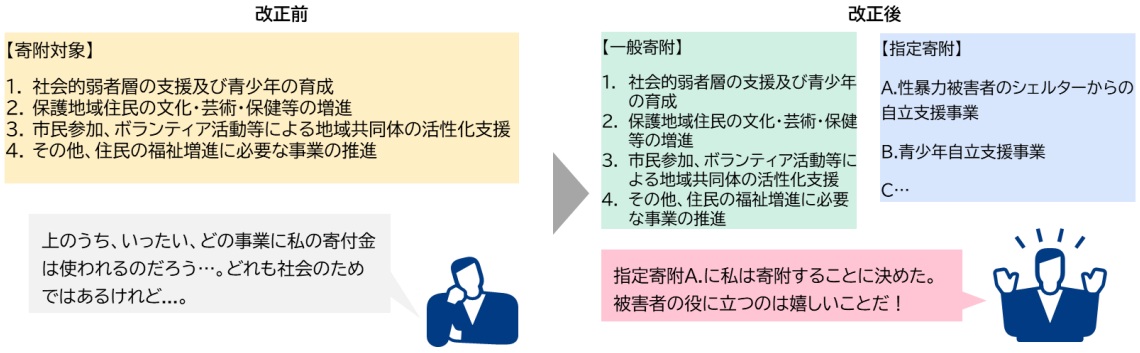


図 2-16 指定寄附制度の導入による寄附者の意識の変化イメージ

この法改正により、故郷愛寄附制度に則って寄附をする者は、一般寄附と指定寄附の 2 通りから、寄附を選択することができる。ただし、現状において、一般寄附と指定寄附の間に、寄附者に対する税制優遇の差はない。

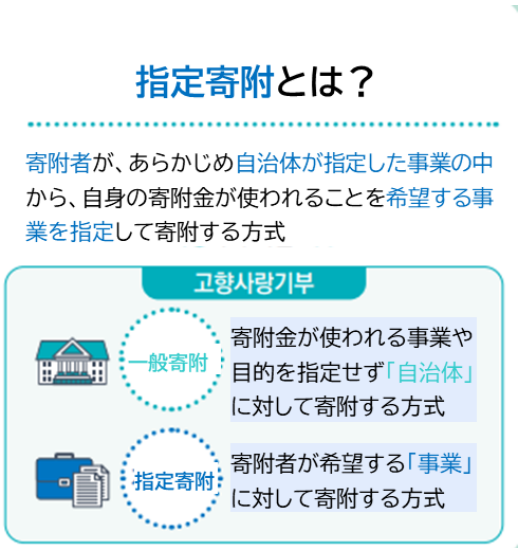


図 2-17 韓国故郷愛寄附制度の指定寄附とは[67]

多くの寄附を集め、注目される自治体では、指定寄附事業の企画力、マーケティング力が発揮され、魅力ある GCF 事業がいくつか生み出されている。主な指定寄附の良好事例を表 2-37 に示す。

[67] 行政安全部「故郷愛寄附制」(パンフレット)、https://www.mois.go.kr/cmm/fms/FileDown.do?atchFileId=FILE_00138663s0f1hrb&fileSn=0

表 2-37 韓国の主な指定寄附（GCF）の良好事例

実施自治体	GCF テーマ・概要
大田広域市中区	【性暴力被害者のシェルターからの自立支援事業】 • 募集期間：2024 年 12 月～2025 年 12 月 • 募集内容：シェルターからの自立を目指す者に対する支援事業 • 目標額：1500 万ウォン（1 名あたり500 万ウォン×3 人） 目標額の 105％の寄附を達成
大田広域市中区	【青少年自立支援事業】 • 募集期間：2024 年 12 月～2025 年 12 月 • 募集内容：児童福祉施設などでの保護期間満了から 5 年以内の青少年に対する住居・医療・教育支援を行う事業 • 目標額：4800 万ウォン（1 名あたり 80 万ウォン×60 名） 目標額の 100％の寄附を達成
全羅南道	【国立医科大学付属病院設立支援事業】 • 募集期間：2026 年～2035 年（10 年間） • 事業内容：国立大学病院（木浦大学・順天大学「統合大学国立医科大学」）設立費用の支援 • 目標額：総額 500 億ウォン（年間 50 億ウォン） • 特色：地域の NPO 団体も協力する体制を構築 現在も募集実施中

（6）寄附文化の背景の差

寄附・ボランティア文化研究の専門家である光云大の鄭教授によれば、故郷愛寄附制度導入以前より、寄附の動機は市民としての責任・公共性、不遇な隣人を支援すべきと感じる心、利他による幸福感の順であり、故郷愛寄附制度導入後の調査でも、寄附の動機は大きく変わっていないという。

NPO 法人 Beautiful Foundation の年次調査、「Giving Korea2024」[68]によれば、2023 年すなわち故郷愛寄附制度導入後の寄附動機は、市民としての責任・公共性（32.1％）、共感（不遇な隣人を支援すべきと感じる心）（28.1％）、利他による幸福（20.9％）、恩返しの思い（8.9％）、寄附金税制のメリット（7.5％）の順で、節税を目的として寄附をするとの回答は少数であった。（図 2-18 を参照）

「Giving Korea2024」では、韓国の寄附文化の社会的背景・傾向について、以下のように分析を加えている。

- ✓ 2017 年以降、韓国の寄附動機は「共感（不遇な隣人を支援すべきと感じる心）」中心から「社会的責任感」中心へとシフトしており、寄附を「社会の一員としての責任」と捉える認識が強まっている。

[68] Giving Korea 2024, https://research.beautifulfund.org/22208/
調査実施方法：韓国ギャラップパネルのオンラインパネルをサンプリングフレームに用いたウェブ調査。18 歳以上の成人 2,500 人からの無作為抽出。実施時期：2024 年 6 月。

- ✓ 近年は、MZ 世代（現在 15 歳～45 歳）/アルファ世代（現在 0 歳～15 歳）の台頭などを背景に、自らが関心を持つテーマに対して、自ら時期や対象を選び、社会変化・インパクトを志向する「自己主導的な寄附者」が増えている。
- ✓ 寄附行動には利他的動機がより強く関係し、とりわけ「社会的責任意識」を重要な関連要因として位置づけることができる。

また、鄭教授らの見方によれば、この背景には「現場の小粒な課題を政府が効率的に解決することはできない」という効率性の議論に加え、「政府がすべての課題を解決できるわけがない」という政府への一定の不信感がある一方で、集団主義的なボランティア参加の仕組み、ボランティア参加を加点対象とする学校成績・入試等の制度なども寄附・ボランティアを促しているとの分析である。



図 2-18 Giving Korea 調査による個人寄附の動機の推移

（7）首都圏への財政負担偏重に係る議論

文献調査でも確認できているとおり、韓国の故郷愛寄附制度に沿った寄附金の流れは、首都圏から非首都圏へ、人口非減少地域から人口減少地域へと確実に移転している。こうした中、寄附に対する税額控除の原資の約90%が国税から賄われているという点（前述の表 2-25 などを参照）は、首都ソウル市が寄附金の流出を必ずしも大きな課題として認識していないことの背景にある。

ソウル市はむしろ、首都圏と地方の財政格差問題に関して、すでにソウル市に対して過度に差別的ともみられる多種類の財政調整措置に対して課題意識を有している。

たとえば、ソウル市にのみ不交付の地方交付税制度のほか、地方消費税、地方相生発展基金、総合不動産税、国家補助金の補助率差などの財政調整措置に対して、これらがソウル市の福祉財源や首都

機能維持財源の不足を招くとして危機感を持っている。たとえば、2025 年 12 月には「地方教育財政交付金法」改正を国に対し建議する件が市議会で可決されている。

ただし、ソウル市は東京都とは異なり、故郷愛寄附制度に参加しており、地域の福祉に資するなど目的が法に定められている故郷愛寄附制度に対しては、もし企業版故郷愛寄附制度ができれば、企業からの寄附をソウル市は惹きつけられるのではないかとの期待を持つ立場である。

表 2-38 に、首都圏に対して不利な主な財政調整措置の内容について整理した。

表 2-38 首都圏に対して不利な、主な財政調整措置[69]

主な財政調整措置	概要
地方交付税	日本と同様の仕組みだが、普通交付税、特別交付税、不動産交付税、消防安全交付税などに分類されている。ソウル市だけがすべての交付税の不交付団体である。なお、故郷愛寄附による自治体の歳入増分は、基準財政収入に計上されないが、財政流出分もまた基準財政支出には計上されない。
地方消費税	国税である付加価値税の一定割合を財源として地方自治体に配分する地方消費税制度を 2010 年より導入。首都圏の年間税収の約 37%（約 2.6 兆ウォン）を、その他自治体に配分（2024 年時点）
地方相生発展基金	首都圏であるソウル市、仁川市、京畿道が、首都圏の規制緩和に伴う開発利益を基金に出捐し、首都圏以外に財政移転することで地域相生発展を図る目的で 2010 年より新設。ソウル市が出捐金のうち約45%を負担。2029 年までの時限措置。
総合不動産税	不動産の保有価値が一定以上（土地＋住宅の公示価格 9 億ウォン超など）の高額資産保有者に対し、基準超過分について課される国税。地方税である財産税に加えて追加的に課される。土地・住宅の価格が高いソウル市など首都圏の不動産が事実上対象となることが多い。同一資産に対する国税・地方税の二重課税として法律家の間でも批判がある。
国家補助金の補助率格差	国家補助事業における国庫補助率に自治体ごとの差をつける制度で、2008 年より導入。ソウル市だけが他自治体に比べ国庫補助率が低く設定されている。一例として、民生消費クーポン事業では、ソウル市だけが75%補助であり、それ以外の自治体は 90%補助を受ける。地方間の衡平性が損なわれているとソウル市は国に是正を求める案を建議予定。

[69] ソウル市ヒアリング及び「第 25 回日韓内政関係者セミナー「財政格差の緩和に向けた地方税・地方交付税制度の運営」韓国行政安全部資料、「地方教育財政交付金法」改正要求建議案審査報告書、ソウル市議会教育委員会、2025 年 12 月 18 日、https://ms.smc.seoul.kr/attach/record/SEOUL/appendix/a11/A0070781.pdf?time=20260218121355、リュ・ヨンア「地方財政調整制度の現状と課題、地方交付税を中心に」国会立法調査処、2023/11、https://dl.nanet.go.kr/detail/MONO12023000064626

主な財政調整措置	概要
教育財政の強制的移転率格差	現行の地方教育財政交付金法により、ソウル市だけが、市税総額の10%を国の教育財政に対し強制的に移転する仕組み。他地域（広域市・京畿道は5%、その他道は3.6%）と著しい負担格差が生じているとして、国に是正を求める案を建議予定。

2.5.5 韓国現地調査で得られた示唆

ここでは、日本のふるさと納税制度への示唆として、ふるさと納税制度の段階的廃止を検討しようとする際、あるいは、健全な寄附制度へと方向転換していこうとする際に参考となる手法について整理する。

故郷愛寄附制度の導入から丸 3 年が経過した韓国では、今後懸念される返礼品競争の過熱から脱却する寄附インセンティブの在り方の検討が開始されている。特に、法に定められた故郷愛寄附制度の理念に立ち返っての、寄附の使途の適正な公開や、寄附先を消滅危機自治体に限る等、専門家のアイディアは今後検討が進む可能性があり、日本での寄附制度の在り方を考える上での参考となると考えられる。

表 2-39 に、韓国の故郷愛寄附金法に示された3つの理念に照らした具体的な寄附制度の是正の方向性と期待効果やすでに実施されている取組の状況などについて整理した。

表 2-39 健全な寄附制度への是正に向けた方向性・取組状況

視点	インタビューで確認された方向性	備考（期待効果・取り組み事例等）
法に定める「地域均衡発展」の理念との整合	• 寄附先を人口減少/消滅危機自治体に限定（鄭教授）	過去に議員立法提案に含まれていた
	• 寄附先から広域市等の大都市を除外する（鄭教授）	研究報告書等に案としての記述あり
法に定める「健全な寄附文化醸成」の理念との整合	• （一定規模の自治体について）指定寄附制度（GCF）による寄附の活性化（段階的義務付け） • 寄附金の使途の公開義務付け（大田市中区ほか）	• 用途を定めない一般寄附に比べ、指定寄附（GCF）は、使途の選択意識・透明性を高め、寄附者の納得感・貢献意識を高めることにつながる • GCF 企画により、自治体の企画力・自律力を高めることも期待できる
	• 返礼品に依存しない寄附インセンティブの設計（大田市中区、全羅南道、鄭教授ほか）	• 地方出身者を対象としたコミュニティの形成を基盤として寄附につなげる取組（全羅南道）や、名誉市民認定（済

視点	インタビューで確認された方向性	備考（期待効果・取り組み事例等）
		州島、大田市中区）、寄附金利用状況の定期報告（済州島）等の良好事例がすでに生まれている
法に定める「地方分権」の理念との整合	• （一定条件下での）一般会計からの運用費支出の制限・禁止（大田市中区ほか）	• 現在は禁止規定なし。一般会計からの運用費を拠出してまでの寄附募集は、地方自治体の財政の脆弱化につながり地方の力を削ぐ懸念があり、制限・禁止などが必要か

これらの中でも、寄附先を人口減少・消滅危機自治体に限定すべきとの議論や、寄附先から広域市等の大都市を除外すべきとの議論は、過去に議員立法や研究者の論文等でも述べられているところである。主な論点、主張について表 2-40 に整理して示す。

表 2-40 寄附先の限定に関する議論・主張

論点	主な観点・主張
故郷愛寄附制度の寄附先は、人口減少/消滅危機自治体に限定すべきである	2023 年 1 月 1 日より施行される故郷愛寄附法では、募金先が全国すべての自治体に拡大されたことで、消滅危機に瀕した地方の中小都市を救う財源を確保するという当初の趣旨から大きく外れたとの批判があり、行政安全部が告示で指定する「人口減少地域」に属する基礎自治体に限定すべきと主張[70]。 ➢ 国会会期終了に伴い廃案
	寄附者を「主たる所在地が当該自治体にない法人・団体」に拡大すること、及び、寄附先を「人口減少地域に限定して寄附の活性化を図る」べき、と主張。ソウル市等の大都市については受け入れ寄附額の一部を管轄区域内の脆弱自治体に移転させることを許容すること等を提案[71]。 ➢ 国会会期終了に伴い廃案
故郷愛寄附制度の寄附先からは広域市等の大都市を除外すべきである	地域均衡発展の観点から見れば、（寄附制度の対象地域は）都市ではなく農村等の地方に限定する必要がある、と主張。ただし、日本の例を引き、都市であってもふるさと納税制度によって税収減を

[70] 故郷愛寄附金に関する法律一部改正法律案、第211980号（2022.10.28）
https://opinion.lawmaking.go.kr/gcom/nsmLmSts/out/2117980/detailRP
[71] 故郷愛寄附金に関する法律一部改正法律案、第2210056号（2025.4.23）
https://opinion.lawmaking.go.kr/gcom/nsmLmSts/out/2210056/detailRP

論点	主な観点・主張
	被っている 23 区のような基礎自治体については別途の配慮の必要がある、としている[72]。

2.6 その他諸外国の制度・論点

2.6.1 遺贈寄附について（英国等）

「スポット調査国」として位置づけた英国については、遺贈寄附に着目して文献調査を行った。「遺贈寄附」とは、亡くなった個人の遺言によってその個人の財産を、または相続財産を、NPO 法人等に譲渡（贈与）することである。英国は遺贈寄附が盛んな国として知られており、遺贈寄附市場は 2024 年に約 45 億ポンド（約 9,500 億円）となっており（Legacy Futures, 2025[73]）、個人による寄附額（40.7 億ポンド、P9 参照）を上回る額である。盛んな遺贈寄附を支える要因は様々に考えられるが、制度的特徴として、遺贈寄附は全額が寄附控除対象になるうえ、遺産の 10％以上を寄附した場合、寄附をした分以外の遺産（残余部分）にかかる税率が 40％から 36％に引き下げられる点が挙げられる。その他の特徴として、「寄付白書 2025」[74]では、英国の遺贈寄附が盛んな背景として次の3点を挙げている。すなわち、①文化的な寄附慣習の浸透②専門機関によるエビデンスに基づく広報・教育活動（例：財団による遺贈に関する「前向きな」活動[75]）③オンライン遺言書作成サービス[76]の普及である。

このうち、制度的特徴に係る残余部分に対する税率軽減については、2011 年の税制改正にて、遺贈寄附を促進することを目的として導入された制度である（※同年には Gift Aid の拡大や少額寄附スキームの拡充なども行われており、英国政府が寄附全体の促進策を推し進めた年）。この制度について、直接に制度による因果を推定した文献は見つからないが、遺贈寄附促進に一定程度の効果をもたらし、近年の英国の遺贈寄附の大きさに寄与していると考えられる（図 2-19 も参照）。また、本制度は閾値の 10％周辺で bunching（集群）を生じさせ、個人の意思決定に（しばしば好ましくない）影響を及ぼす可能性があるが、寄附促進の観点からは一定程度の効果があると考えられる。

遺贈寄附に限らず、寄附の残余部分にも恩恵をもたらす制度設計は、本調査の範囲では類似事例は見つからなかった。bunching など丁寧な検討を要する課題は多いが、大きな寄附促進効果を持つと考えられるため、寄附金制度一般に取り入れる参考となるかもしれない。

なお、日本でも近年遺贈寄附が増加しつつあるが（寄付白書 2025[77]）、以下の課題があり、体制整

[72] チョ・ジェウク、地域均衡発展の政治経済-故郷税導入の実効性に関する批判的検討」2019、地域産業研究、第 42 巻第 3 号、https://www.kyungnam.ac.kr/sites/riim/down/03_05_72/02.pdf

[73] Legacy Futures, Legacy Giving Report 2025, https://www.legacyfutures.com/resources/the-legacy-giving-report-2025/（2026 年 3 月 16日最終閲覧）

[74] 寄付白書発行研究会.『寄付白書 2025』. 日本ファンドレイジング協会,

[75] Remember A Charity, Legacy Festival 2026 ,https://www.rememberacharity.org.uk/about-us/legacy-festival（2026 年 3 月 16日最終閲覧）

[76] Co-op Legal Services,Making a Will, https://www.co-oplegalservices.co.uk/making-a-will/

[77] 前掲書.

備や政策面での後押しが求められる。第 1 に、両国とも相続税が非課税となるが、「遺贈は資産金額から控除」することが明確に定められている英国[78]に対して、日本は「公益を目的とする事業に使われることが確実なもの」であることが求められる[79]など、制度が厳格であることに課題がある。第 2 に、地域の受け入れ体制、相談窓口、専門家が不足しており、認知も十分でないことも課題である。休眠預金の発生の一因でもある遺贈行動において、寄附を通じて資金を循環させることは今後の日本において重要性が高まると考えられる。今後は、NPO 法人の認定緩和などの個人寄附の拡充策と合わせて、遺贈寄附の体制整備や制度整備（緩和）を行うことが重要である。その際、英国における広報・教育活動や、オンラインサービスの設計は参考になると考えられる。残余部分への恩恵措置の検討も一案である。

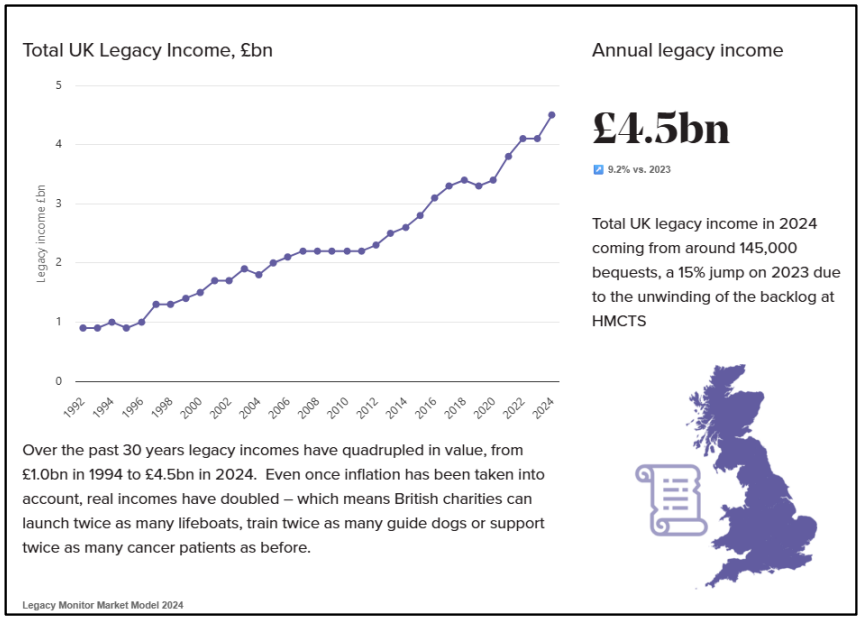


図 2-19 英国における遺贈寄附総額の年次推移

出所）Legacy Futures, Legacy Giving Report 2025, https://www.legacyfutures.com/resources/the-legacy-giving-report-2025/（2026 年 3 月 16日最終閲覧）

2.6.2 政府間財政調整について（ドイツ等）

日本において「ふるさと納税」の段階的廃止を検討する際、既存の制度により「恩恵」を受けている自治体からの反発が予想される。こうした自治体間の合意形成に向けて、税制の観点から諸外国の政府間財政調整の事例を調査し、日本において今後採りうる方策を検討した。

（1）諸外国事例

まず「スポット調査国」として位置づけたドイツについて、政府間調整に着目して文献調査を行った。

[78] Gov. UK, Tax relief when you donate to a charity, https://www.gov.uk/donating-to-charity/leaving-gifts-to-charity-in-your-will（2026 年 3 月 16日最終閲覧）
[79] 国税庁，相続税がかからない財産，https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4108.htm（2026 年 3 月 16日最終閲覧）

ドイツでは伝統的に水平的財政調整スキームが用いられてきたが、財政安定化の必要や裕福な州からの不満に対応して、2020 年に代表的な水平的財政調整スキームを廃止し、垂直的財政調整スキームが拡充された。後者は財政需要と財政収入の差額補填を実施する点で日本の地方交付税制度に類似しており、日本においても地方交付税を用いて財政調整を行うことについての示唆を得た。なお、ドイツにおいてこの制度変更に至るまでの合意形成上の様々な障壁も文献に記録されている[80]。制度変更に関する歴史的変遷については、平川ほか(2009)[81]や渡辺(2018)[82]に詳しい。

次に、他方の「スポット調査国」として位置づけた英国、及び関連する事例を有するオーストラリアを調査した。表 2-41 の通り、これらの国では、一部地域・自治体への財政的なショックを伴いうる制度変更に際して、激変緩和と財政計画の予測可能性を目的とした財政調整措置を講じた経験を有している。

表 2-41 地域間合意を見据えた諸外国の財政調整の事例

	英国(ビジネス・レート留保スキーム改革)※1,2	オーストラリア(GST 配分改革)※3
制度変更概要	2026/27 年度からの「公正な資金配分レビュー(Fair Funding Review)」実施に伴う、基準財政需要(needs assessment)と資金配分基礎額(Baseline Funding Level)の 13 年ぶりの全面的な見直し。	2018 年法改正による、均等化ベンチマークの変更(「全州平均」から「NSW 州・VIC 州の財政力が強い方」へ)、GST(消費税)配分率下限(フロア)の導入、及び連邦による恒久的な追加拠出。
主な経過措置	・資金配分変更の段階的実施:変更影響額を単年度で適用せず、3 年間(2026-2029)に分割して導入。 ・セーフティネット強化:保証水準を一時的に引き上げ(通常 92.5%→初年度 100%→次年度 97%)。	・No Worse Off Guarantee:新制度での配分額が旧制度を下回る場合、その差額を連邦政府が追加で補填する補償措置。 ・期間延長:当初の計画より延長され、2029-30 年まで適用。
導入の背景	前回のニーズ評価から長期間(13 年)が経過しており、急激な歳入変動が懸念されるため。	資源ブームによる配分の乱高下(特に西オーストラリア州)への対処と、制度変更による敗者を出さずに合意を得るため。
共通する考え方	「急激な変動(ショック)の回避」と「財政計画の予測可能性(Predictability)」を最優先とし、中央政府が一定期間リスクを吸収または緩和する仕組みを採用している。	

出所)
※1) Department for Communities and Local Government , Business rates retention scheme: The Safety Net and Levy A Statement of Intent,https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5a79cd81e5274a684690c34c/2146277.pdf (2026 年 3 月 16日最終閲覧)
※2) House Of Commons Library, Reviewing and reforming business rates,https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-7538/CBP-7538.pdf (2026 年 3 月 16日最終閲覧)
※3) Australian Government, GST distribution reforms Issues paper, https://assets.pc.gov.au/2025-11/gst-reforms-issues.pdf?VersionId=YQP9pGfxnDPTIkkKhn48nGko5OncLRWw (2026 年 3 月 16日最終閲覧)

[80] Bury, Y., & Feld, L. P. (2023, August). Fiscal federalism in Germany. In The forum of federations handbook of fiscal federalism (pp. 159-211). Cham: Springer International Publishing.
[81] 平川, 伸一, 和佐, 健介, 加藤, 千鶴, 御園, 一, 龍岡, 資隆, 大森, 真人, 渡部, 大, 高畑, 純一郎, & 片岡, 拓也. (2009). 財政調整制度と地方自治体の財政規律に関する国際比較 (PRI Discussion Paper Series, No. 09A-07). 財務省財務総合政策研究所研究部.
[82] 渡辺, 富久子. (2018). *ドイツにおける財政調整制度の改革―州間財政調整の縮小と連邦交付金の拡大―. 外国の立法*, (278), 15-32

（2）日本への示唆（「ふるさと納税」の段階的廃止に向けた地方交付税の活用）

「ふるさと納税」制度の問題点の一つとして、地方交付税による調整を通じた財政制度の歪みが様々な観点から指摘されている（伊藤，2022[83]；橋本・鈴木，2016[84]など）。本調査ではこのうち、「ふるさと納税」収入額の基準財政収入額への不算入の問題に焦点を当て、「ふるさと納税」の段階的縮小・廃止に合わせて、ふるさと納税の受入額を地方交付税の基準財政収入額に算入する方法について、他自治体との関係性を重視しながら検討した。

実施を検討したい内容は、【ふるさと納税の受入額の地方交付税の基準財政収入額への段階的算入】である。目的の一つは、交付団体が積極的にふるさと納税を呼びかけるインセンティブを抑制し、段階的縮小・廃止に向けた自治体間の合意をサポートすること、そして、実態に即した財政力測定を実現し、地方交付税の財源を確保しつつ適正に利用することにある。

段階的算入の実施にあたり、考えられる懸念と対応策を以下に示す。第 1 に考えられる懸念としては、ふるさと納税の受入額は年による変動割合が大きく、地方の財源の安定性を損なう可能性があることである。この懸念に対しては、諸外国の事例に倣い激変緩和が必要となるため、まず、受入額として、過去数年の外れ値を除いた平均値等からなる標準額を採用（データを参照しつつ要精査）する。次に、算入率を受入額で段階化（例：一定額までは算入 0%、超過分は累進的に算入率を引き上げ）し、実態に応じた変動を担保する。長期的には、算入率を年次で段階化（逓増）するとともに、廃止までのスケジュールを明示することで、自治体が中長期的な廃止に向けた方策を実施できるような体制を準備し、財政計画の予測可能性を担保することが有効であると考えられる。

第 2 の懸念としては、本施策は、不交付団体がふるさと納税を受け入れるインセンティブ抑制にはならないことにある。不交付団体は現状では「ふるさと納税」を促進するインセンティブが大きくないと考えられるが、本スキームの導入による「出し抜き」を抑止するために、返礼品・広告等に対する上限規制・モニタリングを強化する必要がある。

第 3 の懸念としては、不交付団体の減収額の補填の問題が残存する点にある。これに対しては、地方特例交付金等によって国が一部を補填することが考えられる[85]。ただし、受入額の算入率の逓増に合わせて補填割合を逓減することが望ましい。

[83] 伊藤敏安，(2022)．ふるさと納税は地方交付税をどれほど棄損しているか?．*修道法学*，*44*(2)，31-51.
[84] 橋本恭之，& 鈴木善充．(2016)．ふるさと納税制度の現状と課題．*会計検査研究*，*54*，13-38.
[85] 同様の議論は特別区長会による「不合理な税制改正に対する特別区の主張（令和 7 年度版）」でも行われている。（https://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/pdf/shucho/r07_shucho.pdf） 2026 年 1 月 13 日最終閲覧

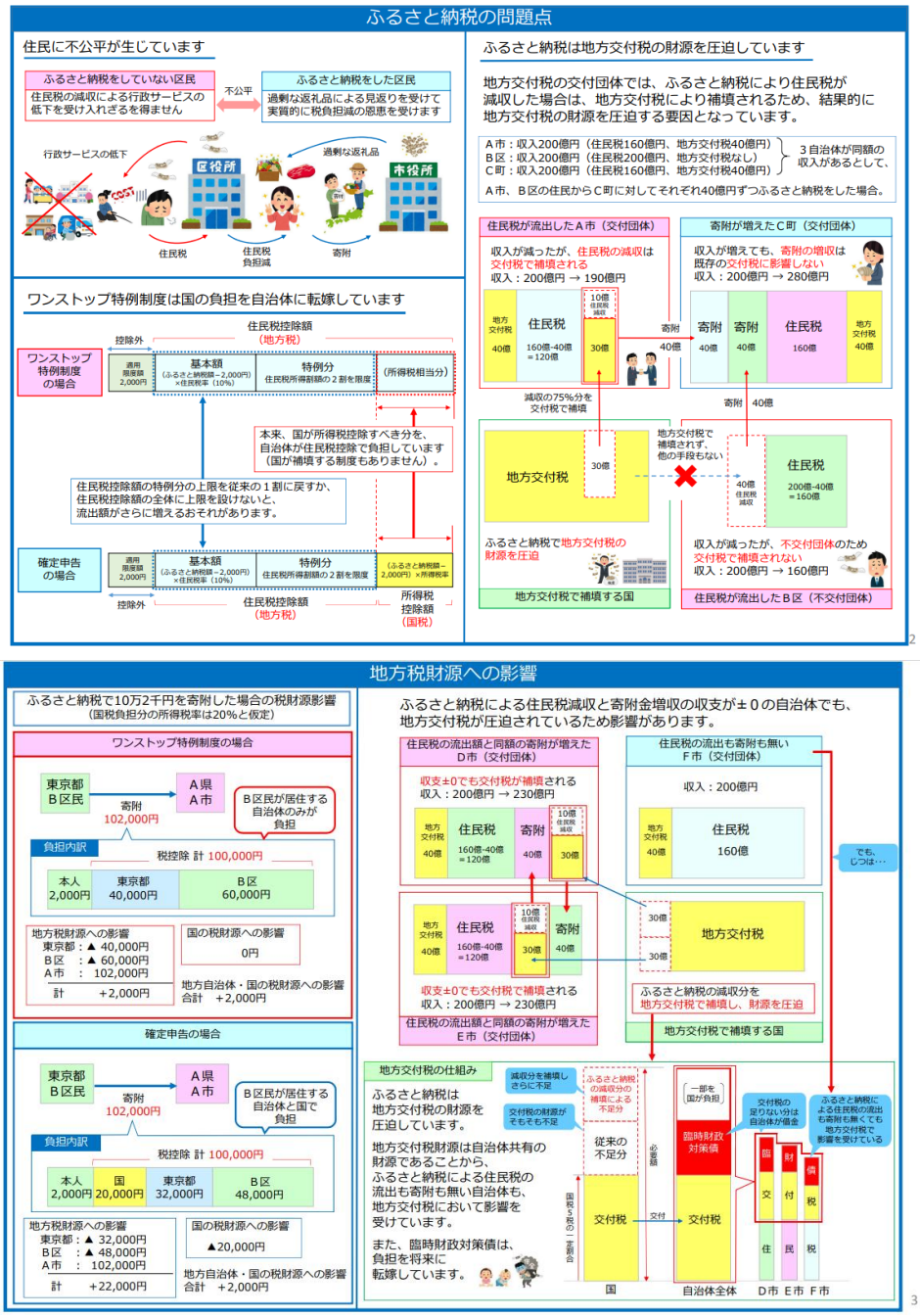


図 2-20 ふるさと納税と地方交付税

出所）特別区長会，不合理な税制改正等に関する要望，https://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/pdf/shucho/h30_hugouri02.pdf?_1905（2026 年 3 月 16 日最終閲覧）

3. 都民の「ふるさと納税」利用の実態調査

3.1 都民の「ふるさと納税」利用の実態調査全体像

3.1.1 調査目的

都民の「ふるさと納税」の利用実態把握とともに、「ふるさと納税」廃止に向けた方針や、廃止後も継続して寄附を行ってもらうために必要な取組を明らかにするため、インターネットアンケート調査を実施した。具体的な調査目的は、以下の 3 点である。

第 1 に、都民の「ふるさと納税」の利用実態を把握することである。「ふるさと納税」における寄附金額や寄附先、「ふるさと納税」を利用する目的、課題意識などの基礎的な情報を明らかにする。

第 2 に、「ふるさと納税」に関する課題情報を提示することによる意識・行動変容の効果を検証することである。「ふるさと納税」が広く利用されている現状の背景には、「ふるさと納税」が抱える課題に関する情報が十分に認知されていないことも一因として考えられる。そのため、「ふるさと納税」の利用を抑制する手段として、課題に関する情報発信が一定程度有効である可能性がある。本調査では、RCT（ランダム化比較試験）の手法を用いて、「ふるさと納税」に関する課題情報を提示した場合の回答傾向について、処置群と対照群の差を比較することで、情報発信の有用性に関する示唆を得る。

第 3 に、「ふるさと納税」廃止に向けて必要な示唆を得ることである。具体的には、控除額、返礼品の有無、ワンストップ特例制度の有無といった条件を変更した場合の利用意向を分析し、「ふるさと納税」廃止に向けた具体的な方向性を検討する。また、現行の寄附実態や寄附意向を踏まえ、今後の税制や寄附制度の変化を見据えつつ、都民による継続的な寄附を促すうえでの課題や、必要となる施策について検討する。

3.1.2 調査方法

2025 年 11 月から 12 月上旬にかけて調査票の設計を行い、2025 年 12 月 17 日（水）から 2025 年 12 月 23 日（火）にかけて実査を行った。なお、調査対象は、マクロミル社の登録モニターのうち、現在東京都在住のモニターである。その後、2026 年 1 月から 2026 年 3 月にかけて、集計・分析を行った。

3.2 調査設計・調査項目

調査票で設定した項目を表 3-1 に示す。スクリーニング調査は全対象者に実施し、そのうち令和 6 年度のふるさと納税実績が「有」の回答者を本調査の対象とした。なお、回答者の性別、年代、職業などの属性情報については、モニター会員の登録情報から把握可能である。

表 3-1 実態調査項目

調査区分	調査項目[86]	選択肢	設問意図・留意点
スクリーニング調査	令和６年中のふるさと納税利用実績（SA）	有/無	【設問意図】 回答者が本アンケートの対象者に該当するかのスクリーニングのために設定
スクリーニング調査	ふるさと納税以外の寄附実績（SA）	有/無	【設問意図】 ふるさと納税以外の寄附利用動向を把握
スクリーニング調査	ふるさと納税以外の寄附を実施した動機（MA）	社会の役に立ちたいと思ったから/町内会・自治会の活動の一環として/職場の取組の一環として/知人や同僚などからの勧め/自分や家族が関係している活動への支援/社会的に評価されるため/自分が関心のある社会問題の解決に必要だから/所得税が軽減される制度があるから/その他	
スクリーニング調査	個人所得（SA）	100 万円未満/100-200 万/200-300 万/300-400 万/400-500 万/500-600 万/600-700 万/700-800 万/800-900 万/900-1,000 万/1,000-1,500 万/1,500－2,000万/2,000万超/わからない/答えたくない	【設問意図】 所得別のふるさと納税の利用実態及び今後の利用意向の差を把握

[86] SA は単一回答（Single Answer）、MA は複数回答（Multiple Answer）をそれぞれ指す

調査区分	調査項目[86]	選択肢	設問意図・留意点
本調査	ふるさと納税の寄附金総額(SA)	1-5,000 円 /5,001-10,000 円 /10,001～30,000 円 /30,001-50,000 円/50,001 円-70,000 円/70, 001－１００，０００円/100,001-150,000 円/150,001-200,000 円/200,001-300,000 円/300,001-500,000 円 /500,001-1,000,000 円 /1,000,001 円超	【留意点】 所得別の限度額概算を提示し、回答離脱や誤回答を回避
本調査	寄附金総額の決定理由(MA)	控除額の上限額であったため/応援したい地域に対する応援度を表すため/欲しい返礼品を獲得するために必要な金額であったため/その他	【留意点】 単純集計を基本とし、自由回答(FA)についても取りまとめ
本調査	ふるさと納税に係る確定申告の有無(SA)	確定申告で申告した/ワンストップ特例制度を利用した/制度上の手続きを行っていない(申告を忘れていた など)	【設問意図】 ふるさと納税者のうちワンストップ特例制度の利用率を把握
本調査	寄附先自治体数(SA)	1/2/3/4/5/6/7/8/9/10 以上	【留意点】 ワンストップ特例利用と回答した場合は回答が 5 自治体以内となるように制御
本調査	都内の自治体へのふるさと納税経験の有無(SA)	有(現在の居住自治体)/有(現在の居住自治体以外)/無	【設問意図】 ふるさと納税者のうち、東京都に寄附を行っている層を把握
本調査	返礼品(MA)	肉/魚介・海産物/米・パン/果物・フルーツ/野菜/卵・乳製品/酒・アルコール/飲料・ドリンク/菓子・スイーツ/麺/総菜・加工品/調味料/家電製品/旅行券・チケット/雑貨・日用品/美容/装飾品・工芸品/花・観葉植物/定期便/その他	【留意点】 単純集計を基本とする

調査区分	調査項目[86]	選択肢	設問意図・留意点
本調査	返礼品が伴わない寄附の実施有無（ふるさと納税／それ以外）（MA）	実施有（災害復興に係る寄附）/実施有（その他）/実施無	【設問意図】 災害復興に係る寄附実績について把握
本調査	ふるさと納税を利用した理由、及び最も重視した理由（MA/SA）	税金の負担軽減/地元自治体の応援/家族・友人が住む自治体の支援/特定の自治体の政策・取組の支持/災害復興支援/地域の農業支援/地域の観光支援/地域産業振興支援/地域課題解決/周囲の人の勧め/返礼品が魅力的/その他	【設問意図】 MA 回答のうち、最も重視した理由を SA 形式で選ぶことで利用理由をより明確に把握
本調査	ふるさと納税先における寄附金の使途について把握しているか（SA）	すべての使い道を把握している/一部の使い道を把握している/使い道を知らない	【設問意図】 年代/所得とクロス集計を行い、回答傾向の差を把握
本調査	ふるさと納税制度の理解度と課題意識（SA）	よく理解している/どちらかといえば理解している/どちらともいえない/あまり理解していない/全く理解していない	【設問意図】 ・ふるさと納税制度に対する理解度と課題意識を把握 ・クロス集計の軸として用い、利用傾向や今後の利用意向の違いを分析
本調査	ふるさと納税制度に対する課題意識（SA）	とても課題がある/どちらかといえば課題がある/どちらともいえない/あまり課題はない/まったく課題はない	【設問意図】 ・ふるさと納税制度に対する理解度と課題意識を把握 ・クロス集計の軸として用い、利用傾向や今後の利用意向の違いを分析

調査区分	調査項目[86]	選択肢	設問意図・留意点
本調査	ふるさと納税制度における課題認知(SA マトリクス)	受益と負担の関係という地方税の原則を歪めている/見返りを求めない「寄附」とはかけ離れた利用が常態化している/寄附受入額において自治体間格差が生じている/寄附額の 5 割が返礼品等のコストとして流出している/ワンストップ特例制度により地方から国への財源の移転が生じている × 課題として知っており、自身にも関係がある/課題として知っているが自分とは無関係である/聞いたことがある/知らない	【設問意図】 ・ふるさと納税制度の課題に関する具体的な事項について、課題意識を把握
本調査	ふるさと納税の利用を周囲に勧めたいか(SA)	とても勧めたい/どちらかといえば勧めたい/どちらともいえない/どちらかといえば勧めたくない/全く勧めたくない	【留意点】 設問の前に RCT による介入を行う 【設問意図】 介入による意識変容への効果を測定する
本調査	今後もふるさと納税を利用したいと思うか(SA)	とても利用したい/どちらかといえば利用したい/どちらともいえない・現状維持/どちらかといえば利用したくない/全く利用したくない	【留意点】 設問の前に RCT による介入を行う 【設問意図】 介入による行動変容への効果を測定
本調査	ふるさと納税制度を見直した場合の利用意向(SA マトリクス)	控除額:22,000 円/16,000 円/10,000 円/4,000 円/なし 返礼品額:6,000 円/3,000 円/なし ワンストップ特例制度:なし × とても利用したい/どちらかといえば利用したい/どちらともいえない・現状維持/どちらかといえば利用したくない/全く利用したくない	【設問意図】 ふるさと納税制度の控除額、返礼品、ワンストップ特例をそれぞれ見直した場合の利用意向に与える影響を把握

調査区分	調査項目[86]	選択肢	設問意図・留意点
本調査	ふるさと納税に必要な見直し（MA）	返礼品の割合や控除の仕組みを見直して、返礼品競争を抑え「寄附」本来の形に近づける/控除額の上限を引き下げて、高所得者と低所得者の控除の差を小さくする/ワンストップ特例制度の廃止とともに、自治体の税収が減らないように補う仕組みにする/寄附先を、寄附者ではなくその居住地の自治体が指定できるようにし、自治体間の競争や格差を是正する/ふるさと納税以外の寄付金控除対象寄附金の周知/制度見直しは不要であり、今のままでよい/その他/わからない・特に意見はない	【留意点】 東京都で検討が進められている改良案を踏まえて選択肢を設定
本調査	ふるさと納税制度以外の寄附意向（SA）	とても行いたい/どちらかといえば行いたい/どちらともいえない/どちらかといえば行いたくない/全く行いたくない	【設問意図】 ふるさと納税以外の寄附制度の利用意向を把握
本調査	控除手続きを緩和した場合のふるさと納税制度以外の寄附意向（SA）	とても行いたい/どちらかといえば行いたい/どちらともいえない/どちらかといえば行いたくない/全く行いたくない	【設問意図】 控除手続きを緩和した場合に、寄附意向を示す層がどの程度いるのかを把握
本調査	寄附を行う場合に、寄附したいと思う分野	保健・医療・福祉/教育・研究/まちづくり・まちおこし 芸術・文化・スポーツ/自然・環境保全/災害救助支援 地域安全/人権・平和/国際協力・交流/子ども・青少年育成/その他	【設問意図】 ふるさと納税制度を廃止した場合に、どのジャンルへの寄附額が増加しうるかを把握

3.3 調査結果・結果の考察

3.3.1 調査票回収結果

アンケートの回収結果を表 3-2 に示す。スクリーニング調査の回答者は 48,353 名であり、そのうち「ふるさと納税」利用者は 16,805 名であった。このことから、都内在住のモニター会員におけるふるさと納税利用率は約 34.8%となる。また、本調査の回答者数を年代別に見ると、20 代が最も少なく、50 代が最も多い結果となった。

表 3-2 アンケート回収結果

		回収数
スクリーニング調査		48,353 件
	ふるさと納税経験あり	16,805 件
	ふるさと納税経験なし	31,548 件
本調査		10, 286 件[87]
	20 代	746 件
	30 代	2,035 件
	40 代	2,477 件
	50 代	2,849 件
	60 代以上	2,179 件

3.3.2 単純・クロス集計分析（抜粋）

本報告書では、本調査の結果のうち、回答者の属性や利用実態、「ふるさと納税」制度の理解度や課題意識に関する主な集計結果を記載する。なお、スクリーニング調査及び本調査の単純集計、ならびに各設問の年代別・個人所得別クロス集計については、報告書（参考）を参照されたい。

(1) 回答者属性

本調査回答者の性別構成は、男性 48.5%、女性 51.5%とほぼ同程度の比率（図 3-1 本調査回答者の性別（n=10,286）

図 3-1 本調査回答者の性別（n=10,286）

）となった。また、年代構成は 50 代が 27.7%と最も多く、次いで 40 代が 24.1%、60 代以上が 21.2%となり、30 代は 19.8%、20 代は 7.3%と若年層の構成割合は低い結果（図 3-2 本調査対

[87] 本調査の回答者数（10,286 件）とスクリーニング調査における、ふるさと納税経験あり数（16,805 件）に差異があるのは、本調査への移行時に回答離脱が発生したためである

象者の年代(n=10,286))となった。この結果は、若年層の登録者数及び回答率が低いというインターネットモニターの特性に加え、若年層はふるさと納税による控除・返礼品の恩恵が相対的に低く、特に20 代モニターには学生など所得税・住民税を本人名義で納めていない層も多く含まれていることが背景にあると考えられる。

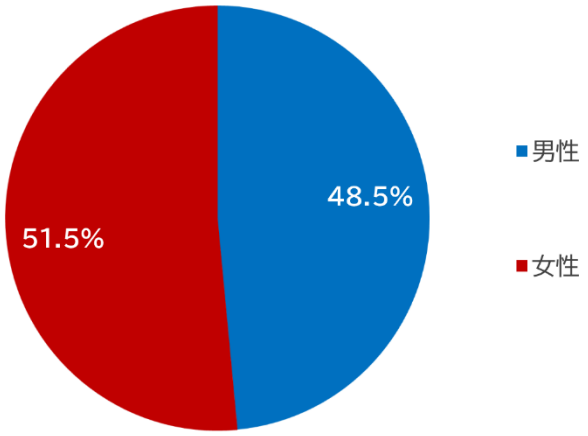


図 3-1 本調査回答者の性別(n=10,286)

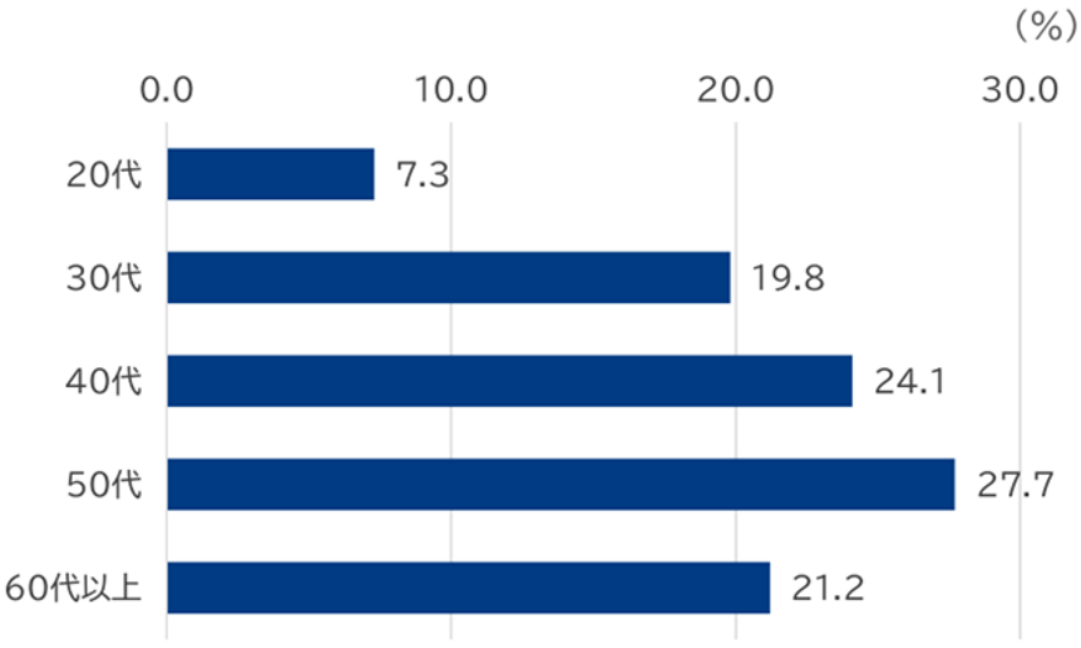


図 3-2 本調査対象者の年代(n=10,286)

本調査回答者の個人所得(図 3-3 本調査回答者の個人所得分布(n=10,236))について、「わからない」「答えたくない」と回答した層を除くと、「400 万円-500 万円未満」が 11.6%と最も多く、次い

で「500 万円-600 万円未満」が 11.2%となった。

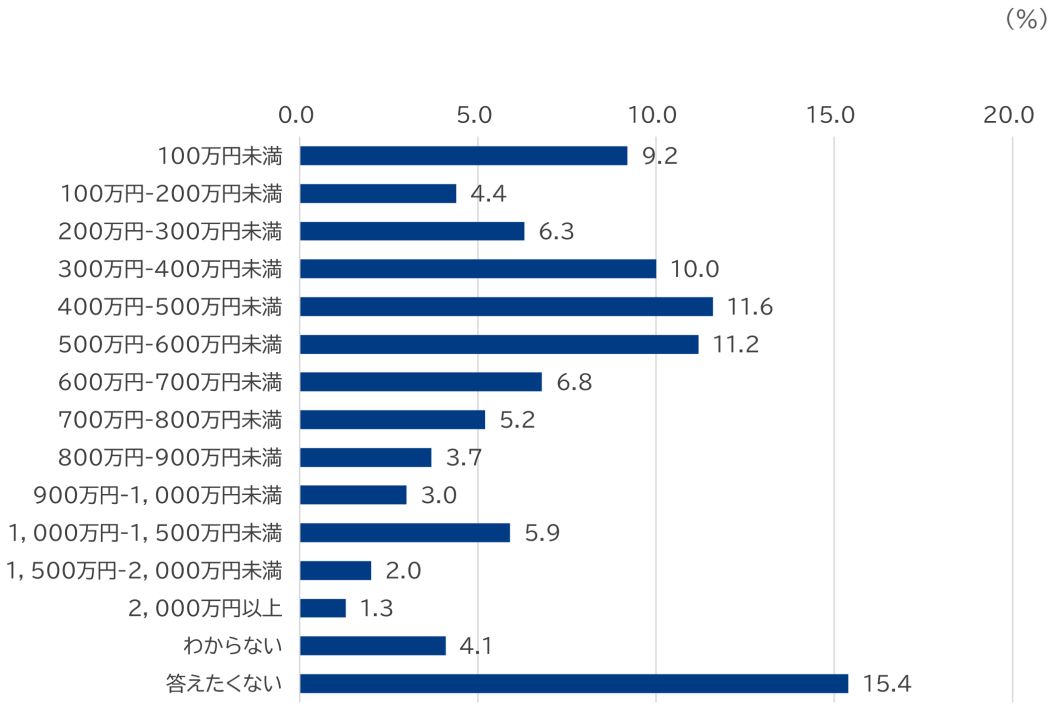


図 3-3 本調査回答者の個人所得分布(n=10,236)

(2)「ふるさと納税」の寄附額・申告方法

本調査回答者の「ふるさと納税」年間寄附額は、「10,001～30,000 円」が 22.2%ともっとも高く、次いで「30,001～50,000 円」が 19.1%、「50,001～70,000 円」が 14.6%を占めており、上位 3 項目で全体の過半数を占める結果(図 3-4)となった。これは調査回答者の個人所得分布から想定される年間控除額上限の分布とも近いため、多くの「ふるさと納税」利用者が、年間控除額上限まで「ふるさと納税」を利用していると考えられる。

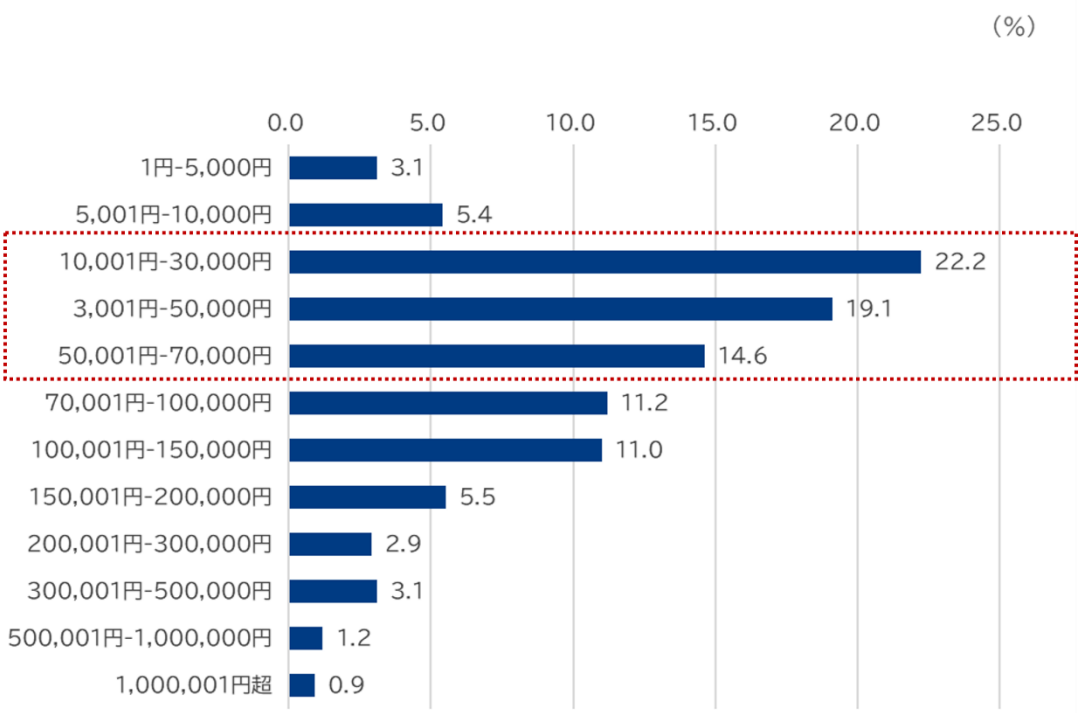


図 3-4 2024 年に行った「ふるさと納税」の寄附額(n=10,286)

「ふるさと納税」の申告方法について、「確定申告で申告した」が 51.3%、「ワンストップ特例制度を利用した」が 45.7%となり、確定申告を利用した回答者の割合がやや高い結果となった。

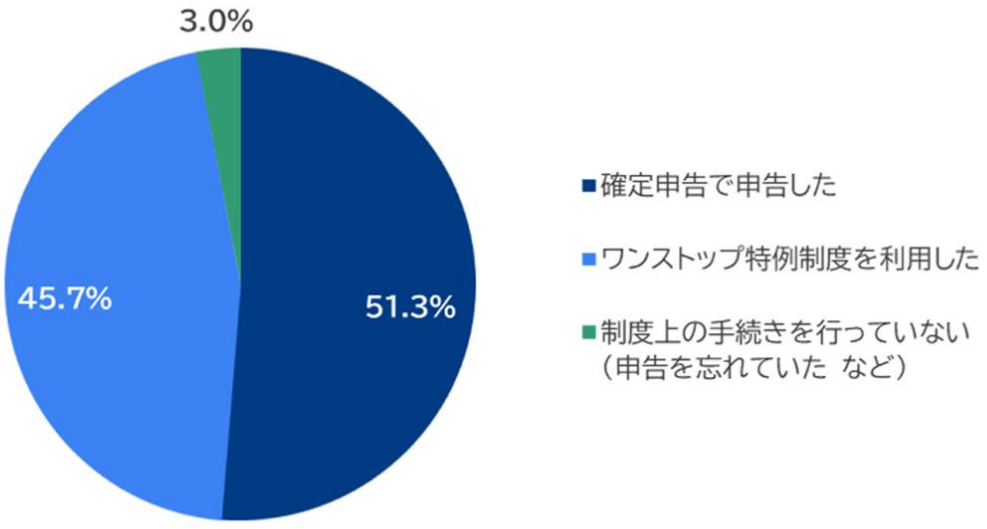


図 3-5 2024 年に行った「ふるさと納税」の申告方法(n=10,286)

(3)「ふるさと納税」の目的・制度に対する理解度・課題認識

「ふるさと納税」の目的や制度一般に対する理解度について、「よく理解している」が 12.8%、「どちらかといえば理解している」が 51.1%を占め、全体の 63.9%が「ふるさと納税」について理解していると自己評価していることが分かった(図 3-6)。

一方で、「ふるさと納税」に対する課題認識については、「どちらともいえない」と回答した割合が41.0%と最も多い結果となった。「とても課題がある」が 10.7%、「どちらかといえば課題がある」が35.0%であり、「ふるさと納税」に対し何らかの課題意識を持っている割合は 45.7%にとどまる結果となった(図 3-7)。

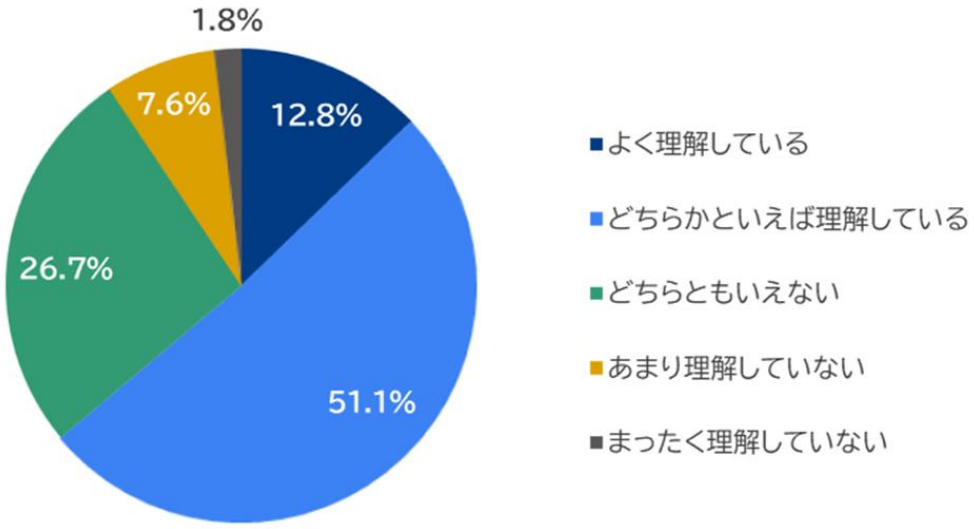


図 3-6「ふるさと納税」の目的や制度に対する理解度(n=10,286)

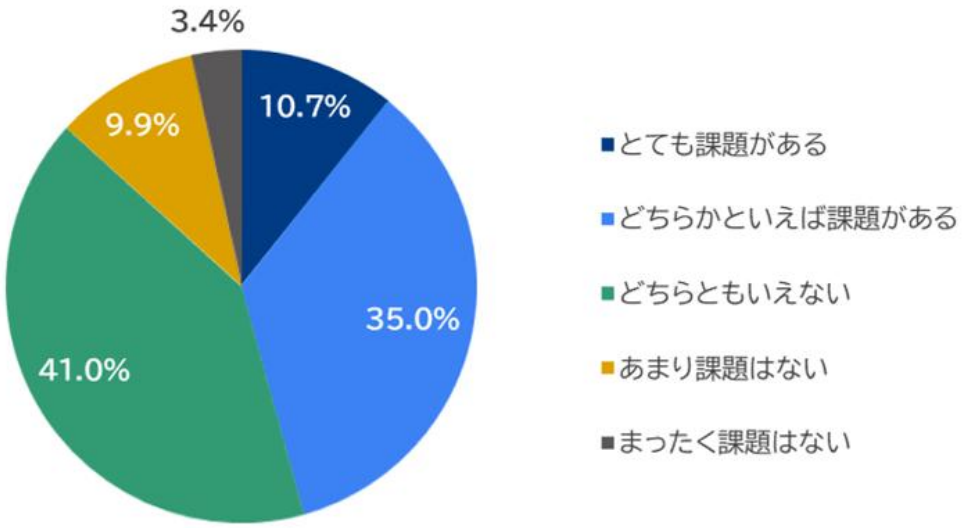


図 3-7「ふるさと納税」制度の本来の趣旨や税の公平性等の観点を踏まえた現行のふるさと納税制度に対する課題意識(n=10,286)

「ふるさと納税」の目的や制度に対する理解度と課題意識をクロス集計した結果が図 3-8 であり、「ふるさと納税」の目的・制度を理解していると回答した層については、「ふるさと納税」の課題についても認識している割合が高いことが分かった。

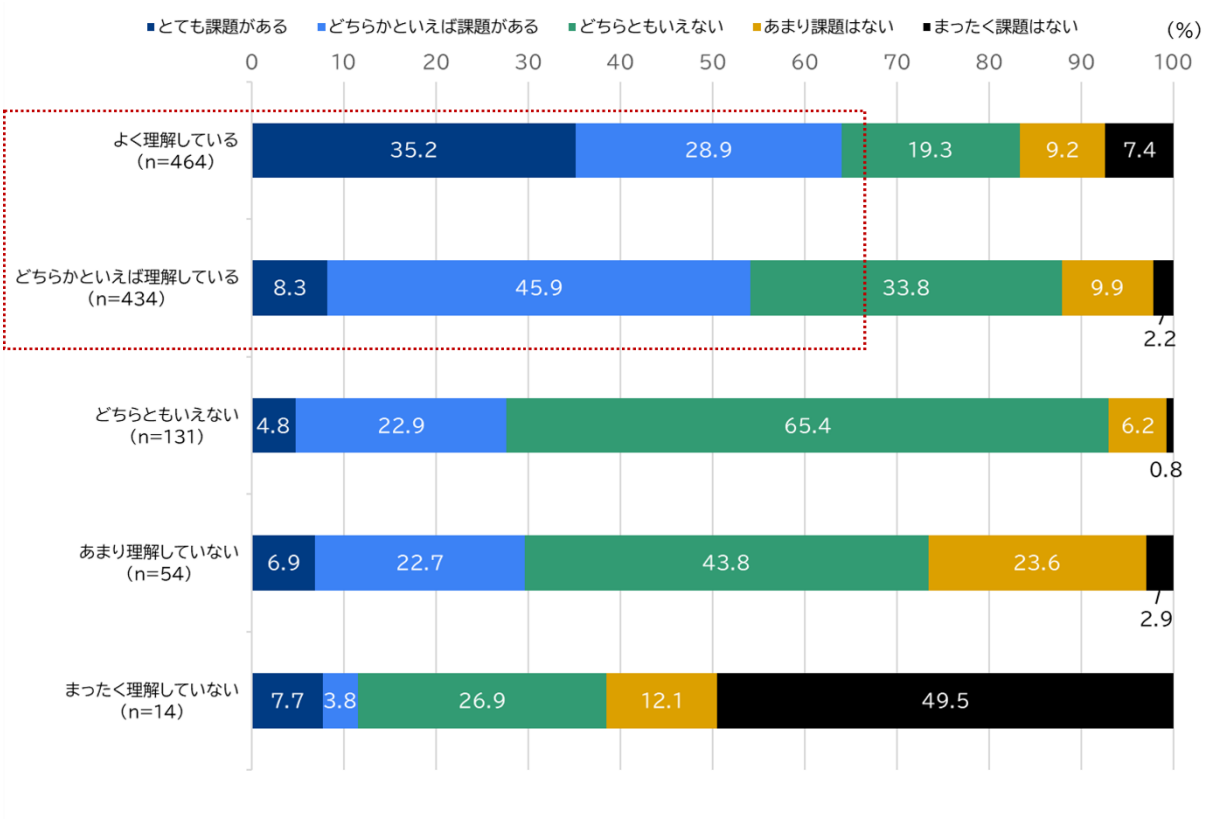


図 3-8「ふるさと納税」の目的や制度に対する理解度×ふるさと納税制度に対する課題の有無
（n=10,286）

「ふるさと納税」の課題意識を詳細に把握するために、税制・制度上の主な課題について個別に課題として認識しているかどうかを確認した（図 3-9）。見返り（返礼品）を重視した利用の常態化、寄附受け入れ自治体間での格差については、課題として知っていると回答した割合が過半数を占めたものの、地方税の原則（受益と負担の関係）の歪み、寄附額の約 5 割の民間事業者への流出、ワンストップ特例制度による地方から国への財源移転については、いずれも課題を認識している割合は半数以下にとどまった。また、いずれの課題についても、「課題として知っており、自身にも関係がある」と回答した割合は 2-3 割にとどまっており、「ふるさと納税」の課題を自分ごととして意識している層が限定的であることが分かった。

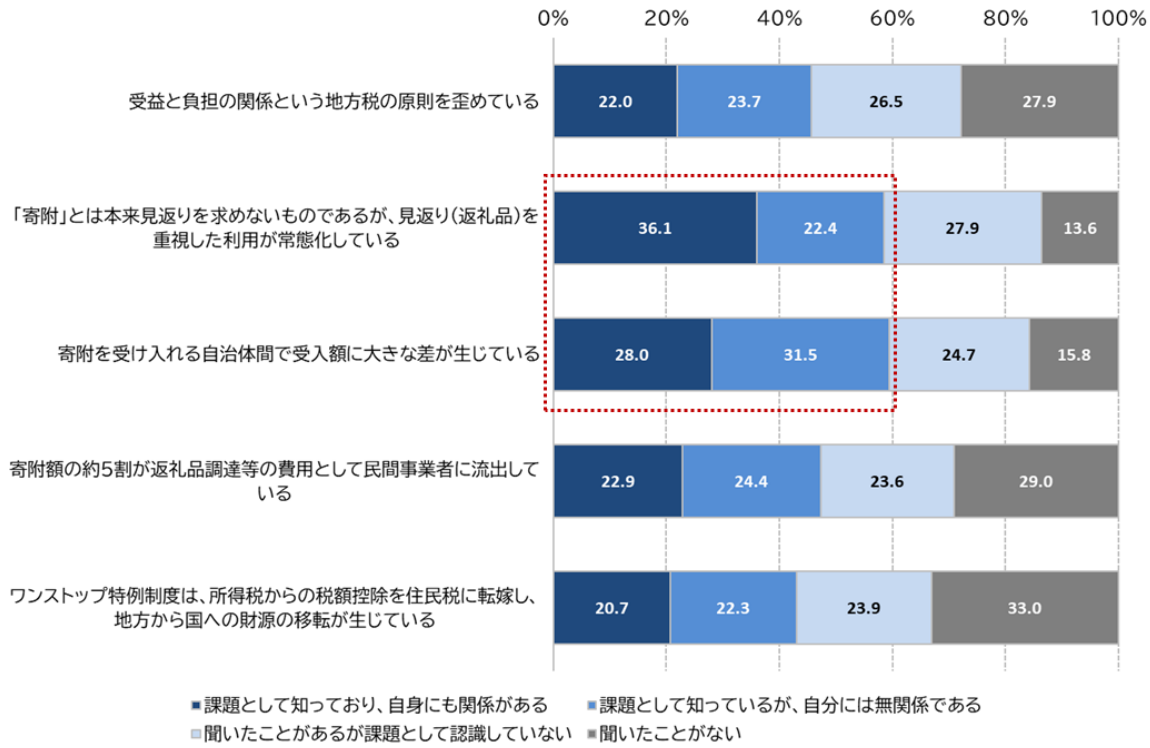


図 3-9「ふるさと納税制度」における課題認知(n=10,286)

3.3.3 ふるさと納税の課題に関する RCT(ランダム化比較試験)分析

(1) RCT(ランダム化比較試験)の概要・目的

「ふるさと納税」の廃止に当たっては、現行制度の利用者が一定の便益を受けていることから、大きな反発が生じることが予想される。このため、「ふるさと納税」利用者の意識や行動の変化を促し、制度廃止の合理性に対する理解を得ることが重要である。そこで本調査では、RCT(ランダム化比較試験)を用いて、「ふるさと納税」の課題に関する情報発信が利用者の意識や行動の変化に与える効果を測定した。RCT とは、対象者をランダムに 2 群に分け、一方の群(介入群)にのみ介入を実施し、他方の群(対照群)と比較することで、介入の効果を検証する手法である。

(2) RCT の実施方法

本調査では、年代・性別・個人所得が「ふるさと納税」に対する課題意識や利用意向に影響を及ぼす要因であると考え、これらの属性に偏りが生じないよう群分けを行った。なお、個人所得については、「300 万円未満」「300 万円以上 600 万円未満」「600 万円以上」「わからない・答えたくない」の 4 区分とした。そして、処置群にのみ「ふるさと納税」の課題に関する情報を提示したうえで、意識変容効果及び行動変容効果を測定した。具体的には、意識変容効果については、「ふるさと納税の利用を周囲に勧めたいか」という設問における「どちらかといえば勧めたくない」「全く勧めたくない」の回答割合を比較した。また、行動変容効果については、「ふるさと納税制度を利用したいと思うか」という設問における

「どちらかといえば利用したくない」「全く利用したくない」の回答割合を比較した。

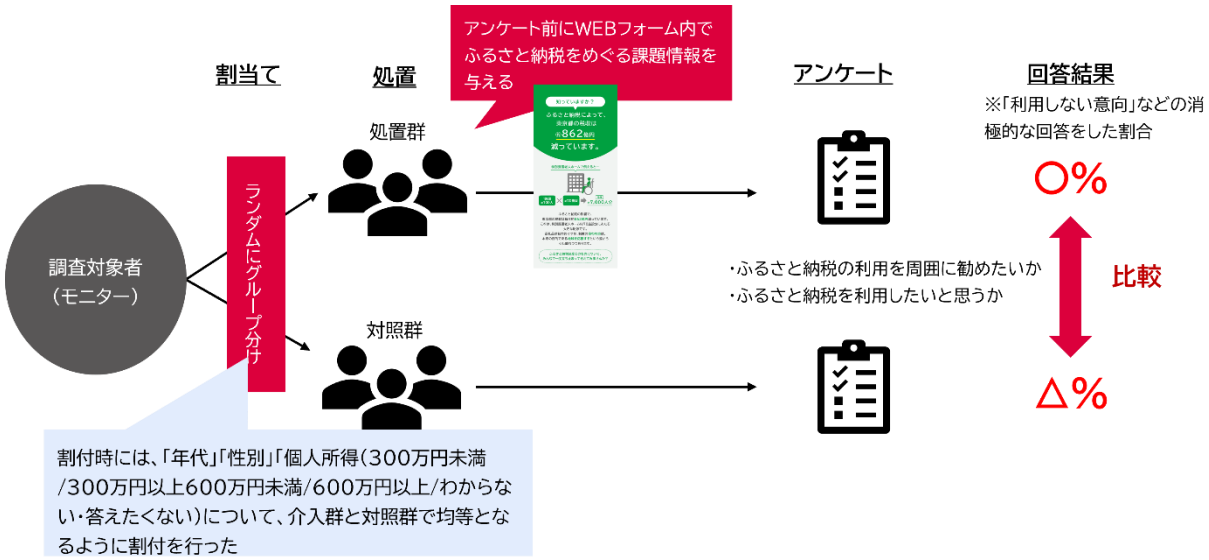


図 3-10 ランダム化比較試験（RCT）の実施イメージ

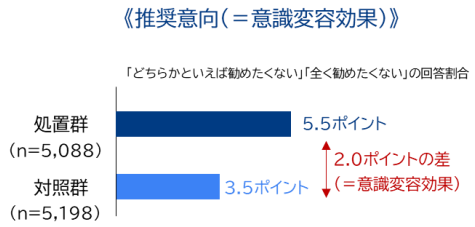
RCT における介入内容を図 3-11 に示す。これは、「ふるさと納税」によって東京都の税収が大きく減少し、その結果として行政サービスが低下することを、特別養護老人ホームの施設数に置き換えて示したものである。



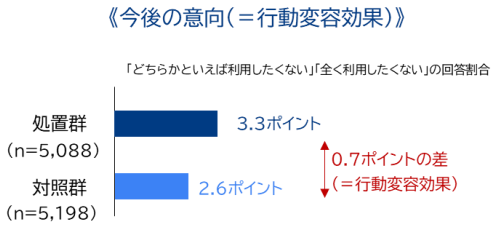
図 3-11 RCT での介入内容

（3）RCT の結果（処置群・対照群の比較）

本調査では、カイ二乗検定を用いて、各設問の回答割合について、処置群と対照群の間に統計的に有意な差があるかを検証した。意識変容効果及び行動変容効果の検証結果を図 3-12 に示す。いずれの設問についても、5%水準で統計的に有意な差が認められた。差の大きさはいずれも限定的であったが、行動変容効果（効果量：0.7 ポイント）と比べると、意識変容効果（効果量：2.0 ポイント）のほうが相対的に大きかったことが確認された。



自由度	1
カイ二乗値	24.54
p値	0.0000007



自由度	1
カイ二乗値	4.37
p値	0.037

図 3-12 RCT 分析結果

（参考）カイ二乗検定の考え方

カイ二乗検定とは、両群に差がないと仮定した場合の期待値と実測値を比較し、実測値が期待値からどの程度乖離しているかを評価する手法である。乖離が大きいほど、その差は偶然によるものとは考えにくいと解釈される。

《両群に差がない場合》

	Aと回答	Bと回答	合計
介入群	1,000	4,000	5,000
対照群	1,000	4,000	5,000
合計	2,000	8,000	10,000

介入群と対照群に回答傾向の差がない場合、理論上、各群の回答割合は全体の回答割合と一致する

各セルの実測値と期待値がどれほど乖離しているかを評価

《実測値》

	Aと回答	Bと回答	合計
介入群	1,600	3,400	5,000
対照群	400	4,600	5,000
合計	2,000	8,000	10,000

図 3-13 カイ二乗検定の考え方

（4）RCT の追加分析（属性別の効果分析）

1）分析方針

介入によって処置群と対照群の間に統計的に有意な効果が認められたことを確認したが、これに加えて、どのような属性で本介入の効果がより大きかったかについても分析した。これは、今後の情報発信にあたり、どの属性にどのようなアプローチを行うことが適切かに関する示唆を得ることを目的とするものである。属性別の効果の違いを評価するにあたっては、性別、年代、「ふるさと納税」の理解度、「ふるさと納税」の課題意識、個人所得の 5 つの変数を用い、①本介入の効果の差が大きい変数の特定、②各変数のどの水準で効果が大きかったか、の 2 点を評価した。

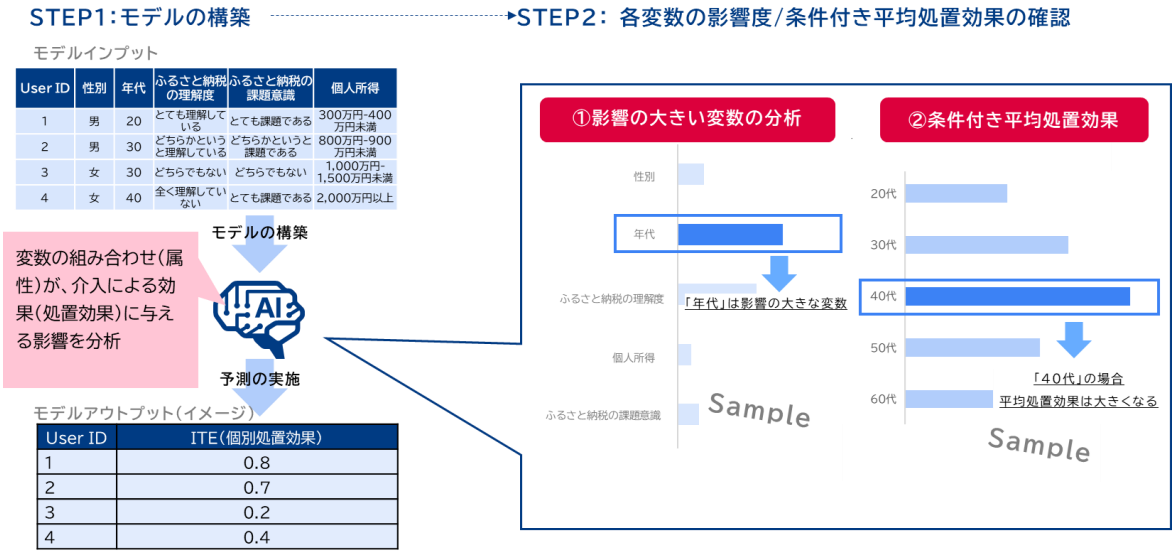


図 3-14 ランダム化比較試験（RCT） 属性別効果の分析方針

属性別の効果を分析するため、本調査では、因果推論に機械学習を組み合わせた代表的な手法の一つである Causal Forest を用いた。Causal Forest は、処置群と対照群の比較を通じて、介入効果がどのような属性によって異なるかを推計する分析手法である。具体的には、性別や年代、理解度などの属性によって、処置群と対照群の効果の差がどのように異なるかを繰り返し比較し、介入効果に違いが生じやすい属性を識別する。これにより、どの属性が効果の違いに関係しているかを明らかにし、どのような人に対してより大きな効果がみられるかを定量的に把握することができる。

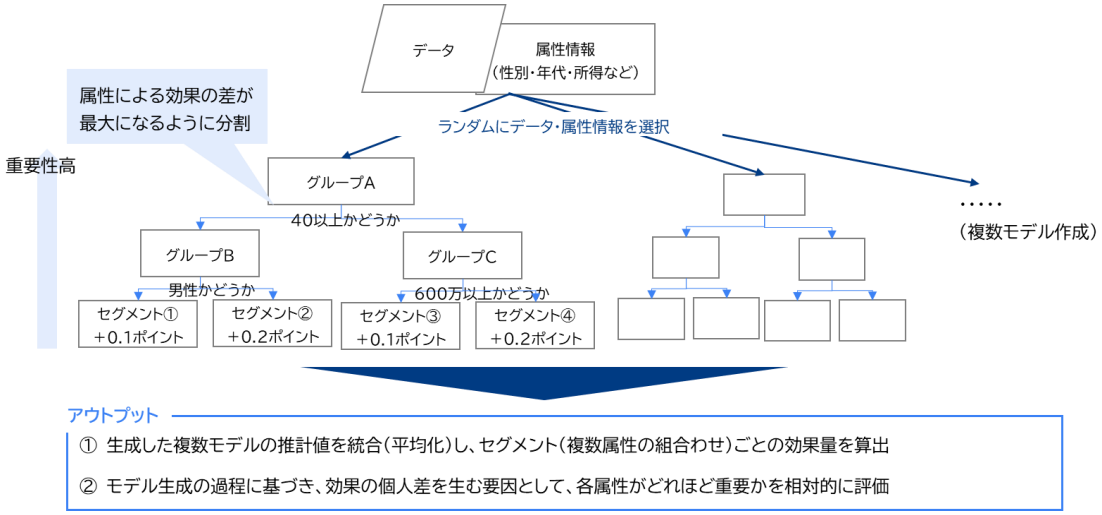


図 3-15 Causal Forest 分析ロジック

2）分析結果（概要）

まず、各変数の重要度[88]を以下に示す。変数ごとでの効果量の差は大きくはなかったが、年代やふるさと納税への課題意識、ふるさと納税の理解度が相対的に高い重要度であった。

[88] 各説明変数が介入効果の違いを捉えるうえで、どの程度相対的に寄与しているかを示す指標

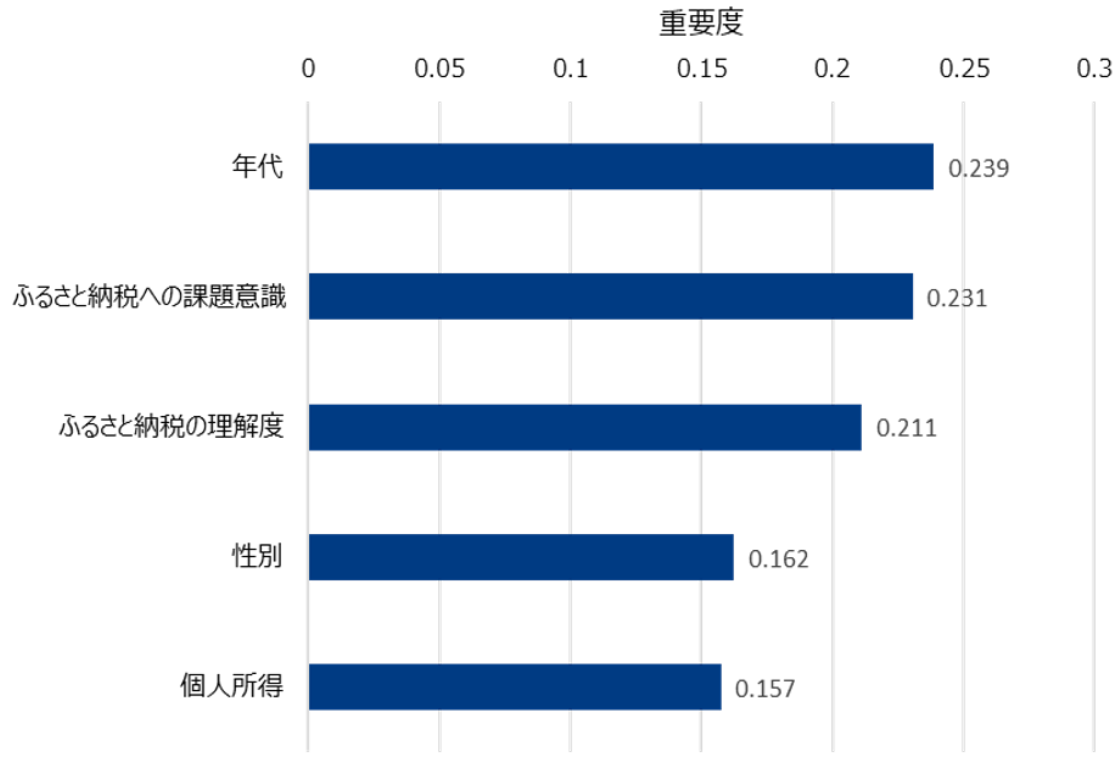


図 3-16 意識変容効果における各変数の重要度

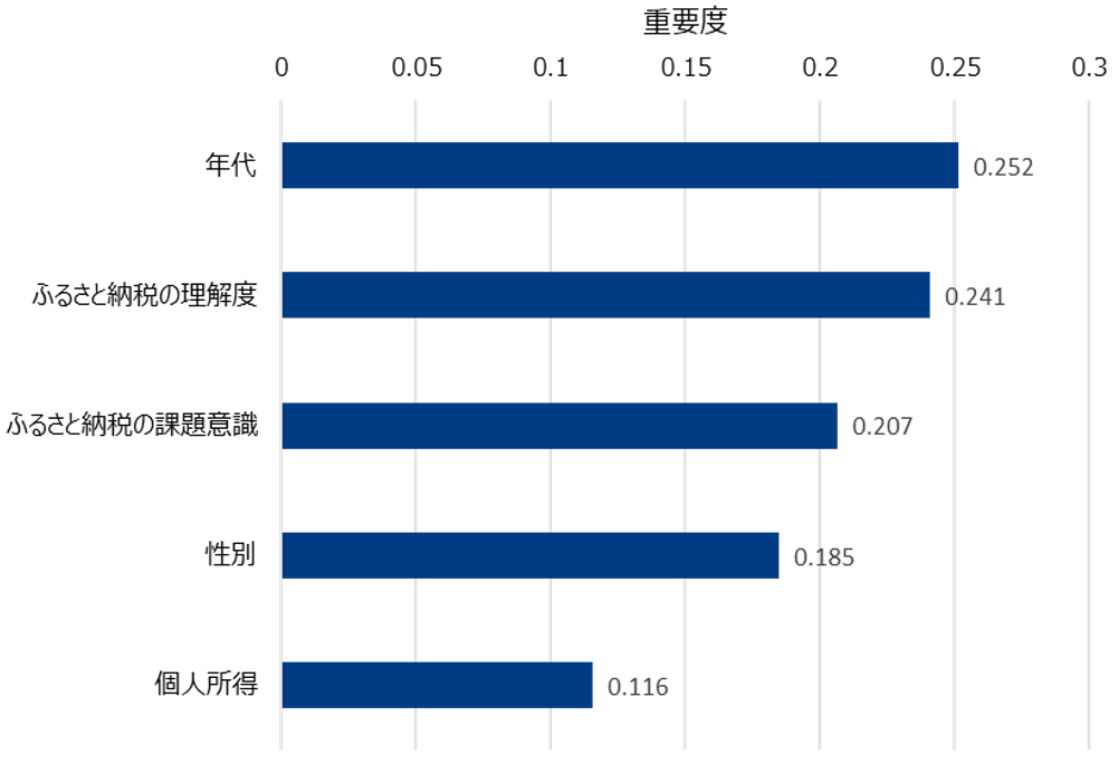


図 3-17 行動変容効果における各変数の重要度

次に、各変数において、条件付き平均処置効果量[89]が最も高かった水準を図 3-18 に示す。全体的な傾向として、制度への理解や課題意識が定まっていない層に対し、情報発信が大きな効果を持つことが確認された。一方、行動変容に関しては 50 代以上の層で高い効果が見られた。これは、今回の介入で特別養護老人ホームの事例を用いたことが、当該年代にとって自分事として捉えやすかったためと推察される。したがって、「ふるさと納税」の課題に関する情報発信においては、対象者が自身の問題として認識できるようなメッセージの工夫が重要である。

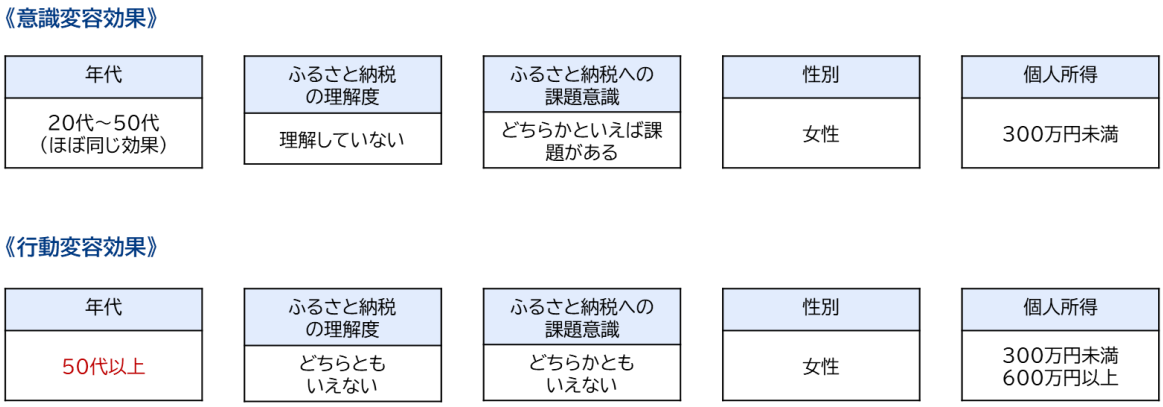


図 3-18 意識変容効果・行動変容効果における条件付き平均処置効果量が高い水準

3）（参考）条件付き平均処置量の分析詳細

意識変容効果及び行動変容効果について、各変数の水準別の条件付き平均処置効果量を以下に示す。

① 意識変容効果

年代の各水準における条件付き平均処置効果量を図 3-19 に示す。20 代から 50 代まではおおむね同程度の効果量がみられたのに対し、60 代以上では効果量が比較的小さい傾向であった。

[89] 特定の属性や条件のもとで推定される介入効果の大きさを示す指標

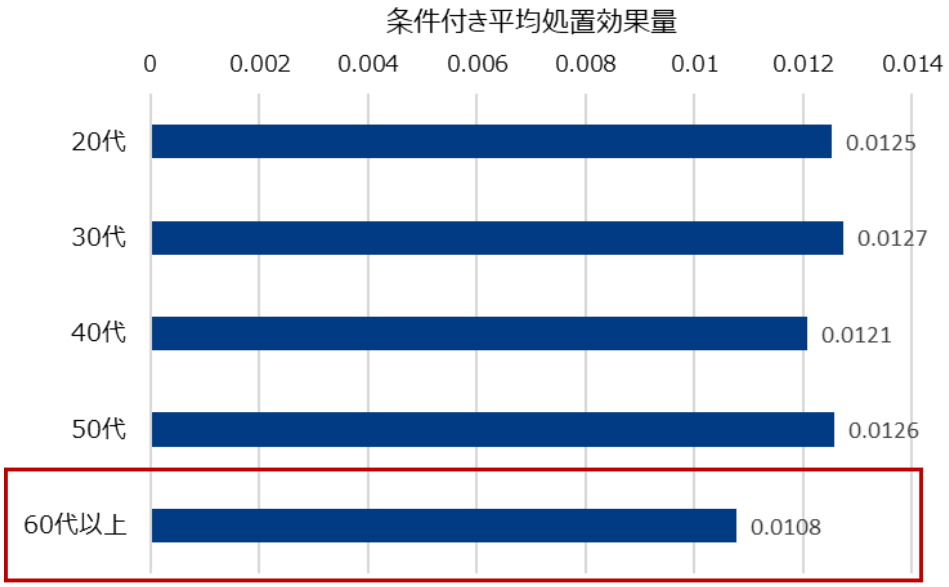


図 3-19 意識変容効果 条件付き平均処置効果量(年代)

性別の各水準における条件付き平均処置効果量を図 3-20 に示す。女性の方が男性よりも、効果量が大きい傾向が確認された。

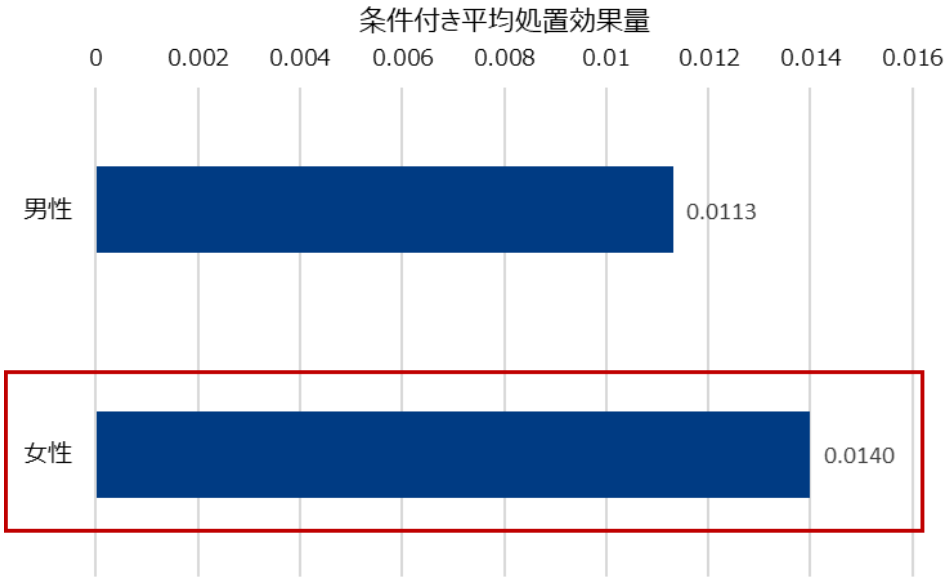


図 3-20 意識変容効果 条件付き平均処置効果量(年代)

「ふるさと納税」の理解度の各水準における条件付き平均処置効果量を図 3-21 に示す。「あまり理解していない」「まったく理解していない」と回答した人において、効果量が比較的大きい傾向がみられた。

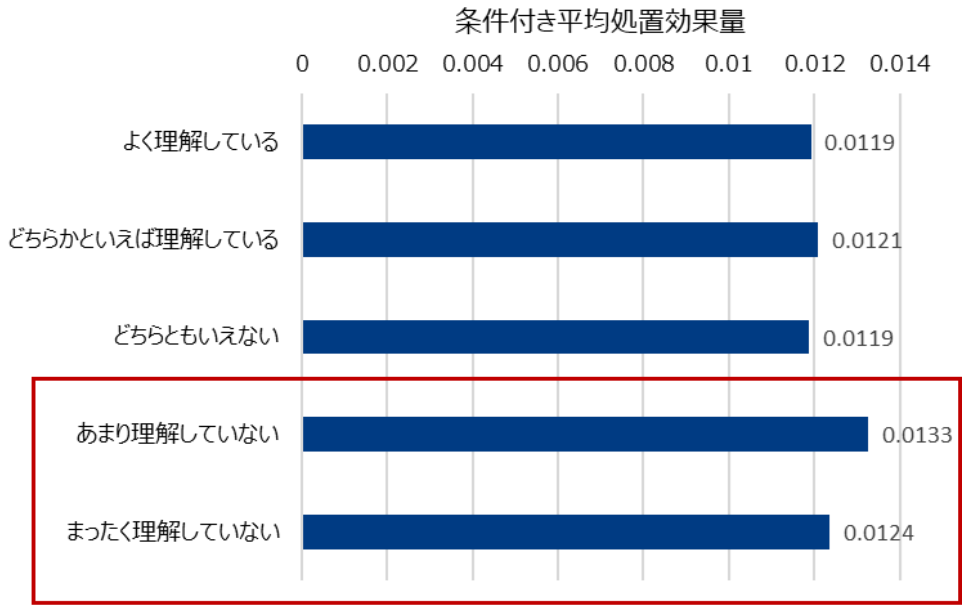


図 3-21 意識変容効果 条件付き平均処置効果量(「ふるさと納税」の理解度)

「ふるさと納税」の課題意識の各水準における条件付き平均処置効果量を図 3-22 に示す。「どちらかといえば課題がある」と回答した人において、効果量が比較的大きい傾向がみられた。

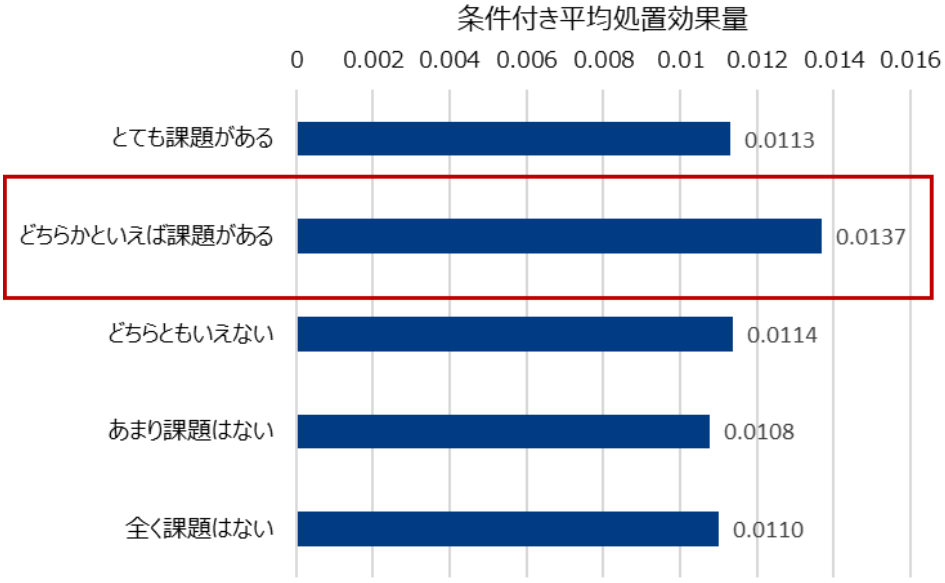


図 3-22 意識変容効果 条件付き平均処置効果量(「ふるさと納税」の課題意識)

個人所得の各水準における条件付き平均処置効果量を図 3-23 に示す。個人所得の水準が低いほど、介入による効果が相対的に高い傾向がみられた。この背景として、所得水準が低い層では、「ふるさと納税」による金銭的便益(控除上限額)が相対的に小さいため、制度の課題に関する情報が意識変容につながりやすかった可能性がある。

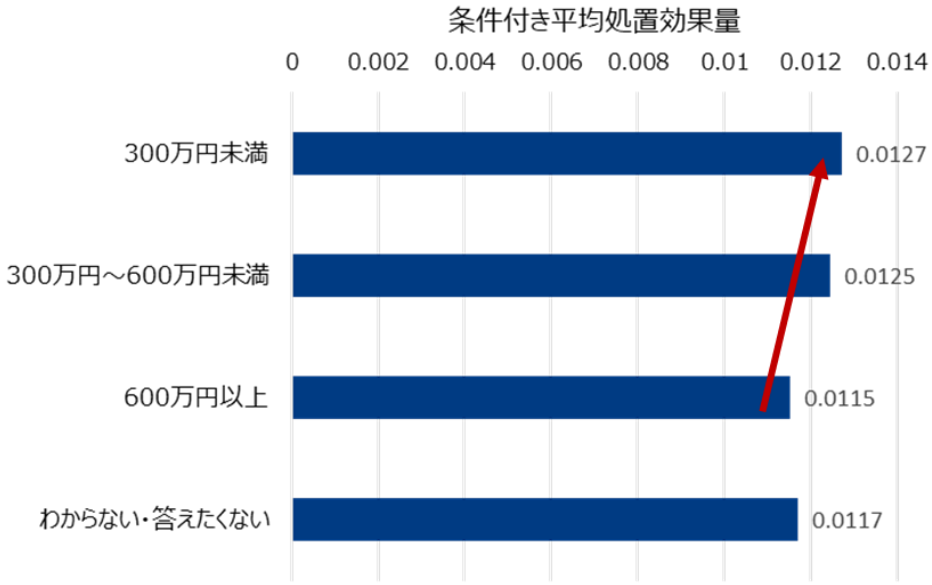


図 3-23 意識変容効果 条件付き平均処置効果量(個人所得)

② 行動変容効果

年代の各水準における条件付き平均処置効果量を図 3-24 に示す。50 代以上において、介入効果が相対的に高い傾向であった。

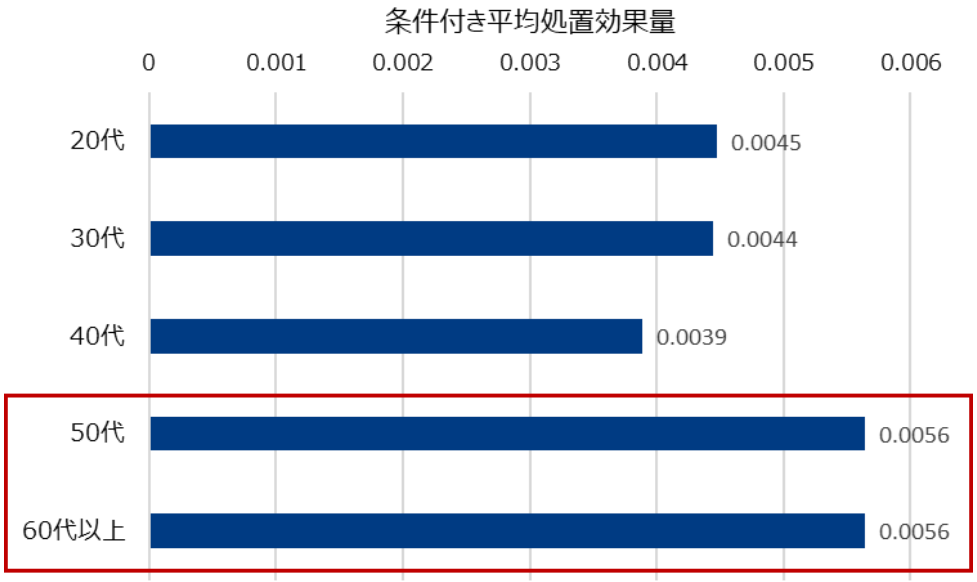


図 3-24 行動変容効果 条件付き平均処置効果量(年代)

性別の各水準における条件付き平均処置効果量を図 3-25 に示す。意識変容効果と同様、女性の方が男性よりも効果量が大きい傾向が確認された。

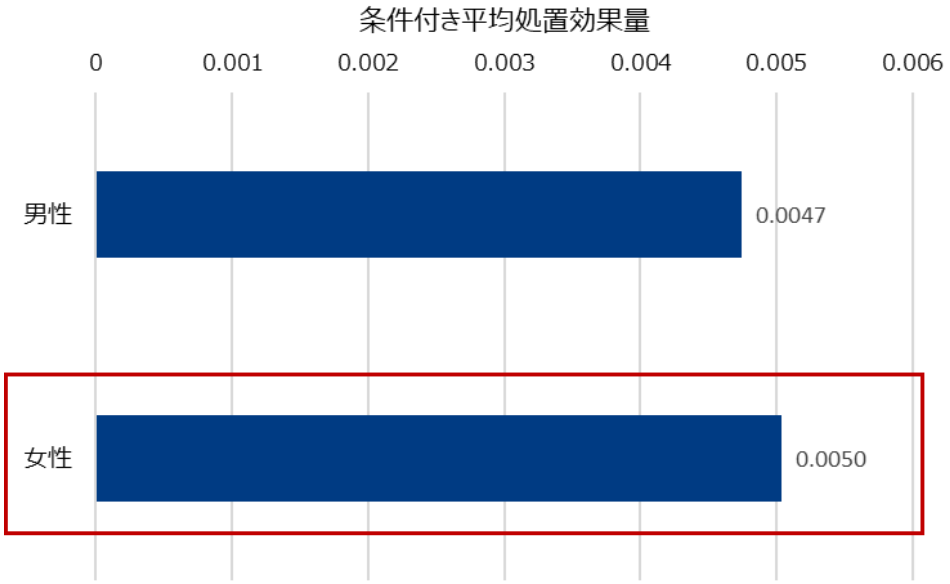


図 3-25 行動変容効果 条件付き平均処置効果量(性別)

「ふるさと納税」の理解度の各水準における条件付き処置効果量を図 3-26 に示す。「どちらかといえない」と回答した人において、効果量が比較的大きい傾向がみられた。

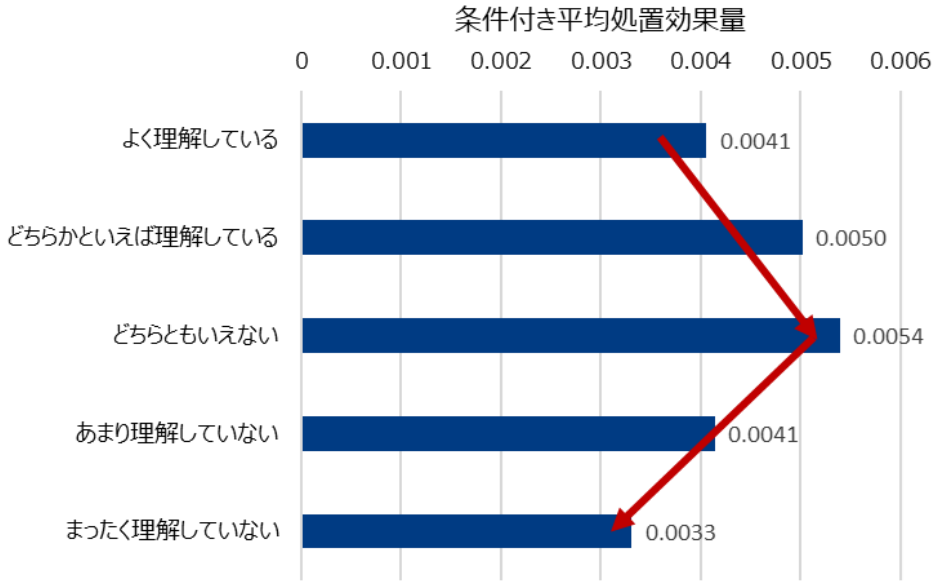


図 3-26 行動変容効果 条件付き平均処置効果量(「ふるさと納税」の理解度)

「ふるさと納税」の課題意識の各水準における条件付き平均処置効果量を図 3-27 に示す。「ふるさと納税」の理解度と同様、「どちらかといえない」と回答した人において、効果量が比較的大きい傾向がみられた。

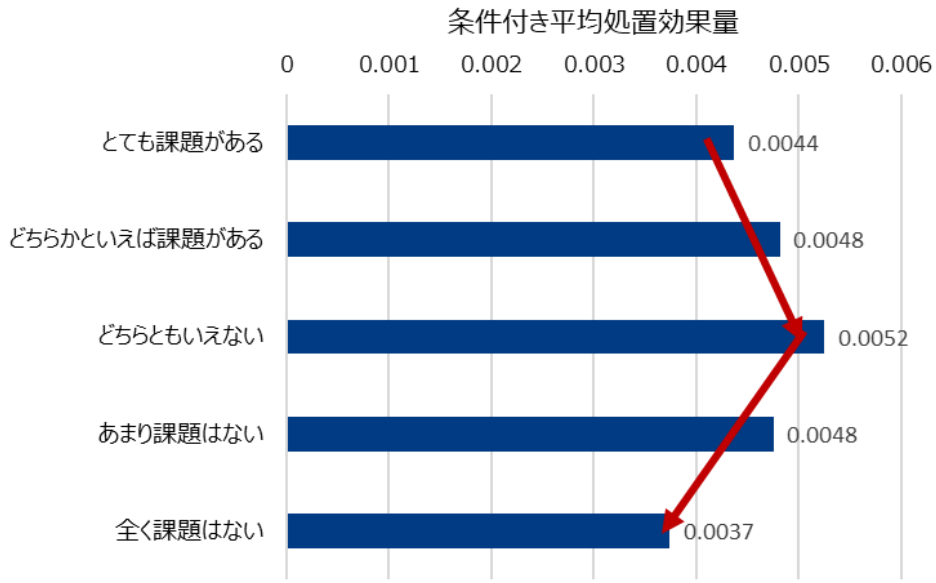


図 3-27 行動変容効果 条件付き平均処置効果量(「ふるさと納税」の課題意識)

個人所得の各水準における条件付き平均処置効果量を図 3-28 に示す。300 万円未満の層及び 600 万円以上の層では、相対的に効果が高い傾向がみられた。この背景として、300 万円未満の層では、ふるさと納税による便益が相対的に小さいため、制度に関する情報が行動変容につながりやすかった可能性がある。一方、600 万円以上の層では、図 3-29 に示す通り、今回の介入に比較的強く反応した 50 代の構成比が高かったことから、この結果には所得水準そのものではなく、年齢という別の要因が反映された可能性がある。

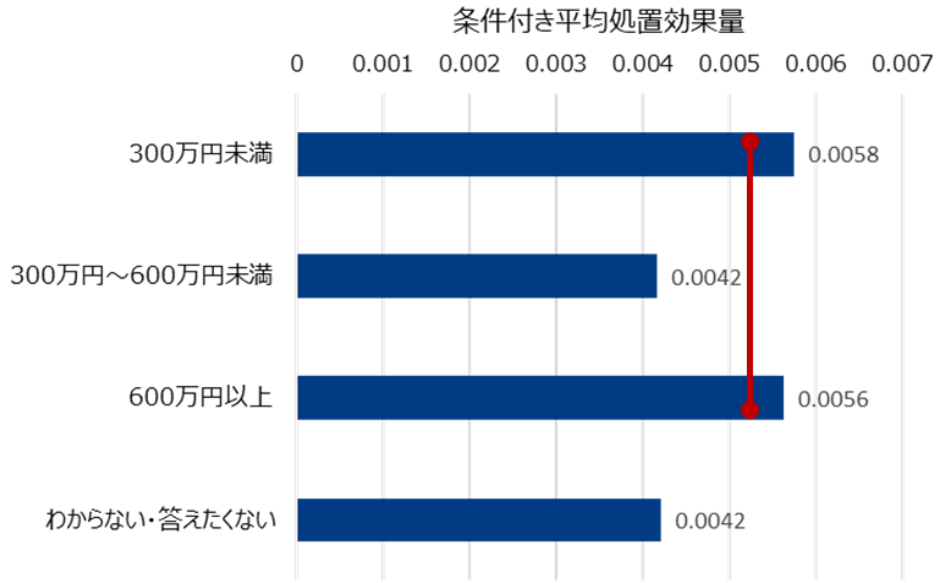


図 3-28 行動変容効果 条件付き平均処置効果量(個人所得)



図 3-29 年代別の個人所得の分布(N=10,286)

3.3.4 「ふるさと納税」廃止に向けた分析結果

(1)「ふるさと納税」の制度変更に対する受容度分析

「ふるさと納税」の廃止に向けた示唆を得るため、控除額の変更、返礼品額の変更、ワンストップ特例制度の廃止が利用意向に与える影響を分析した。本分析では、「どちらかといえば利用したくない」「全く利用したくない」と回答した者の割合(以下「利用拒否率」という)に着目し、各条件の変更に伴うその変化を確認した。なお、現行制度における利用拒否率については、調査票 Q15(今後もふるさと納税制度を利用したいと思うかを問う設問)の回答結果を用いた。

1) 控除額の条件を変更した場合

控除額を変更した場合の受容度を見ると、現行制度(控除額 28,000 円)から控除額を 6,000 円減額した場合、利用拒否率は 22.8%となり、各条件の中で最も大きく上昇した。その後も、控除額が 6,000 円ずつ減額されるに従って、利用拒否率は 14.7 ポイント、8.4 ポイント、6.4 ポイントずつ上昇し、控除額がなくなった場合には、全体の 61.9%が制度を「どちらかといえば利用したくない」「全く利用したくない」と回答した。

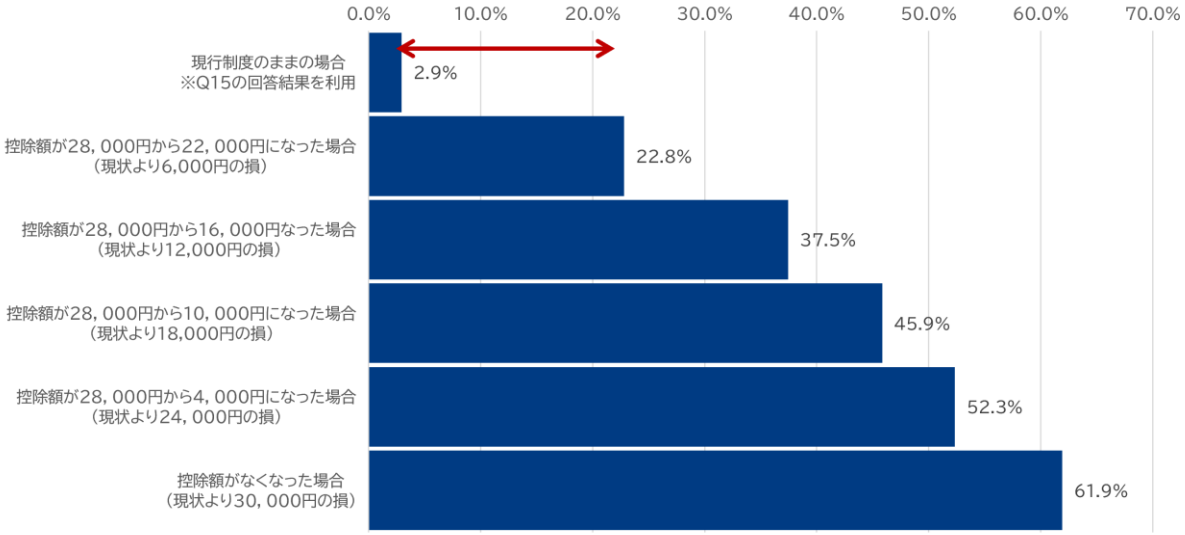


図 3-30 控除額の条件が変更になった場合の利用拒否率の変化（n＝10,286）

2）返礼品額の条件を変更した場合

返礼品額を変更した場合の受容度を見ると、現行制度（返礼品額 9,000 円）から 3,000 円減額した場合、利用拒否率は 30.5%となり、各条件の中で最も大きく上昇したことが確認された。返礼品がなくなった場合には、全体の 61.8%が制度を「利用したくない」と回答しており、控除額がなくなった場合とほぼ同水準であった。

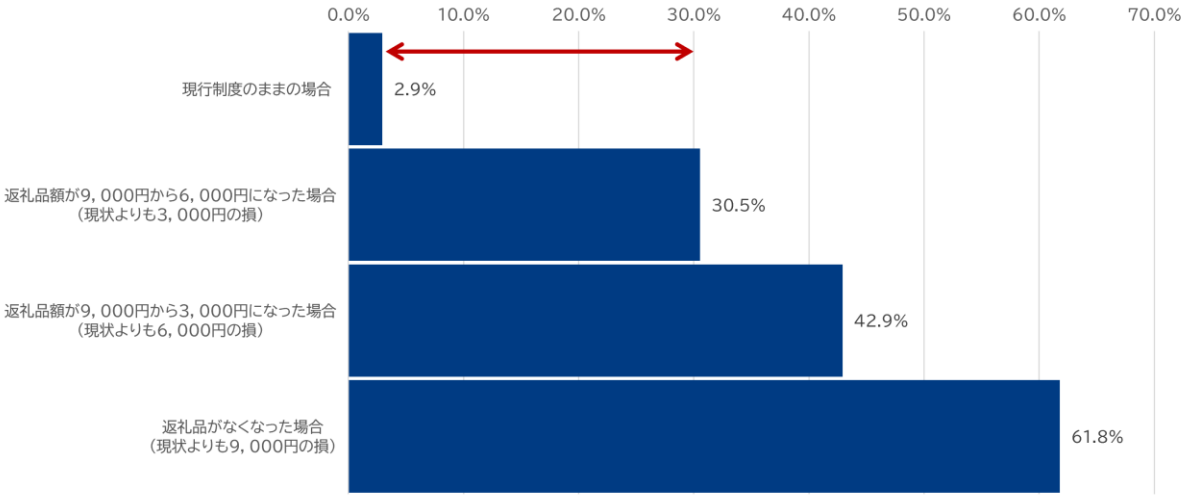


図 3-31 返礼品額の条件が変更になった場合の利用拒否率の変化
（n＝10,286）

3）ワンストップ特例制度を廃止した場合

ワンストップ特例制度が廃止された場合、利用拒否率は 31.2%となり、現行制度と比較して 28.3 ポ

イント程度の上昇が見込まれる。

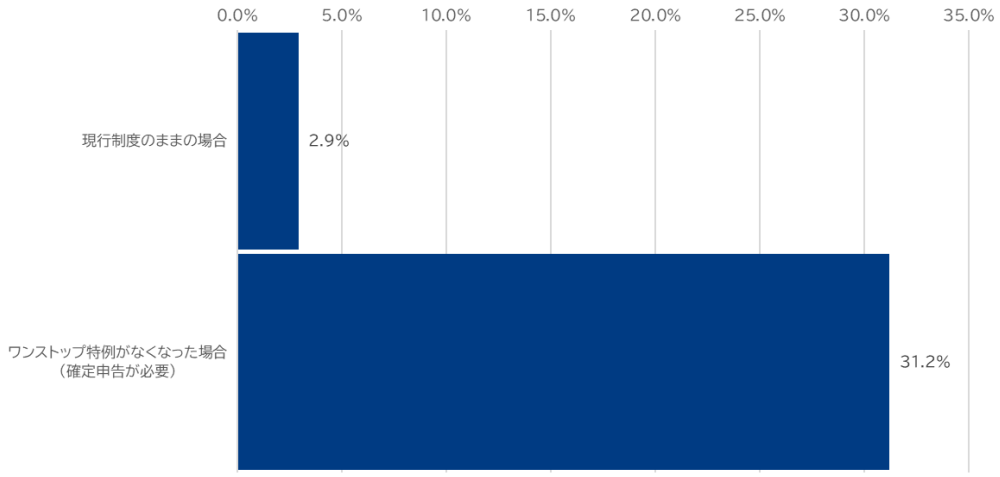


図 3-32 ワンストップ特例制度を廃止した場合の利用拒否率の増加

現在のワンストップ特例制度の利用有無別に見ると、制度廃止時の利用拒否率は、非利用者に比べて現利用者層において顕著に高い結果となった（図 3-33）。この結果から、現状ワンストップ特例を利用しているか否かが、制度廃止を受け入れられるかどうかの判断（受容度）を大きく左右する要因であると考えられる。また、ワンストップ特例制度の利用状況を年代別に見ると、若年層ほど利用率が高い傾向が見られ、20 代・30 代で相対的に高い（図 3-34）。若年層は現状、確定申告を行う必要がない場合が多いため、ワンストップ特例制度の利用率が高いものと推察される。

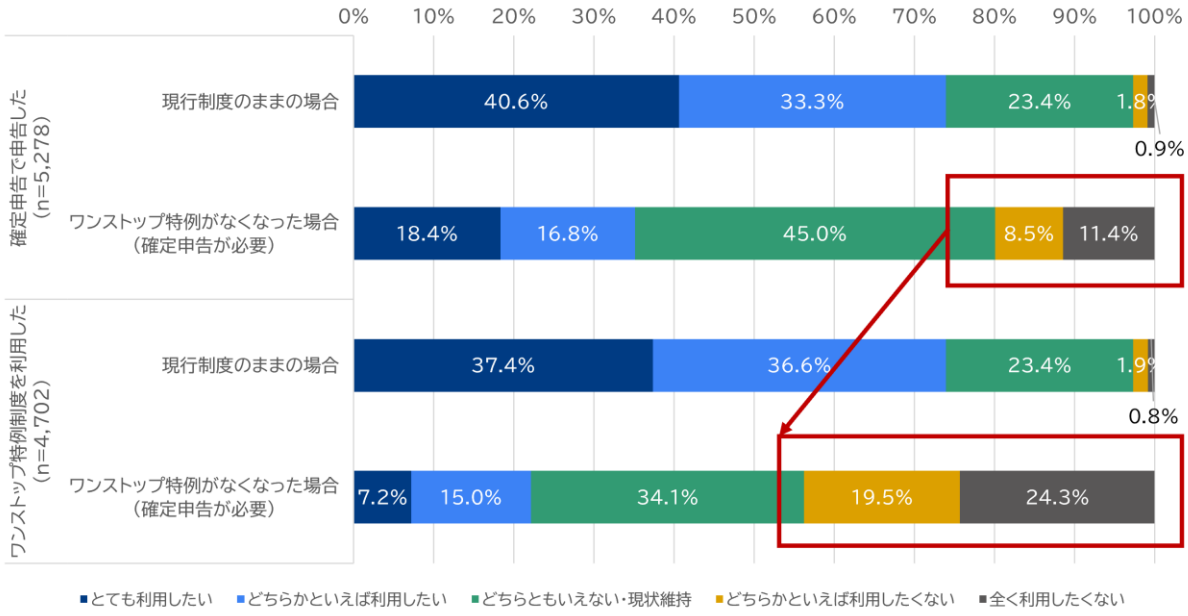


図 3-33 ワンストップ特例制度の利用有無×ワンストップ特例制度がなくなった場合の利用意向（n=10,286）

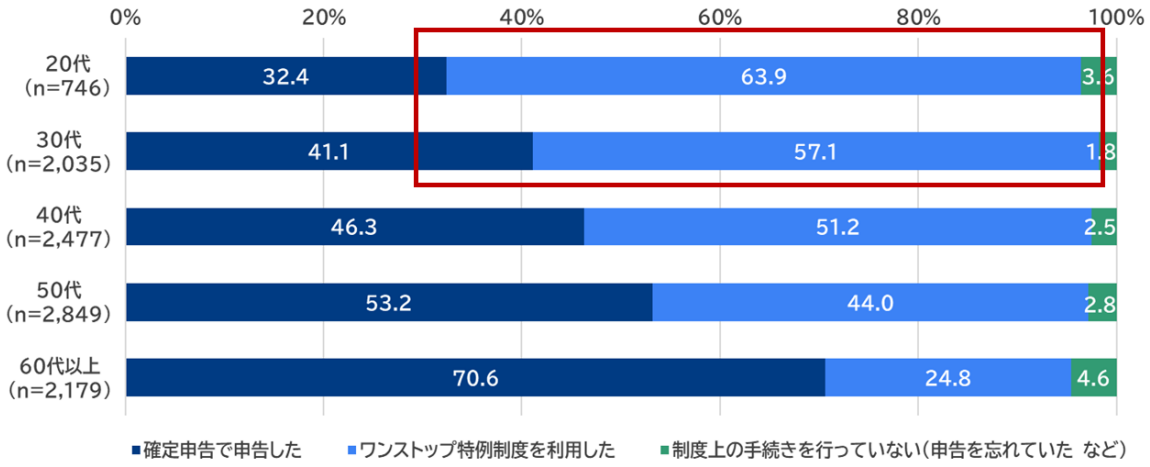


図 3-34 年代別のワンストップ特例制度の利用状況

(n=10,286)

4) 結果の比較

「控除額を 6,000 円減額した場合」「返礼品額を 6,000 円減額した場合」「ワンストップ特例制度を廃止した場合」を比較することで、各要素の変更が利用拒否率に与える影響を評価する。控除額を 6,000 円減額した場合の利用拒否率は 22.8%であったのに対し、返礼品額を 6,000 円減額した場合は 42.9%であり、控除額の減額よりも返礼品額の減額の方が利用拒否率に与える影響が大きいことが確認された。さらに、制度の廃止に相当するケースを比較すると、控除額又は返礼品額がなくなった場合の利用拒否率はいずれも約 62%である一方、ワンストップ特例制度を廃止した場合の利用拒否率は 31.2%であり、水準に大きな差がある点に留意が必要である。

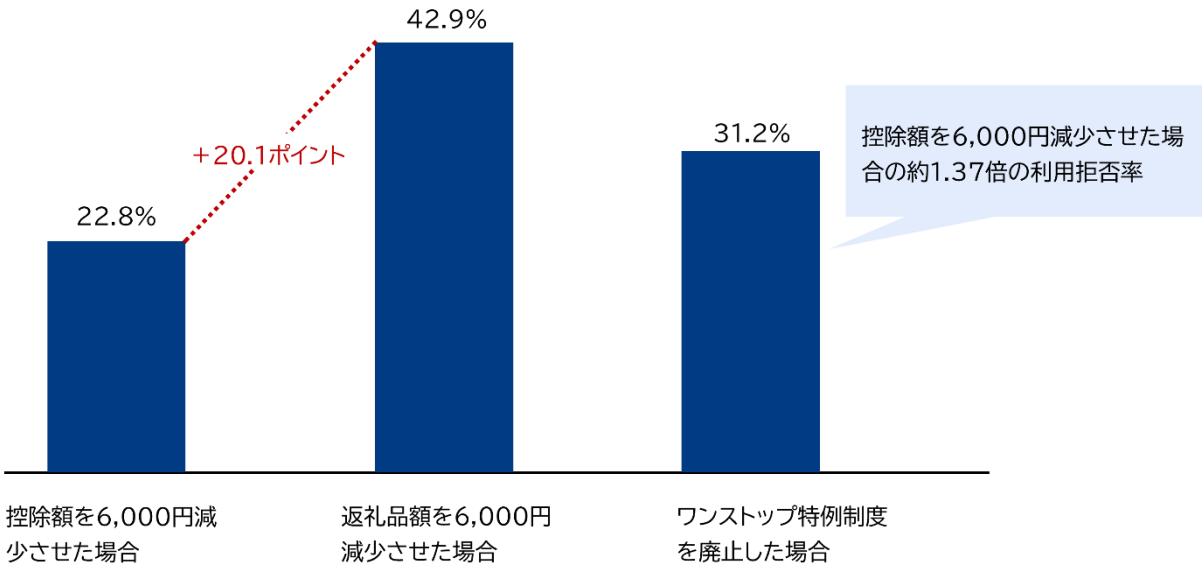


図 3-35 受容度分析結果比較

(2)「ふるさと納税」の制度廃止に向けた方向性に関する考察

分析結果を踏まえて、「ふるさと納税」の控除額を変更する場合、返礼品額を変更する場合、ワンストップ特例制度を廃止する場合での、「ふるさと納税」利用の削減効果及び制度改革における障壁を表に整理した。

控除額又は返礼品額を変更する場合には、ワンストップ特例制度を廃止する場合と比較して、「ふるさと納税」の利用を削減する効果は大きい一方、現行の利用者からの反発や、受入額の大きい自治体との合意形成の面で、障壁も大きいといえる。また、金額を変更した場合の影響は控除額よりも返礼品額の方が大きかったことから、返礼品額の見直しの方が、削減効果が高い一方で、利用者の反発も大きくなる可能性がある。

一方で、ワンストップ特例制度の利用者は、主として 20 代・30 代の若年層であるため、制度見直しに対する反発は比較的限定的であると考えられる。これらの層は、現時点での納税額は他世代より少ないため、短期的な「ふるさと納税」利用の削減効果は相対的に低いが、生涯を通じた納税額では最も大きい層であるため、中長期的な削減効果は大きいといえる。RCT の結果から、若年層においても一定の意識変容効果が確認されたため、ふるさと納税の課題について、若年層を対象に身近な事例を用いて発信することで、若年層の反発の緩和も期待される。

表 3-3 「ふるさと納税」の各要素の変更による影響と制度改革実現に向けた障壁

観点		税控除制度の縮小・撤廃	返礼品制度の縮小・撤廃	ワンストップ特例撤廃
ふるさと納税利用の削減効果*1		大	大	中
	短期（受容度分析の結果）	中	大	小
	長期	大	大	中
制度改革実現に向けたハードル		△	×	○
	ふるさと納税に関する都民との合意形成	△（年代問わず反発）	×（年代問わず大きな反発）	○（若年層向け情報発信による反発の緩和に期待）
	受入超過自治体*2との合意形成	×（大幅な歳入減見込に伴う反発可能性）	×（大幅な歳入減見込に伴う可能性）	△（歳入額への影響は相対的に小さい）
	都市*3間での連携・協力	どの場合でも、協力体制の構築に大きな問題はない		

*1：各制度が撤廃されたときの利用拒否率を基準とする

*2：ふるさと納税による寄附の恩恵を受けている（≒歳入額が増えている）自治体を指す

*3：東京都や都内自治体をはじめ、横浜市など、ふるさと納税によって税収が失われている（＝流出額＞流入額）自治体を指す

3.3.5 「ふるさと納税」廃止後の寄附意向に関する分析結果

（1）寄附経験及び今後の寄附に対する意向に関する分析

1）寄附経験に関する分析

スクリーニング調査における寄附経験の有無及び「ふるさと納税」の利用有無別の寄附実績を図 3-36 に示す。スクリーニング調査対象者全体では、寄附経験がある者の割合は約 3 割であった（図中 A）。さらに、「ふるさと納税」の利用有無で寄附経験の有無を比較すると、制度利用者は未利用者に比べて寄附した経験がある回答者の割合が高いことが確認された（図中 B）。

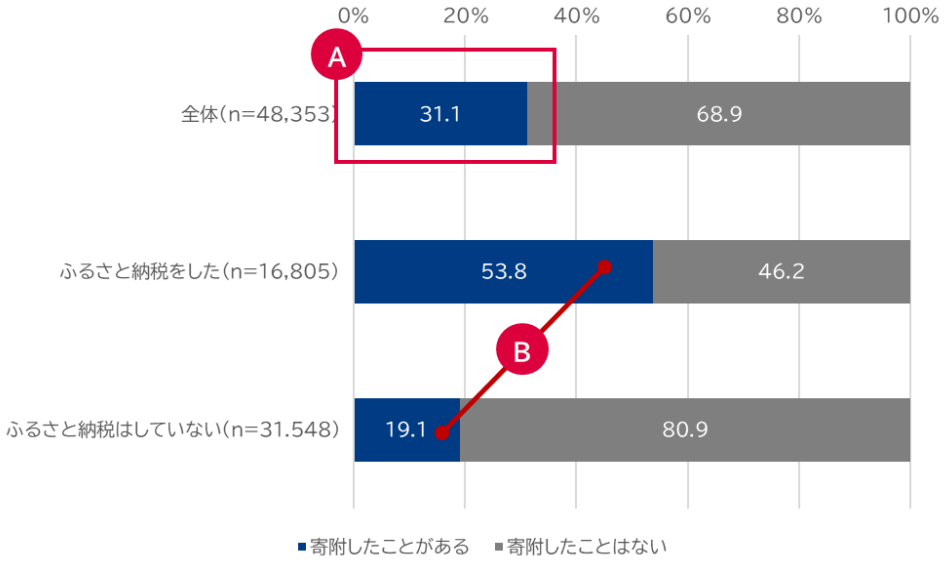


図 3-36 ふるさと納税以外の寄附経験(全体/ふるさと納税制度利用有無別)

「ふるさと納税」の利用有無別の寄附理由を図 3-37 に示す。「ふるさと納税」以外の寄附を行った理由については、制度利用の有無に関わらず、「社会の役に立ちたいと思ったから」が最も多く選択された(図中 A)。一方、次いで多く選択された理由は、制度利用の有無によって異なっていた(図中 B)。具体的には、「ふるさと納税」制度の利用者では「税制上のメリットがあるため」が、未利用者では「自分が関心のある社会問題の解決に必要だから」が、それぞれ多く選択された。この結果から、「ふるさと納税」の利用者は、税制上の税額控除といった経済的メリットを比較的重視している可能性が示唆される。

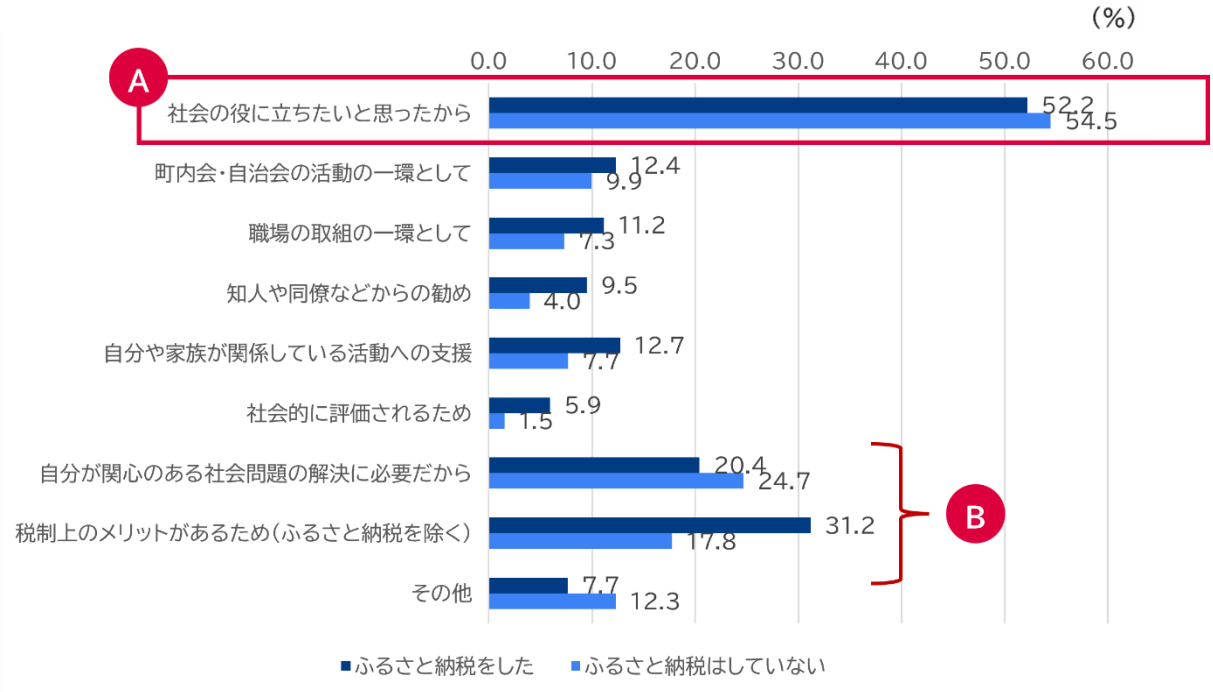


図 3-37 「ふるさと納税」以外の寄附を行った理由(複数回答)(n=5,439)

「ふるさと納税」以外の寄附では「税制上のメリット」以外を動機とした層が、「ふるさと納税」では何を目的として寄附をしたのかについて集計した結果を図 3-38 に示す。その結果、対象者の 65%程度が、返礼品や税金控除を目的として制度を利用していることが確認された。ただし、本調査は制度利用前後の動機変化を追跡したものではないため、「ふるさと納税」によって、金銭的インセンティブ以外を目的とした寄附が失われたのかは不明である。

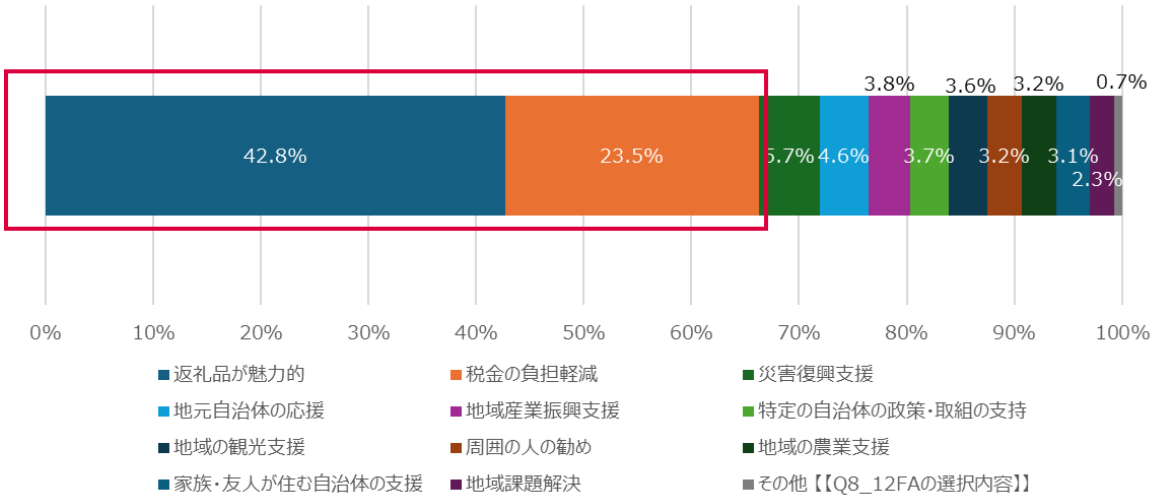


図 3-38 「ふるさと納税」以外の寄附を行った理由(「税制上のメリット」以外を回答)×
ふるさと納税制度の利用理由のうち最も重視した理由(n=4,296)

2) 寄附意向に関する分析

今後、「ふるさと納税」以外で寄附を行う意向についての回答結果を図 3-39 に示す。「とても行いたい」「どちらかといえば行いたい」と回答した者は 36.5%であった。

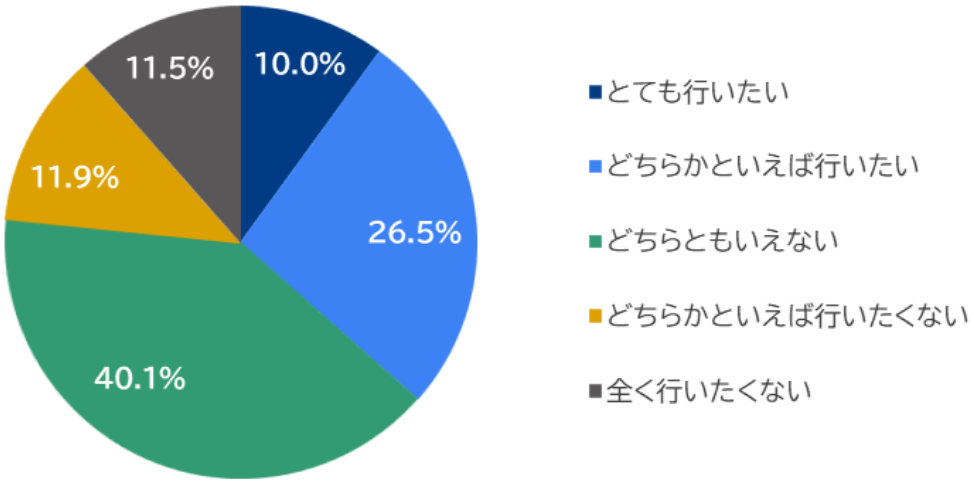


図 3-39 今後のふるさと納税制度以外での寄附意向(n=10,286)

また、「どちらかともいえない」「どちらかといえば行いたくない」「全く行いたくない」と回答した人に対して、税額控除手続きを緩和した場合に寄附を行いたいかと尋ねた結果を図 3-40 に示す。「とても行いたい」「どちらかといえば行いたい」と回答した者は 16.4%であり、59.0%が「どちらともいえない」と回答した。

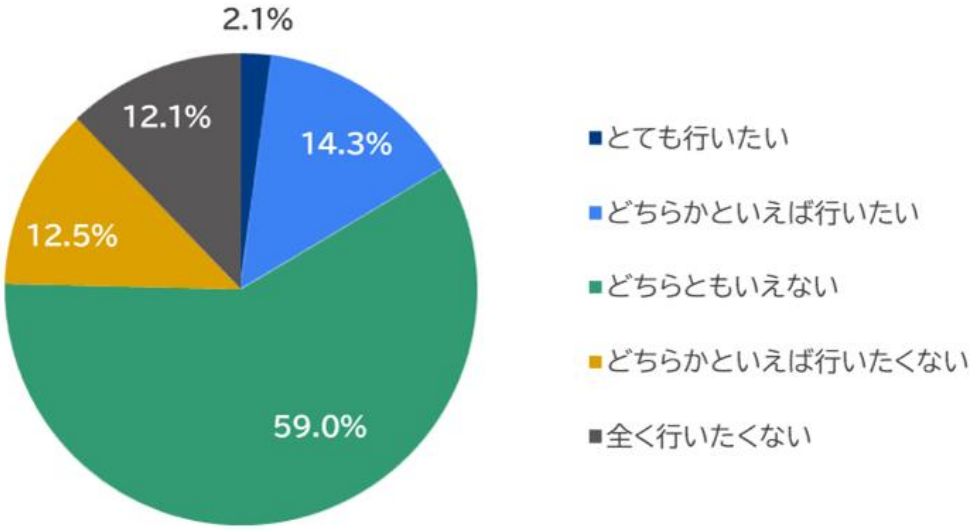


図 3-40 税額控除手続きを緩和した場合の寄附意向

寄附意向について、年代別・個人所得別・「ふるさと納税」の申告方法別に傾向の違いがあるかを以下に示す。

① 年代別の寄附意向

年代別の今後の寄附意向及び税額控除手続きが緩和された場合の寄附意向を図 3-41 に示す。「ふるさと納税」利用者のうち、若年層ほど今後の寄附意向が高い傾向であった（図内 A）。また、税額控除手続きが緩和された場合においても若年層ほど寄附する意向を示した（図内 B）。一方で、「どちらともいえない」の比率は年代を重ねると高くなる傾向（図内 C）であった。

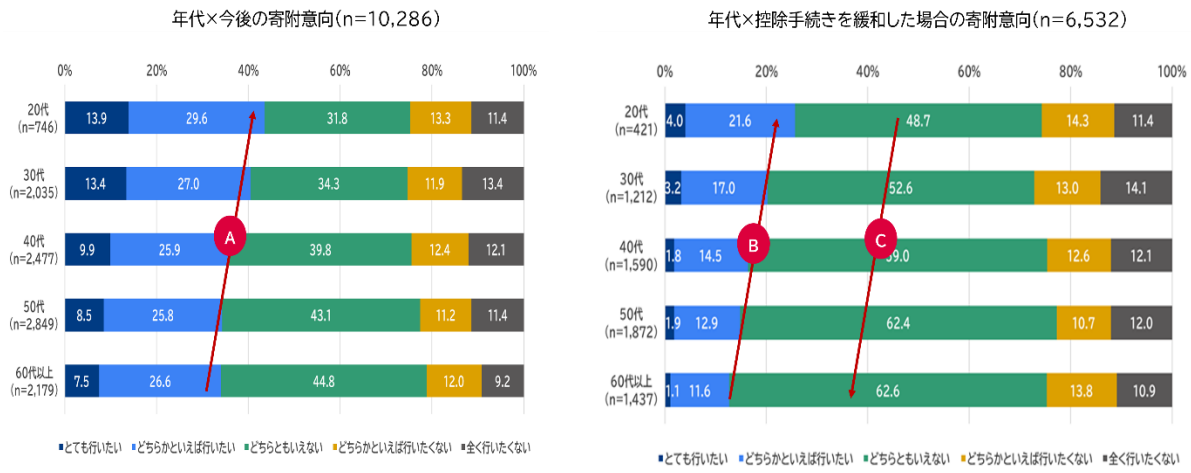


図 3-41 年代別の今後の寄附意向

② 個人所得別の寄附意向

個人所得別の今後の寄附意向及び税額控除手続きが緩和された場合の寄附意向を、図 3-42、図 3-43 に示す。ふるさと納税制度利用者のうち、個人年収が 1,000 万円を超える層は、それ以外の層と比べて今後の寄附意向が高い傾向にあった。このことから、ふるさと納税制度廃止後も、高所得層の一定割合は寄附を継続する可能性があると考えられる。一方、税額控除手続きが緩和された場合の寄附意向については、所得水準別にみて大きな差は確認されなかった。

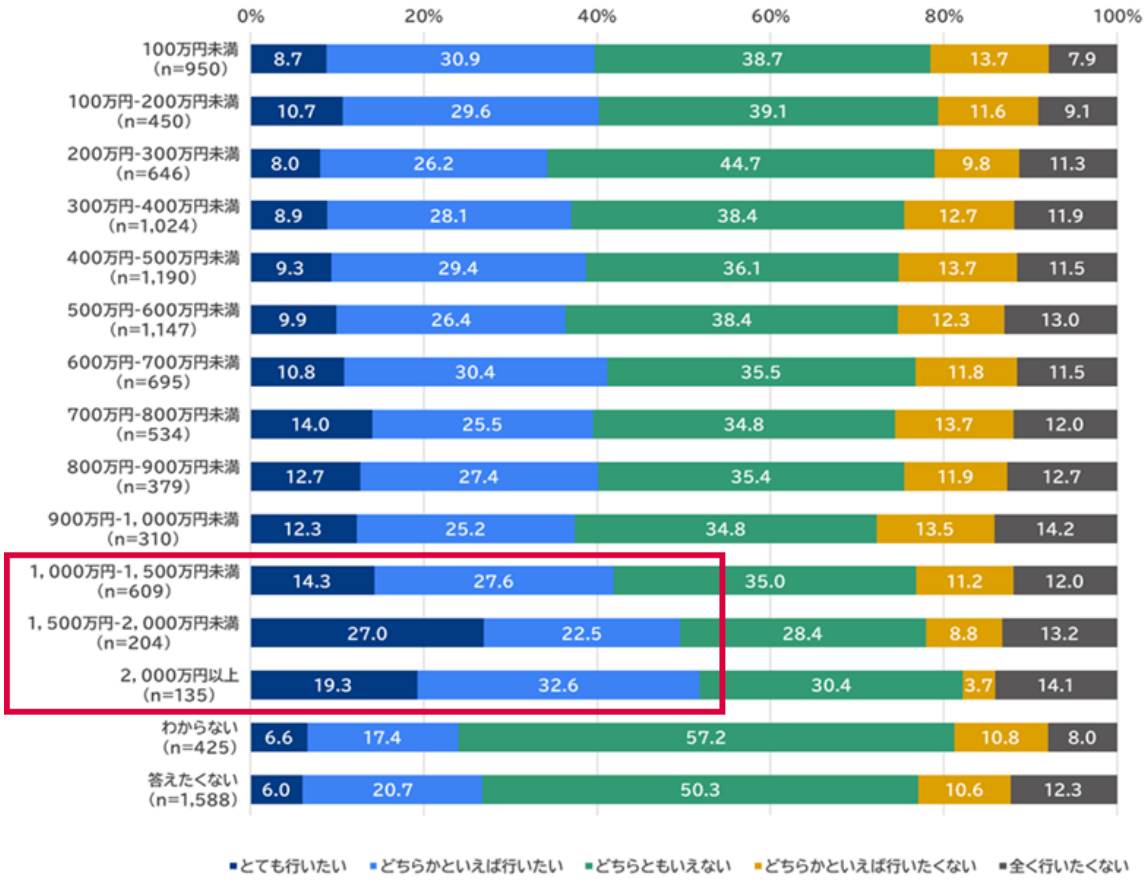


図 3-42 個人所得×今後の寄附意向(n=10,286)

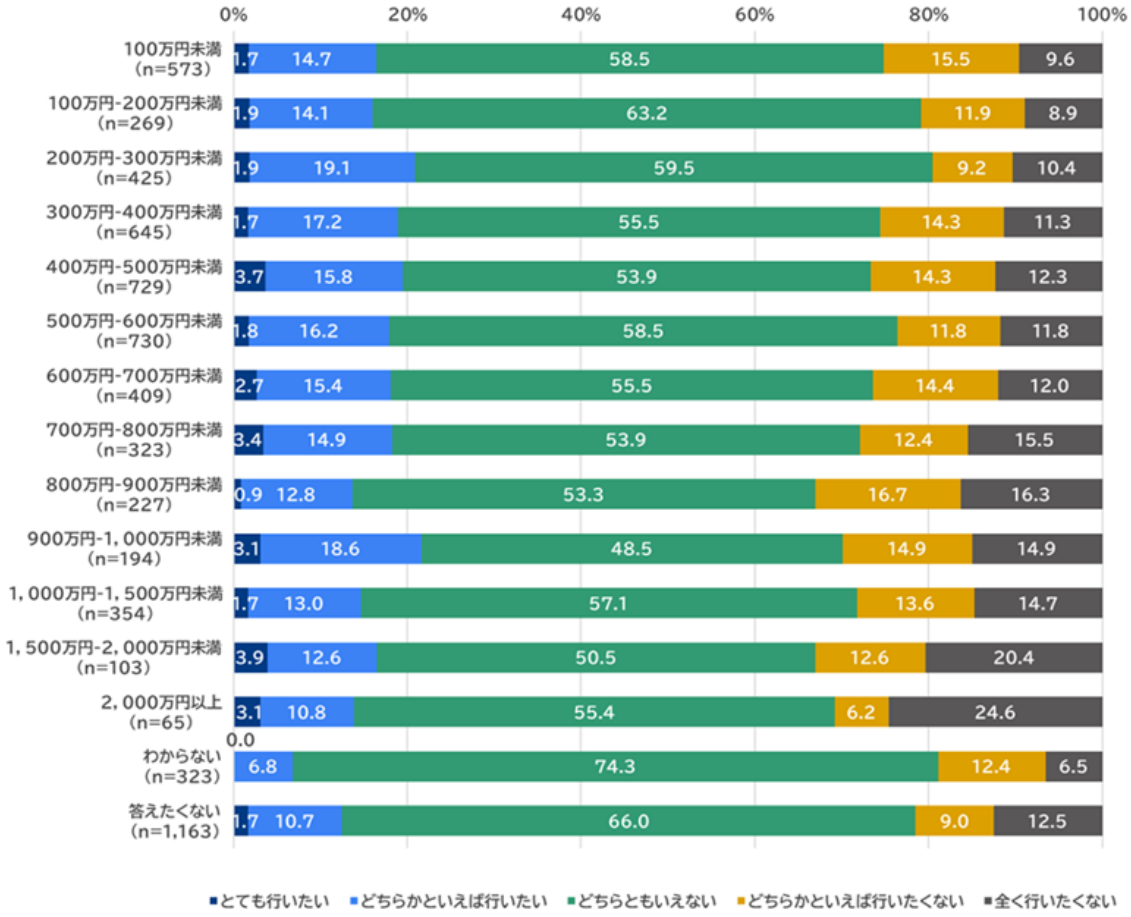


図 3-43 個人所得×税額控除手続きを緩和した場合の寄附意向(n=6,532)

③ 「ふるさと納税」の申告方法別の寄附意向

「ふるさと納税」の申告方法別に、税額控除手続きを緩和した場合の寄附意向を図 3-44 に示す。ワンストップ特例制度の利用者ほど、手続きを緩和した場合の寄附意向が高い傾向が見られた。この結果から、確定申告の手続きが煩雑であることを理由に、寄附を行っていない層が一定数存在する可能性が示唆される。また、ワンストップ特例制度の利用者は 20 代～30 代が多いため、当該層において、税額控除手続きを緩和した場合の寄附意向が高かったことが考えられる。

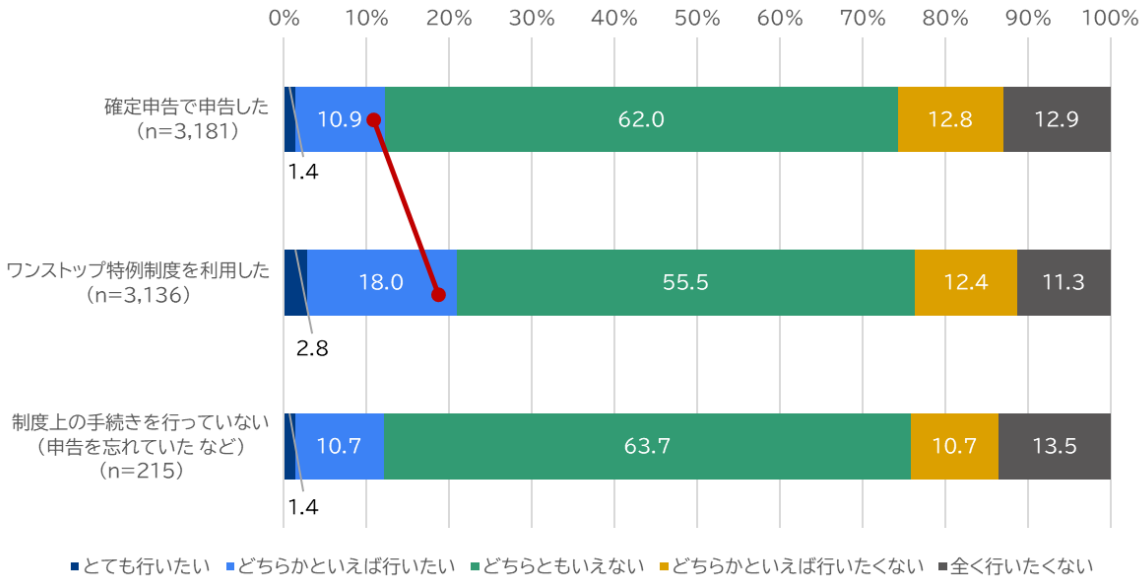


図 3-44 税額控除手続きを緩和した場合の寄附意向（n=6,532）

「ふるさと納税」以外で寄附を行う場合に希望する寄附分野について、今後寄附を「とても行いたい」「どちらかといえば行いたい」と回答した層（継続して寄附を行う層）と、税額控除手続きが緩和された場合に寄附を「とても行いたい」「どちらかといえば行いたい」と回答した層（控除手続きが緩和されると寄附を行う層）の回答結果を図 3-45 に示す。寄附先の分布は両者で共通しており、「災害救助支援」を目的とするものが最も多かった。ふるさと納税制度では、災害復興を目的とした寄附を行うことも可能であるため、一部の層では、手続きの簡便さを理由に、特定寄附金控除制度ではなく、「ふるさと納税」を利用している可能性がある。

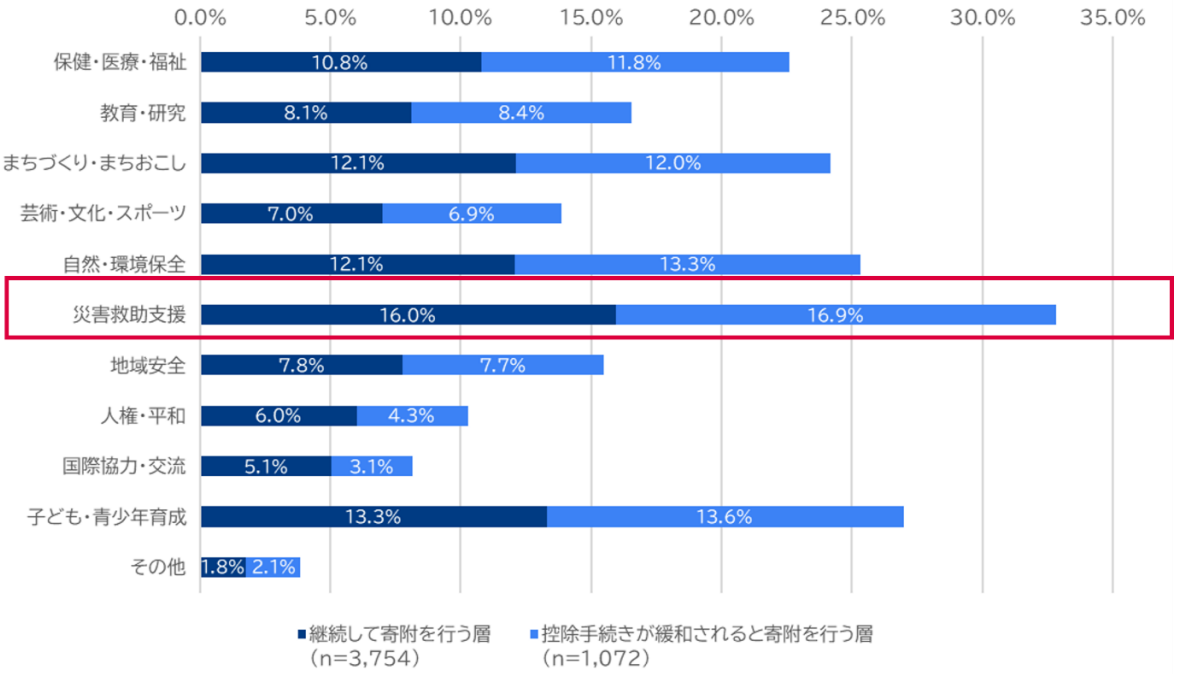


図 3-45 「ふるさと納税」以外で寄附を行う場合に寄附したい分野

(2)「ふるさと納税」廃止後の寄附継続に向けた方策の検討

寄附意向の分析結果を基に、「ふるさと納税」廃止後の「ふるさと納税」利用者を、「継続して寄附を行う層」「控除手続きが緩和されると寄附を行う層」「寄附意向が明確でない層」の 3 類型に整理した。その結果、「ふるさと納税」利用者のうち 36.5%は、制度廃止後も継続して寄附を行うことが見込まれた。また、特定寄附金控除制度の税額控除手続きを緩和した場合には、10.4%が追加で寄附意向を示すことが分かった。残る 53.0%は明確な寄附意向を示していないものの、そのうち 37.5%は「どちらともいえない」と回答している。RCT の結果からは、明確な考えを持っていない層に対する情報提供が有効である可能性が示唆されているため、当該層に対しては、NPO 等への寄附の意義や、それが自身の生活とどのように関わっているかについて発信していくことが重要であると考えられる。

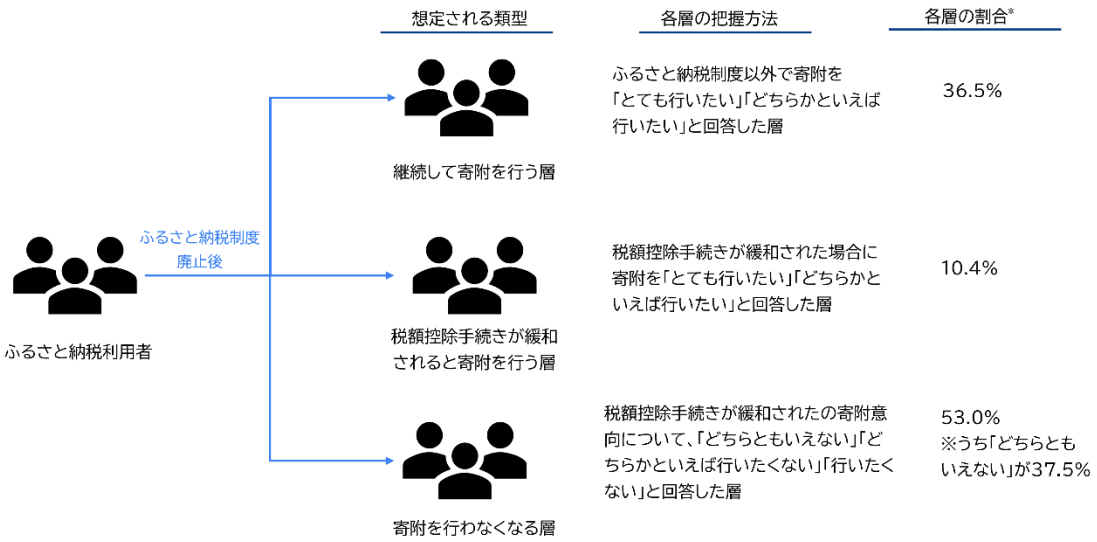


図 3-46 意識調査 寄附論点まとめ

※各層の割合は、今後「ふるさと納税」以外で寄附を行うかどうかに関する設問の回答者を母集団として算出した。

3.4 調査結果まとめ

都民の「ふるさと納税」利用実態を明らかにするとともに、「ふるさと納税」を廃止する場合の影響について、控除額、返礼品額、ワンストップ特例制度の各要素を変更した場合の影響をそれぞれ分析した。返礼品額や税額控除を変更する場合は、多くの「ふるさと納税」利用者の利用意向を低下させる効果が大きい一方、利用者や受入超過自治体から強い反発が生じることも予想される。一方、ワンストップ特例制度を廃止する場合、反対する層は主として若年層に限られるため、全体としての反発は比較的小さいと見込まれる。また、短期的には「ふるさと納税」の抑制効果は比較的限定的であるが、当該層は生涯を通じた納税総額が大きいことから、中長期的には一定の「ふるさと納税」利用の削減効果が見込まれる。

いずれの場合も、現行の「ふるさと納税」利用者との合意形成が必要となるが、RCT の結果から、「ふるさと納税」の課題に関する情報発信は意識や行動の変容に一定程度結びつくこと、また、対象者にとって身近な事例を用いることで、その効果がより高まることが示唆された。したがって、合意形成を進めるうえでは、こうした情報発信を併せて行うことが重要であると考えられる。

また、「ふるさと納税」廃止後の寄附継続意向については、「ふるさと納税」利用者の一定割合が特定寄附金控除制度へ移行する可能性があることが確認された。さらに、税額控除手続きの緩和や寄附の意義に関する情報発信を追加で行うことで、より多くの人が継続的に寄附を行う可能性も示唆された。

4．調査結果を踏まえた日本の寄附金税制・制度の検討

本調査の目的は、諸外国における寄附金税制の考え方と、都民の「ふるさと納税」利用実態の双方を踏まえ、日本における寄附をめぐる望ましい税制の在り方を検討することにあった。したがって、本調査における検討は、現行の「ふるさと納税」制度の是非を個別に論ずるにとどまらず、地方自治の発展・深化という大目的の下で、寄附をどのような政策手段として位置づけ直すかを明らかにするものである。

北米調査では、寄附に対する税制優遇は、政府が直接提供する公共サービスを補完し、市民社会による資源配分を通じて公共的成果を増やすための「間接補助金（tax expenditure）」として理解されていた。また、韓国調査では、日本の「ふるさと納税」で顕在化した弊害を踏まえ、制度理念の明確化、返礼品や運営費の抑制、寄附先や使途の規律付け、情報公開の強化等により、制度を政策目的に整合的に運営しようとする発想が確認された。さらに、実態調査では、現行の「ふるさと納税」が、返礼品、税額控除、手続の簡便さ（ワンストップ特例）といった制度的便益に強く支えられている一方、情報発信や手続コスト削減により、一定程度は「ふるさと納税」から通常の寄附へ移行し得る層が存在することも示された。

以上を踏まえると、今後の日本の寄附金税制・制度の検討は、第 1 に「ふるさと納税」の段階的廃止に向けた制度整理、第 2 に、それに代わる地方自治に資する寄附金税制・その他諸制度の再構築、という 2 つのテーマに分けて進めることが考えられる。

第 1 のテーマは、「ふるさと納税」を、受益と負担の原則や寄附本来の趣旨を歪める特例的制度として整理し、段階的に縮小・廃止していくことである。実態調査によれば、返礼品額や税額控除の縮小・廃止は利用抑制効果が大きい一方、利用者からの反発が大きいことが確認され、受入超過自治体からも同様に大きな反発があることが予想される。他方、ワンストップ特例制度の見直しは、短期的な利用抑制効果は相対的に小さいものの、「ふるさと納税」利用者・受入超過自治体との合意形成の観点からは比較的着手しやすい論点であることが分かった。また、「ふるさと納税」の課題に関する適切な情報発信は、効果量自体は限定的ながら、利用者の意識・行動の変容に一定の効果を有することが確認された。

したがって、「ふるさと納税」の廃止に向けては、まず課題の可視化と丁寧な広報を行いながら、ワンストップ特例を起点に見直しを進めることが効果的である。その際、韓国でみられたように、制度の理念を明確化しながら、返礼品の調達や送付に係る費用だけでなく、制度の広報や決済に係る費用が各地方自治体の財政を圧迫したり、自治体間の返礼品競争を過熱させたりすることのないよう、厳格に管理するなどの措置を講ずる等、「寄附」本来の趣旨に近づけるための措置を併せて講じることが重要である。さらに、廃止過程においては、自治体間の急激な財政変動を避ける観点から、地方交付税等を通じた激変緩和や、受入自治体に対する移行期間の設定など、合意形成を支える財政面の措置を検討する必要がある。

第２のテーマは、「ふるさと納税」に代わる制度としての、地方自治の発展・深化に資する寄附金税制・制度の構築である。ここで重要なのは、寄附金税制を自己目的化させず、各自治体が自らの行政需要と政策目標を整理したうえで、その達成のために寄附を活用するか否か、活用する場合にどのような税制上の後押しが適切かを選択するという順序で検討することである。すなわち、まず各自治体が、地域福祉、子ども・若者支援、教育、文化、災害対応、地域コミュニティの維持等の行政需要を把握し、どの分野に民間資金の導入余地があるかを見極める必要がある。そのうえで、広く草の根の寄附を促した

いのか、特定分野への資金誘導を図りたいのか、大口寄附を呼び込みたいのかといった狙いに応じて制度を設計することが求められる。北米調査が示したとおり、寄附者数の拡大と寄附総額の拡大では有効な制度設計は必ずしも一致せず、高所得者に対する優遇をどこまで認めるか、特定分野への追加的優遇を設けるか、草の根的な寄附をどこまで重視するかは、まさに政策選択の問題である。したがって、画一的な制度を全国一律に措定するのではなく、寄附に対する新たなインセンティブを設定しない選択も含め、各自治体の実情に応じた制度選択を可能とする枠組みとすることが適当である。

具体的な税制上の論点としては、第 1 に、控除方式をどのように設計するかが挙げられる。公平性と裾野の広さを重視するのであれば税額控除方式が基本となり得る一方、大口寄附や資産寄附を促したい場合には、上限、下限、繰越控除を含む所得控除方式の活用も検討に値する。特に、個人・法人ともに「上限あり、繰越控除なし」の制度を採っている日本は諸外国と比べても特異的であり、寄附促進の観点から改善の余地がある。控除方式については、まず国が現行の国税に対する複雑な控除方式を簡素化することから着手し、地方では、寄附促進のターゲットを定め、各控除による歳入減の予測を立てながら、方式を自由に選択できるようにすることが、地方自治の促進につながる制度となりうるだろう。

第 2 に、控除対象を誰に、何に向けるかを整理する必要がある。自治体への一般寄附、自治体が認可した地域 NPO 等への寄附、特定政策分野への指定寄附など、対象の範囲によって制度効果は大きく異なる。過度な対象拡大による自治体間競争や政府と民間組織との癒着を防ぐ観点から、国が一定の基準を示しつつ、地方自治体ごとにある程度裁量を持たせた制度とすることが望ましいだろう。韓国調査の中で今後の検討課題として挙げられていたように、控除の対象を、人口減少自治体や、財政面で脆弱な自治体に限定する可能性や、都道府県（韓国の「広域自治体」に相当）は控除の対象とせず基礎自治体への寄附を促進する役割を持たせ、これを促すような制度を建てつける可能性なども選択肢として念頭に置くことも有効であろう。また、韓国の指定寄附制度が示すとおり、使途を具体化し、寄附者の納得感と透明性を高めることは、返礼品に依存しない広い寄附促進策として有力であり、国税分、地方税分ともにオプションの一つとして検討するに値する。

第 3 に、「対価」の取扱いをどのように整理するかも重要な論点である。北米の議論が示すように、寄附促進の観点から一定の便益を許容する余地はあるが、過大な対価を容認すれば、再び「寄附」ではなく取引へと変質する。したがって、適正な対価の範囲、控除対象額からの控除方法、情報開示の在り方については、「ふるさと納税」の「返礼品競争」に係る諸課題に学びながら、国が明確かつ厳格なルールを設ける必要がある。加えて、大口・長期の寄附をめぐっては、繰越控除、遺贈寄附制度、寄附年金制度、DAF 等の仕組みも選択肢となり得るが、資金滞留、富裕層偏重、透明性の不足といった論点も存在するため、慎重に検討する必要がある。特に日本において新たな取組となる遺贈寄附制度および寄附年金制度については、過度な「節税策」とならないよう、国が一定のルールを設け、国税分の控除として整理することが適当である。大口寄附を促す効果のある繰越控除については、まずは上限設定と合わせて国税分に導入したうえで、地方税分についても、地方ごとの実情に応じた自由な設定が考えられるかもしれない。

文献調査及び現地調査で得られた成果から、連邦制度、州制度、及び個別の特徴的な仕組み・プログラムについて、【主に恩恵を受ける所得階層】【特定分野への寄附優遇の大きさ】の 2 軸で整理したものが図 4-1 である。この区分はあくまで一例であるが、日本における寄附金税制を検討する際には、政府レベルごとに政策目標とそれに資する寄附の在り方、すなわち政府と慈善団体（NPO）との適切な役

割分担を検討し、参考となる先行制度から学びながら寄附金税制を考えていくことが望ましい。その際、各制度の効果・目的と合わせて、生じうるデメリットについても注意を払い、国税と地方税とのそれぞれで検討すべき政策手段を区分することが必要である。まず、上にも述べたように、遺贈寄附制度や寄附年金制度など、大きな資金の過度な「節税策」となりうるものについては、国税分として整理されることが妥当である。また、しばしば非効率性をもたらす過度な政府間競争[90]の抑制の観点から、直接的に寄附行動ひいては自治体財政に大きな影響を与えうる控除上限・下限の設定については、国がデータに基づいて望ましい基準を整理し、国税分と合わせて地方税分についても適用しうる基準を示すことが適当であると考えられる。他方、寄附控除が地域ごとの様々な課題の解決、様々な政策目標の達成のための手段である特性上、特定分野への寄附誘導を実現しうる、CITC を大きな特徴の一つとする米国・メリーランド州の制度や、マッチンググラントの仕組みについては、地方税分として導入することが考えられる。また、各地方自治体の人口や所得階層の構成比によって適切な控除率・方式は異なると考えられるため、各自治体が地域事情に即して地方税への控除制度（例：段階的控除率の設定、税額控除か所得控除か、など）を設定できるようにすることが望ましい。なお、いずれの制度を採用するにあたっても、制度自体を人々に分かりやすく、簡素な設計とすることは重要である。

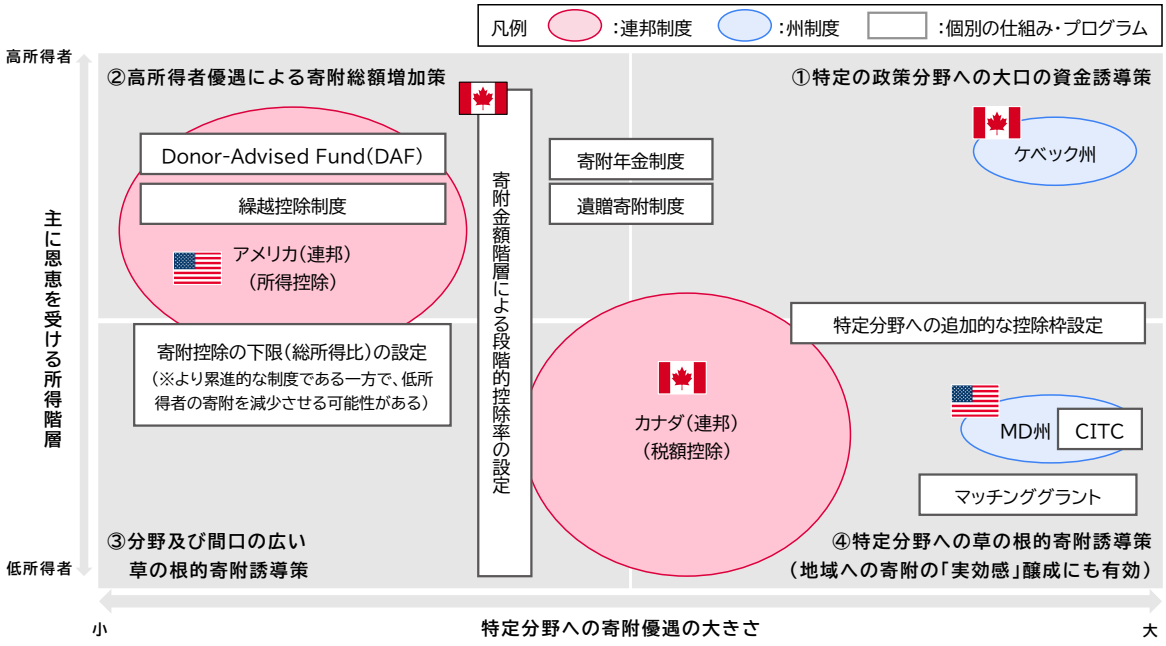


図 4-1（参考）海外調査から得られた諸制度のマッピング[91]

[90] 政府間競争については、林正義編著による「＜特集＞政府間税制関係の経済分析」（『フィナンシャルレビュー』，第 82 号，2006 年）や、田中宏樹による『水平的政府間競争の理論と実証：サーベイ』（同志社大学学術リポジトリ，2013 年）に詳しい。

[91] 本図はあくまで参考であり、活用に当たっては、以下の点に留意されたい。第 1 に、区分のための 2 軸は本調査から得られた示唆に基づいて設定されたものであるが、この他にも様々な要素が考えられる点である。第 2 に、同じ制度（例：繰越、上限下限）であっても政府によって導入の目的・背景が異なる可能性がある点である。第 3 に、ここまで本稿で検討してきたように、いずれの制度も万能ではなく、それぞれメリット・デメリットを抱えており、それらをよく吟味する必要がある点である。第 4 に、上記の 3 点にも共通するが、各制度は当該国・地域の政治的・文化的背景を所与のものとして策定・運用されているものであり、日本への導入を検討するにあたってはそれぞれの地域の実態に応じた注意深い検討が必要である点である。

また、地方自治を支える寄附金税制を検討するにあたっては、控除の原資を国税と地方税のいずれに求めるか、寄附先と寄附者の居住地が一致しない場合の負担をどのように調整するかが核心的な論点となる。韓国では、故郷愛寄附の税額控除の大宗を国税が負担することにより、地方財政への過度な負担集中を避けつつ制度運営がなされている。他方、北米調査では、地方の政策目標に応じて州等が独自の税制を上乗せしている事例が確認された。日本においては、地方自治の強化という観点から地方税を活用する方向性にも意義がある一方、現行の「ふるさと納税」のような受益と負担の乖離を再生産してはならない。よって、国税・地方税の役割分担、非居住地への寄附に対する控除の扱い、交付税等による調整の要否については、制度設計の初期段階から集中的に検討する必要がある。あわせて、法人寄附については、地方創生応援税制や韓国の企業版制度をめぐる議論が示すとおり、地域振興への活用余地がある一方、政経癒着や寄附の強制、税収減、寄附先の偏在等のリスクが大きいことから、法人に対する地方税からの控除を検討する場合には、対象地域、対象事業、企業関与の範囲、ガバナンスを厳格に限定することが前提となる。

さらに、税制以外の制度設計も含めた検討が重要である。実態調査では、「ふるさと納税」利用者のうち 36.5%が制度廃止後も寄附を継続する可能性があり、加えて税額控除手続を緩和すれば 10.4%が追加で寄附意向を示した。これは、適切な制度設計と利便性向上によって、現行の「ふるさと納税」利用者の一部を通常の寄附へ移行させ得ることを示している。したがって、今後は、税制改正と並行して、寄附先情報や使途、成果を分かりやすく提示するプラットフォームの整備、利便性の高い電子申告や簡便な控除手続の導入、NPO 等の認定基準の簡素化とガバナンス強化、寄附者との継続的関係を形成する広報、ロールモデルの可視化、寄附と使途を結び付けるマッチング支援、遺贈寄附等の受入体制整備といった周辺施策を一体的に進める必要がある。加えて韓国における調査で明らかになったように、税制の観点においては指定寄附制度の活用なども、より積極的に検討されることが望ましい。こうした取り組みによって、寄附先の選択コストを下げ、寄附が地域課題の解決にどのように結び付くかを見える化することは、税制上のメリットに偏らない寄附文化の醸成に不可欠である。

以上を踏まえた今後の方針としては、第 1 に、「ふるさと納税」については、課題の周知と合意形成を前提に、ワンストップ特例制度の見直し、返礼品・広告・運営コストに対する規律の強化、控除構造の見直し、地方交付税等による激変緩和の検討を通じて、段階的廃止に向けた工程を具体化することが必要である。第 2 に、その移行と並行して、通常の寄附金税制を中心に据えた新たな制度体系を設計し、各地方自治体が、その政策目標に応じて、特定寄附金の各類型、特定分野優遇等を適切に組み合わせられる仕組みを構築することが必要である。第 3 に、国と地方とが連携を取りながら、税制の対象となる寄附先、控除方式、控除上限・下限、繰越、対価、国税・地方税の役割分担、法人寄附の位置づけ等に関して、共通の制度原則についての検討を進めることが必要である。

今後の課題としては、まず、寄附の価格弾力性、所得階層別の効果、自治体間の資金移動、国・地方の減収見込みなど、制度設計の前提となるデータ基盤を整備することが挙げられる。次に、NPO 等を含む受入側の体制整備、認定・開示・監督の在り方を見直し、透明性と使いやすさを両立させることが必要である。さらに、制度移行期には、自治体、寄附者、NPO 等との丁寧な協議を通じ、改革の目的が「寄附の否定」ではなく、「地方自治の発展・深化に資する、より健全で持続可能な寄附制度への転換」にあることを明確に共有していく必要がある。日本の寄附金税制の検討は、現行の「ふるさと納税」の延

長線上で行うのではなく、地方自治の将来像を起点に、その実現手段として寄附と税制を再設計する作業として進めるべきである。その際、税制は中心的な手段ではあるが唯一の手段ではなく、制度の簡素さ、透明性、利便性、ガバナンスと一体で構築されてこそ、寄附は地方自治の発展・深化を支える持続的な基盤となり得る。

諸外国における寄附をめぐる税制の在り方及び「ふるさと納税」の利用実態に係る調査委託
最終報告書

2026 年 3 月

株式会社三菱総合研究所
インフラ・都市政策本部